

東京幡ヶ谷工場所在

物	数量	単価	価格
タイプライター	八四台	一一、二七〇、〇〇	九四六、六八〇、〇〇
空ドラム	六〇本	一一、二〇〇、〇〇	七二、〇〇〇、〇〇
ラレーム編物	三箱	三、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇
ブリキ板	三〇〇キロ	二五、〇〇	七、五〇〇、〇〇
丸棒	五〇〇キロ	三、八三五、〇〇	一九、一七五、〇〇

三八〇

東京三田工場所在

物	数量	単価	価格
四六半重オフセット輪転印刷機	一台	二七〇、〇〇〇、〇〇	二七〇、〇〇〇、〇〇

東京調布工場所在

物	数量	単価	価格
レンズメーター	三台	一〇、四〇〇、〇〇	一〇、四〇〇、〇〇

群馬縣前橋工場所在

物	数量	単価	価格
原簿	九台	一、〇三九、〇〇	九、三五一、〇〇
音類整理箱	三五個	三〇〇、〇〇	一〇、五〇〇、〇〇
本立	一五個	二〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇
衣掛	三五〇個	一〇、〇〇	三、五〇〇、〇〇
座机	四台	三八〇、〇〇	一、五二〇、〇〇

会社の経営及会社所有物の処分は会社本人たる原告に於てのみ爲し得る権利にして他の侵害を許さず、生産管理として持出し又は販賣することは原告の全く認めざるところなり。右持出しは被告等の共同責任に属する行爲なり故に連帯返還を求め若し返還し能はざるときは價格の連帯賠償を求むるものなり。

十三、原告会社調布工場は西多摩地方事務所に対し木炭供出代金六千六百圓受領の権利ありしところ労働爭議者側は不法にも之を昭和二十二年十一月中受領し原告に交付せず故に被告等の連帯責任として之を追求するものなり。

右訴提起候也

昭和二十三年一月十六日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 春田 定 雄

覺 書

- 一、再建計畫は経営協議會で協議する。
- 二、従業員の整理は原則として幡ヶ谷支部は五割、他の支部は六割とする。
- 三、整理の対象は全従業員とする。
- 四、退職者には十月分給料、解雇手当退職金を含めて一人平均一萬圓を支給す。
- 五、再建者の給與は税込平均三千六百圓とし十一月分給與より實施する。
- 六、給與體系は経営協議會で更新す。

此の覺書は二通作成し相互に取交す。

昭和二十二年十月十七日

建物表示

東京都澁谷區幡ヶ谷原町九二七番地所在

東京都港區芝三田豐岡町一番地所在

一鐵骨スレート瓦葺	機械工場	一棟	五四〇坪
一木造スレート葺	鑄物工場	一棟	一一坪
一木造モルタル瓦葺	鑄造工場	一棟	四七坪
一木造瓦葺	守衛室	一棟	一七坪
一木造モルタル瓦葺	倉庫	一棟	一一六坪
一木造モルタル葺	實驗工場	一棟	四五坪
一木造モルタル葺	守衛室	一棟	二坪

日本タイプライター株式会社
 取締役社長 城 森 省 三
 日本タイプライター労働組合
 中央委員長 宇 佐 美 光 政

東京都北多摩郡調布町下石原八ヶ通六〇〇番地所在

群馬縣群馬郡元總社村大原石倉一二九番地所在

一木造瓦葺	仕上工場	一棟	一五〇坪
一鐵骨瓦葺	仕上工場	一棟	一五六坪
一木造モルタル葺	仕上工場	一棟	六三坪
一木造瓦葺	部分品倉庫	一棟	一〇六坪五〇
一鐵骨コンクリート	書類倉庫	一棟	二八坪二六
一陸屋根葺			
一木造瓦葺	工場	一棟	三八二坪七五
一木造瓦葺	工場	一棟	三二坪
一木造亞鉛葺	倉庫	一棟	四二坪
一木造亞鉛葺	カチ工場	一棟	八坪
一木造亞鉛葺	事務所	一棟	一七坪二五
一木造瓦葺	住宅	一棟	一〇坪
一木造亞鉛葺	食堂	一棟	一七坪五〇
一木造亞鉛葺	倉庫	一棟	六一坪七五
一木造亞鉛葺	工場	一棟	一〇坪
一木造瓦葺	工場	一棟	七坪五〇

一木造瓦葺	工	場	一棟	七坪五〇	三八四
一木造瓦葺	工	場	一棟	四四坪	
一木造瓦葺	工	場	一棟	一〇坪	
一木造亞鉛葺	物	置	一棟	一一坪七五	
一木造亞鉛葺	製材	工場	一棟	一六坪	
一木造瓦葺	工	場	一棟	五二坪	
一木造瓦葺	工	場	一棟	三六坪	
一木造瓦葺	工	場	一棟	七〇坪	

(2) 假處分申請

東京都中央区寶町一丁目二番地

申請人 日本タイプライター株式会社

右代表取締役 城 森 省 三

右訴訟代理人辯護士 春 田 定 雄

市川市眞間九〇番地

被申請人 日本タイプライター株式会社に対する労働者側の争議團體

- 東京都北區稻付町一丁目三九三番地
 - 右代表者 青 山 元 久
 - 同 同會社轄ヶ谷工場に於ける労働者側争議團體
- 東京都杉並區上高井戸三丁目六四三番地
 - 右代表者 宇 佐 美 光 政
 - 同 同會社三田工場に於ける労働者側争議團體
- 東京都杉並區矢頭町一一〇番地
 - 清野方
 - 右代表者 小 林 猛
 - 同 同會社調布工場に於ける労働者側争議團體
 - 右代表者 柄 谷 秀 夫

申請の趣旨

- 一、別紙目録記載の不動産に對する被申請人等の占有を解き東京地方裁判所所屬執行吏に保管を命ず。
- 二、執行吏は申請人に對して右不動産の使用を許す。
- 三、被申請人等は申請人の前項使用に付之を妨害すべからず。
- 四、執行吏は右不動産に後記退職者人名簿に記載する者の入所することを禁ず、との御裁判を求む。

申請の原因理由

三八六

- 一、申請人は資本金貳千七百萬圓本店を東京都中央区、支店を東京、大阪、名古屋、福岡、工場を「東京都幡ヶ谷、三田、調布、志村、經堂」「群馬縣前橋」「大阪府三國毛馬」「長野縣諏訪」「石川縣金澤」「北海道札幌」等に有しタイプライター及其の附屬品並に印刷機械、謄寫版等の製造販賣を主たる業務とする特別經理會社にして、取締役、監査役を含めて勤務員昭和二十二年九月現在一千五百一十一名あり經濟上の實狀は會社經理應急措置法及企業再建整備法により特別損失金壹億四千九百萬圓餘となり其の損失補填として諸積立金を充當し更に株式を九割切捨て（即ち貳千七百萬圓を貳百七拾萬圓に）舊債務の四割を切捨つるも尙六千八百五十五萬圓の負債残存し其の上昭和二十一年八月十一日より本年九月末迄の債務の増加貳千八百六十七萬圓を加算すれば合計九千七百二十二萬圓となり一面同期間の損害を概算すれば貳千貳百七拾貳萬圓の損失あり月平均百七十九萬圓の赤字となる會社なり。
- 二、申請人會社内には日本タイプライター株式會社労働組合あり、同組合は
イ、同年九月二日附文書を以て危機突破資金として組合員本人一人に付二千五百圓及家族一人に付五百圓（但し四人にて打切）の支拂と退職金支給規定の設定。
ロ、同年九月五日附文書を以て組合員一人に付税込平均一ヶ月一千八百圓を税込平均一ヶ月四千九百圓手取一ヶ月三千六百圓（但し家族手當を含む車馬賃、厚生年金は含まず）の貸金支拂を申請人に對してなし來れり。
- 三、申請人は昭和二十二年九月九日以降長時間に亘り經營上の協議及經理上の説明をなし現在の經理上に於ては組合の要求を到底全面的に承認し難し事實を詳述し之を拒否せり。

但し税込一千八百圓を以てしては實際上生活不能なる事を察知し申請人は經理上困難なる中にも、

イ、九月九日には基準生産高を標準として税込一人平均一ヶ月二千三百圓を支給し基準生産高を超過せる場合は其超過生産に應ずる報償金及能率給を支給すると云ふ協議には應ずる用意ある旨を組合に對して明示したるも組合は之を肯ぜず。

ロ、九月十七日には右日に支拂ひたる金額を含めて突破資金を本人一千圓及家族一人に二百圓（四人にて打切）支拂ふこと、且イ、に記載する提案を十月より實施することを以て妥結することの提案をなせるも組合は承認せず。

四、申請人の經理狀況は第一項に記載する如く當時の生産實績にては所要の事業資金は愚か從來の従業員給與千八百圓すら支拂困難なるを無理し來たれるものなる結果、未拂金は累増して益々金繰りに窮し來れるものなり。然るに前記貸上げの問題にて組合員は九月五日以降殆んど怠業の状態に至り全く生産は皆無に均しくなり此の著しき生産の低下の結果は何を齎らせるやと云ふに、金融は止り金繰は愈々窮迫して當月の給料支拂も全く目算立たざる様なりたるものにして九月分の給料は九月二十五日以降四回に分轄して支拂ふことを餘儀なくするに至れり。

茲に於て申請人は從來の生産にて從來の給與を以てするも毎月百七十九萬圓の赤字となり債務の累増は著しく、爲に金融は絶え事業資金及給與の支拂共に困難に陥りたる際の賃上要求及怠業により以上の事業の繼續は申請人の破滅となり斯くては従業員に退職手當も出し得ざる結果の招來することを恐れたるものにして、申請人は萬策つき閉鎖を決意し九月二十二日經營協議會に提案説明の上手續を遂行すべく發表せり。其後團體交渉（九月二十五日、十月三日五日、九日）又は經營協議會を開催の上組合九月二十七日附書面を以て閉鎖反對を聲明し申請人は閉鎖の止むなきを續述せるものなり。

五、十月十三日申請人は組合に對し十五日を期し全工場事業場を閉鎖し、全従業員の退職及之に對する退職金の交付を致し度旨通知せり。

右に對し組合は「一、幡ヶ谷支部は五割、他支部は六割の人員整理を對象とする二、幡ヶ谷支部に於てはタイプライター月産三〇〇臺活字二五〇萬本を目標とする三、整理の人員には組合と會社が協議する四、退職金に付ては改めて交渉に入ること」を骨子として閉鎖を阻止めとする會社再建築を申入れたり。

六、申請人は閉鎖を決意せるは前述の理由によるものにして組合幡ヶ谷支部の申入書の人員整理のみにては資金難は解消せざるが故に此の申入書の受諾に甚だ躊躇せざるを得ざりしなり。然れども該申入書に明示しある生産計畫は例示的なるも労働組合に於て爾後最善の努力をなし事業の繼續及再建築を計る決心なりと認め其の熱意に動かされざるを得ざるに至れり。

元來申請人の事業經營は主製品たる幡ヶ谷のタイプライター製造に負ふところ多し。故に組合側も申入書に生産高を明示せるものなるべし。其の三〇〇臺と云ふ數字は申入當時の低調なる生産高とは雪泥の差はあるも過去數年間の實績たる昭和十七年五月より十九年十月迄のタイプライター一月一人當り生産率三臺三分前後と對比し其の半數に達せざる數字なり。而して現下の電力不足資金難等諸種の支障あるも申入案は工場員一人當り月タイプライター生産率一臺半と見らるゝものにして、従業員の熱意を以てすれば恐らく實行可能に至るべしと思料せり。萬一從來の如く豫定生産計畫の七割程度しか達成し得ざる場合は従業員一人平均千八百圓の給與の支拂もなし得ざることとなり會社は再び事業繼續は不可能に立入ること必然なり。

然るに餘剩人員整理をなし其の整理後の人員を以て明示されたる生産を確實に擧ぐるとすれば、少少の赤字出づると

するも辛うじて一人平均税込三千六百圓の給與支拂を想定し得べく即ち従業員多數を救ひ且つ會社再建を得べしと思考せり。

右事情の下に申請人は組合の再建築に對し之を受入るる旨十月十五日組合に對し通知せり。

七、組合には東京本社支部、東京支店支部（此支部には名古屋支店、福岡支店、仙臺出張所従業員を包含す）幡ヶ谷支部（此し支部には長野縣諏訪工場従業員を包含す）三田支部、調布支部、志村支部（以上東來所在）大阪支店支部、三國支部（以上大阪府所在）群馬縣前橋支部等あり前記再建申入案及會社の受入れに關する組合の爾後の處理方法に付ては團體交渉に委ねたるものにして

イ、東京支店支部は十月十七日午前八時三十分より長時間支部大會を開き同部所屬中央委員一任とし決議し之を實行せり。

ロ、幡ヶ谷支部に於ては十月十七日午前九時より午後三時迄支部闘争委員會を開催し右申入及會社受入案を承認する旨可決午後三時半頃より支部大會を開催、討議に移し午後六時頃討議を終結し無記名投票を以て採決の結果二百四票對一二五票の差を以て右案承認の大會を了したるもの如く同部所屬宇佐美、今井兩組合中央委員同日の會社對組合側の團體交渉に臨めり。

ハ、三田支部は十月十七日午前十時より午後七時まで大會を開き右申入及受入案を討議し人員整理を六割、五割、四割完全雇傭の四區別による投票或は同部所屬平野中央委員一任等の議論をなし平野中央委員は開票及議論の結果を了承して（開票及議論の結果は平野組合中央委員一任との結論なりし如し）右同様團體交渉に臨席せり。

ニ、調布支部は十月十六日退職金は最低一人平均一萬圓とすることの希望條件を附し右申入及受入案を承認し十七日

には支部大會を開催せず右團體交渉は同部所屬組合中央委員に一任せるもの如し。

ホ、前橋支部は同部所屬の組合の中央委員に一任せるもの如し志村支部亦中央委員に一任せるもの如し。

ヘ、大阪の支店及三國支部は本件經營協議會、團體交渉共に組合の關東在住中央委員に一任せる現状となりし爲め別に十七日及其前日に於て支部大會を開催せず關東在住中央委員に委したる形態なり。

ト、東京本社支部は申請人の閉鎖案に賛同し居たり關係上十六、十七日に支部大會の會議を爲さず。

而して本件組合の中央委員（中央委員は組合の合議及執行機關）は十二名なりしところ本社支部所屬の中央委員三名を除く其餘の全員出席尙他に組合員五十名程臨席の上申請人は同人等と十七日午後十時より十八日午前二時までの間團體交渉によりて別紙覺書に記載する協定をなし、申請人は當時の組合代表者中央委員長宇佐美光政との間に別紙昭和二十二年十月十七日附覺書を作成せり即ち其の協定條項左の如し。

- 一、再建計畫は經營協議會で協議する。
- 二、従業員の整理は原則として幡ヶ谷支部は五割他支部は六割とする。
- 三、整理の対象は全従業員とする。
- 四、退職者には十月分給料、解雇手當、退職金を含めて一人平均一萬圓を支給す。
- 五、再建者の給與は税込平均三千六百圓とし、十一月分給與より實施する。
- 六、給與體系は經營協議會で更新する。

（但書は省略）

而して閉鎖案に賛同なりし本社支部は十八日に之を撤回し右覺書契約を確認せり。

右覺書記載の條項は有効に契約せるものなり。

八、前記覺書協定に基き申請人は人員整理を進めたるものにして解雇の決定は經營協議會の協議又は非組合員たる従業員側及組合員たる従業員側（但非組合員ときは會社幹部及従業員代表）より入選委員を出すこととし其合議に基き會社之を決定せり。

イ、左記事務所又は工場の従業員（但左記（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（10）は組合加入（11）は組合中途脱退）に付ては本日迄に入選決定（尤も（8）（12）は事業經營たさざる爲め協議の上全員圓滿退職）を爲したり。

（1）東京支店（2）大阪支店（3）名古屋支店（4）福岡支店（5）仙臺出張所（6）札幌出張所（7）東京本社（但し本社従業員解雇者二十六名中には解雇豫告手當未受領者十二名あるも爭議行爲には出でず）（8）東京志村工場（9）東京經堂工場（10）長野縣諏訪工場（11）大阪三國工場（但し同工場従業員中には前記覺書協定に異議及爭議申出を爲し大阪地方労働委員會に提訴したるものなりしも昭和二十二年十二月八日申請人は同人等と改めて十月十七日附覺書に添ふ協定を爲し人員整理（解雇）を圓滿解決決定せり）（12）北海道札幌。

ロ、左記工場従業員（組合加入）は入選決定を終り送別會をも催し且昭和二十二年十月二十五日解雇豫告手當は長期缺勤者一名を除く全員受領（六十七名受領）せるに拘らず十一月二日協定を無効なりと主張し労働爭議行爲に出でたり。

東京調布工場（但し一部の人員は爭議に参加せず）

ハ、左記工場従業員は右覺書を承認し一應六割の人員整理に進みたるも同工場勞資共同の意見として同工場従業員四十六名中残留者二十名にては事實上工場經營不可能なりとの結論を生じ昭和二十二年十月二十日附にて二十四日圓

満裡に全員退職願を提出の上十月二十六日全員解雇被告手當を受領せり。然るに十一月六日前記覺書を無効と主張し労働争議行爲に出でたり。

三九二

群馬縣前橋工場（但し一部の人員は争議に参加せず）

ニ、左記工場従業員（組合加入）は一旦人選詮衡委員を選定したるに拘らず組合員側は人選に協力を爲さず事實上十月二十三日より労働争議行爲に出で且同日以降は右覺書を無効と主張するに至れり。

東京幡ヶ谷工場（但し一部の人員は争議に参加せず）

ホ、左記工場従業員（組合加入）は右協定に基き人選委員を選出すべく其の數を會社側に交渉まで爲したるに拘はらず俄然之を出すことを取止め人選に協力せず右覺書を無効と稱し十月二十日以降労働争議行爲に出でたり。

東京三田工場（但し一部の人員は争議に参加せず）

ハ、石川縣金澤工場従業員は前記組合加入せず本件整理未了なるも異議を唱へず勿論寸毫も労働争議行爲に出でざるなり。

即ち會社には二十ヶ所に近き事務所又は工場等あるものなるところ前記組合員にして右四ヶ所の工場に勤務せる者の中に労働争議を爲す者を生ずるに至れり。

被申請人其他争議者等は右十月十七日附覺書契約を無効なりと十月二十日乃至十一月六日以降主張し労働争議行爲に出でたるものなり。

九、後記調布工場争議者名簿中の退職者は昭和二十二年十月二十三日より二十六日迄の間に同月二十一日以降一月分の解雇被告手當を受領したるものなるを以て同日以降申請人との間に雇傭關係消滅せるなり。

第七項記載の覺書協定に基き申請人は幡ヶ谷工場従業員の整理を爲さんとしたところ第八項（ニ）記載する事情の下に組合員側は人選の協議に協力を爲さず、故に申請人は十二月六日同工場組合員側をして非組合員側と共に人選協議を爲さしむべく十一月四日之が催告を爲したるところ組合員側は尙且之を爲さざりし爲め、十二月六日非組合員側に解雇人員を合議し之に基き申請人は同所従業員百九十八名を解雇したるものにして、後記幡ヶ谷工場争議者名簿中の退職者は之に該當する人員の一部なり即ち同人等は十二月七日以降申請人との間に雇傭關係消滅せるものなり。

第八項（ホ）に記載する事情の下に三田工場組合員側は人選に協力せざるが故に申請人は十二月六日同工場組合員側に對し非組合員側と人選協議を爲さしむべく、十一月四日之が催告を爲したるところ尙且之を爲さず、仍て十二月六日非組合員側にて解雇人員を合議し之に基き申請人は同所従業員四十七名を解雇せり、即ち後記三田工場争議者名簿中の退職者は之に該當する人員の一部にして同人等も十二月七日以降申請人との間に雇傭關係消滅せるものなり。

右二工場の人員整理に付ては組合側參畫せざりし爲め非組合側の協議に基き申請人が解雇せるものなることを以て無効なりとすれば前記覺書契約は幾年の時日を経過するも實行不可能に終る不合理あるが故に有效なること多言を要せざる所なり。

七、申請人に對し右覺書契約を無効と稱し労働争議を爲す者は退職者及残留従業員の一部にして工場毎に團體を結成し且一括して單一團體となり連繫をとり以て争議行爲に出で居るものなり。

被申請人等は右事情の下に労働争議に出で昭和二十二年十一月四日生産管理に入る旨宣言し同月五日には別紙記載の不動産を占據し争議反對者たる會社使用人の入所を妨害し又は使用を排除しつつあるものなり。別紙不動産に付ては申請人が所有者として占有使用等の權利を有するものなり。

十一、本件争議者側は左記申請人所有に係る昭和二十二年十一月四日現在の製品資材又は動産を同年十一月四日以降申請人の許可なく持出せり。

三九四

持出したる物件の表示

東京幡ヶ谷工場所在	物	件	数量	単價	總價
東京幡ヶ谷工場所在	タイプライター	八四台	一、二七〇、〇〇	圓格	九四六、六八〇、〇〇
	空ドラ	六〇本	一、二〇〇、〇〇	圓格	七二、〇〇〇、〇〇
	フレイム鋸物屑	三噸	三、〇〇〇、〇〇	圓格	九、〇〇〇、〇〇
	ブリキ板	一噸	二五、〇〇	圓格	七、五〇〇、〇〇
	鐵丸	五〇〇キロ	三、八三五、〇〇	圓格	一九、一七五、〇〇
東京三田工場所在	物 <td>件 <td>数量 <td>單價 <td>總價</td> </td></td></td>	件 <td>数量 <td>單價 <td>總價</td> </td></td>	数量 <td>單價 <td>總價</td> </td>	單價 <td>總價</td>	總價
東京三田工場所在	四六半裁オフセット輪轉印刷機	二台	二七〇、〇〇〇、〇〇	圓格	五四〇、〇〇〇、〇〇
	菊半裁オフセット輪轉印刷機	一台	一五〇、〇〇〇、〇〇	圓格	一五〇、〇〇〇、〇〇
東京調布工場所在	物 <td>件 <td>数量 <td>單價 <td>總價</td> </td></td></td>	件 <td>数量 <td>單價 <td>總價</td> </td></td>	数量 <td>單價 <td>總價</td> </td>	單價 <td>總價</td>	總價
東京調布工場所在	レンズメーター	三台		圓格	一〇、四〇〇、〇〇
右其他若干點					

十二、會社の經營及び會社所有物の處分は會社本人たる申請人に於てのみ爲し得る權利にして他の侵害を許さず生産管理として持出し又は販賣することは申請人の全く認めざるところなり。殊に被申請人等の生産管理は従前會社が爲し居りたる態様と著しく異なるものにして全く違法なり。

被申請人等は本件不動産を占據することを以て労働争議生産管理に依るものなりと稱し適法なりと主張するものなるも申請人は之を否認す。會社より退職せる者が會社の不動産に入所し之を使用することの違法なること多言を要せず残留従業員と雖も會社不動産を占據し會社の建物使用又は作業行爲を妨害するは行過ぎたる行爲にして法に逸脱せる争議行爲なり。申請人は被申請人を相手方として御廳に對し團體交渉契約有效、人員整理確認及妨害排除等請求の本訴を提起したるものなること本案判決確定に至る迄前記侵害を放任するとせば回復すべからざる損害を生ずるが故に本件申請に及びたる次第なり。

右申請候也

昭和二十三年三月十日

申請代理人 春田定雄

東京地方裁判所 御中

(争議團體員名簿及び物件目録省略)

決定

當事者の表示(略)

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第四七〇號假處分申請事件につき、債権者の申請を相當と認め、債権者に三分半利國庫債券貳拾五萬圓也の保證を立てさせて、つぎの通り決定する。

主文

- 一、別紙目録の各建物に對する債務者等の占有を解いて、債権者の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる
 - 二、執行吏は債権者の申出により、右建物を債権者に使用させなければならぬ。
 - 三、執行吏は債務者團體員が右建物(作業所資材製品置場を除く)に立入ることを許さなければならぬが、債務者團體員は債権者が右建物において業務を行う場合これを妨害してはならない。
 - 四、執行吏は債権者の業務を妨害する債務者團體員に對しては、右建物より退去を命じ、かつ右建物への立入を禁ずることができし、その他前各項の趣旨の實效をあげるため適當な措置をとることができる。
- 昭和二十三年四月十九日

東京地方裁判所民事第拾四部

裁判長判事 新村 義廣
 判事 守屋 美孝

判事補 緒方 節郎

別紙物件目録(略)

假處分執行取消決定申立

東京都澁谷區幡ヶ谷原町九二七番地

申立人(債務者) 日本タイプライター株式會社に對する勞務者
 側の爭議團體 日本タイプライター労働組合

右代表者 青山 元久

東京都澁谷區幡ヶ谷原町九二七番地

申立人(債務者) 日本タイプライター株式會社幡ヶ谷工場に於
 ける勞働者側爭議團體 日本タイプライター労働組合幡ヶ谷支部

右代表者 宇佐 美光 政

東京都港區芝三田豐岡町一番地

申立人(債務者) 日本タイプライター株式會社三田工場に於け
 る勞働者側爭議團體 日本タイプライター労働組合三田支部

右代表者 小林 猛

東京都北多摩郡調布町下石原六〇番地

三九八

申立人(債務者) 日本タイプライター株式会社調布工場に於ける労働者側争議團體 日本タイプライター労働組合調布支部

東京都中央区京橋三丁目貳番地 根本ビル

右代表者 佐藤清吉

右代理人辯護士 東本紀方

同上 小澤茂

同上 牧野芳夫

同上 青柳盛夫

同上 森長英三郎

同上 藤井英男

同上 高木右門

東京都中央区寶町一丁目二番地三

被申立人(債権者) 日本タイプライター株式会社

右代表者取締役 城森省三

假處分執行取消申立事件

申立の趣旨

東京地方裁判所昭和二十三年ヨ第四七〇號假處分申請事件の假處分決定正本に基き東京地方裁判所執行吏が爲したる別紙目録記載の建物に對する假處分の執行は保證を條件として之を取消す。訴訟費用は被申立人の負擔とす。此の判決は假に執行することを得。との裁判を求む。

申立の理由

一、被申立人は申立人組合に對して東京地方裁判所昭和二十三年ヨ第四七〇號假處分申請事件の申請をなしたところ昭和二十三年四月十九日同裁判所は左の如き決定を爲した。

主 文

- 一、別紙目録の各建物に對する債務者の占有を解いて債権者の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる。
- 二、執行吏は債権者の申出により右建物を債権者に使用させなければならない。
- 三、執行吏は債務者團體員が右建物(作業所、資材製品置場を除く)に立入ることを許さなければならないが、債務者團體員は債権者が右建物において業務を行う場合これを妨害してはならない。

四、執行吏は、債権者の業務を妨害する債務者團體員に對しては、右建物より退去を命じかつ右建物への立入を禁ずることができし、その他前各項の趣旨の實效をあげるため適當な措置をとることが出来る。

四〇〇

二、被申立人の委任に因り東京地方裁判所執行吏は右假處分命令に基き昭和二十三年四月二十一日第一、二、五物件目録記載の建物に對して翌四月二十二日第三物件目録記載の建物に對して更に同月二十七日第四物件目録記載の建物に對して假處分の執行を爲した。

三、本件處分申請は申立人組合員等の被申立人に對する爭議行爲としての生産管理を違法なりとの理由により申請せられ裁判所亦被申立人の申請理由を相當と認めて假處分命令を爲したるものである。然しながら生産管理は終戦後の我國の特殊なる經濟的、政治的状況に原因して執らるるに至りたる爭議手段であつて生産管理の合法的なることは一般論者法律學者の夙に之を肯定せるところであつて裁判所の幾多の判例も亦之を適法としておることは既に公知の事實と謂はなければならぬ。然るに裁判所が公然平穩何等違法なる手段を用ひず約半年間繼續したる申立人組合員等の生産管理を突如として實質的に禁止する假處分命令を爲したることは労働者の罷業権を剝奪するものにして、極めて明瞭なる憲法及労働組合法、労働關係調整法の諸規定を無視蹂躪する資本家よう護の違法なる決定と謂ふも過言でな

四、申立人組合員等は被申立人の違法なるかく首人員整理と不當なる低賃銀に反對して餘儀なく爭議手段として生産管理を實施したものであつて申立人組合員等の生計を維持する爲には唯一無二の對抗手段であつた。この生産管理を違法として之を實質的に禁止する本件假處分命令は結果に於ては資本家の専しなる利己的、利欲追及をよう護し三百數十名に及ぶ申立人組合員等の生計を絶ち之等組合員及其の家族千數百名の者をが死に追込めるものである。

五、申立人組合員等と被申立人間の爭議行爲は前述せるが如く既に約半年間も繼續しており其の間申立人組合より東京地方労働委員會に對して爭議の斡旋の申請があり労働委員會は熱意を以て斡旋に着手し爭議は解決の氣運に向きつつあつた。たゞ解決を遅らせた唯一の原因は自己の利欲追及にのみ急にして労働者の生活條件を顧慮せず労働委員會の公正なる斡旋條件を容認しない被申立人のがん迷なる態度にあつた。被申立人が労働委員會の斡旋條件を容認せず之を拒否せる眞意は申立人組合の弱體化を圖り申立人組合員をあく迄低賃金で酷使しようとする違法不當なる野望を貫徹しようとするところにある。

被申立人は利己的利欲追求に急なる餘り前述の如く本件當事者間の爭議は労働委員會の斡旋によつて解決の氣運に向いつつあるにも不拘労働委員會の斡旋条件よりも一層資本家に有利にして労働者に不利なる條件にて爭議を解決せんと計畫して本件假處分申請を爲したものである。

この假處分申請の目的とするところは被申立人が申請の趣旨として主張する建物の保全處分に非ずして申立人組合等の生産管理を違法なりと強辯して實質的に労働者の爭議手段を奪ひ労働者及び其の家族の生活を危殆に陥しめ申立人組合員等を屈服せしめんとするにある。さればこそ本件假處分執行後は被申立人は急速に強硬なる態度を持し労働委員會の斡旋条件を無視して被申立人自身の提示する資本家に有利なる条件を申立人組合に強要するに至つた。かくして労働委員會の公正なる斡旋を極めて困難ならしむる状況に陥らしめた本件假處分申請こそは憲法及労働組合法、労働關係調整法を無視蹂躪する最も惡質なる被申立人組合に對する爭議手段たる性質を有するものである。右労働關係法規の規定する所に依れば資本家の違法不當なる利己的利欲追求をソ止し労働關係を適正なる條件に於て斡旋調停するは労働委員會の使命であり右諸法規の立法精神も亦こゝに存する。労働委員會の使命と労働關係諸法規の立法精神

を無視蹂躪する本件假處分は徹底的に排斥されるべきである。

六、前述せる如く本件假處分は憲法労働組合法、労働関係調整法を無視蹂躪し唯一無二の申立人組合の争議手段を奪ひ申立人組合を弱体化し申立人組合員を被申立人に屈服せしめ且申立人組合員及其の家族千数百名の者をが死に追込む資本家の最も悪質なる争議手段であることは申立人組合員は勿論一般労働者の本能的に熟知するところである。されば本件假處分執行に際して豫期せざる摩さつが生じ執行そのものが極めて險悪なる状況を醸成したるのみならず一旦執行されたる目的物が一部申立人組合員及其他の多数の労働者によつて奪還されるといふ紛争事件を惹起せしめたのである。

かゝる紛争事件は本件假處分執行が繼續するかぎり何時發生するやも圖り知れざる状態にある。しかしながら勞資關係を適正合理的に調整するためにはかくの如き紛争事件發生の根據をなす原因を除去するが急務なることは自明の事實と謂はなければならぬ。

依て右假處分命令に基く執行の取消を求めるものである。
右申立をする。

昭和二十三年四月

右申立代理人

訴 状 (3)

東京都中央区寶町一丁目二番地

原告 日本タイプライター株式会社

右代表者 取締役 城 森 省 三

東京都千代田區丸ノ内一丁目二番地

日本工業俱樂部五階

右訴訟代理人辯護士 春 田 定 雄

群馬縣群馬郡元總社村大字石倉一二九番地

被告

岩 崎 源 八

同 所

被告

須 田 留 美

同 所

被告

多 賀 谷 和 幸

同 縣同 郡同 村大字石倉三七八番地

被告

金 井 照 子

建物明渡損害賠償等請求事件

同 縣同 郡同	村大字石倉一三一番地	村上 金次郎
被告		
同 縣同 郡同	村大字石倉四二二番地	島津 隆久
被告		
同 縣同 郡同	村大字石倉四二三番地	高山 安三
被告		
同 縣同 郡同	村大字石倉二三番地	吉野 茂子
被告		
同 縣同 郡同	村大字石倉一一四番地	力丸 善次郎
被告		
同 縣勢多郡南橋村大字小出六四四番地		有海 乾三
被告		
同 縣前橋市堀川町四七番地		渡邊 政治
被告		
同 縣同 市石川町二七番地		岩丸 ぬい
被告		

請求の趣旨

被告等は原告に對して昭和二十二年十一月二十五日以降雇傭契約消滅せることを確認す。
 被告等は原告に對して別紙目録記載の建物を明渡すべし。
 被告等は原告に對して昭和二十二年十一月二十四日現在前橋工場に存在せる書類整理箱四〇箇、事務用平机三脚、座机五脚、謄寫版七七台、ゴムローラー一六本、帳簿立一五箇、木材五石、衣紋掛三五〇箇に付販賣權なきことを確認し且右物件を引渡すべし。若し引渡し能はざる時は謄寫版一台に付一千六百二十一圓、書類整理箱一箇に付三百圓、本立一個に付二十圓、衣紋掛一個に付十圓、座机一脚に付三百八十圓事務用平机一脚に付七百圓、ゴムローラー一本に付八十一圓、木材一石に付七百五十圓の割合に依る損害金を支拂ふべし。
 訴訟費用は被告等の負擔とす。
 との御判決及給付請求に付ては假執行の御宣言を求む。

請求の原因

一、原告は資本金二千七百萬圓、本店を東京都中央区、支店を東京大阪名古屋福岡、工場を「東京都幡ヶ谷、三田、調布、志村、經堂」「群馬縣前橋」「大阪府三國、毛馬」「長野縣諏訪」「石川縣金澤」「北海道札幌」等に有シタイ
 プライター及其附屬品並に印刷機械、謄寫版等の製造販賣を主たる業務とする特別經理會社にして取締役監察役を含めて勤務員昭和二十二年九月現在一千五百五十一名あり、經濟上の實狀は會社經理應急措置法及企業再建整備法により

特別損失額金一億四千九百萬圓餘となり其損失保填として諸積立金を充當し更に株式を九割切捨て（即ち二千七百萬圓を二百七十萬圓に）且債務を四割を切捨つるも尙六千八百五十五萬圓の負債残存し其上昭和二十一年八月十一日より本年九月末迄の債務の増加二千八百六十七萬圓を加算すれば合計九千七百二十二萬圓となり一面同期間の損害を概算すれば二千二百七十二萬圓の損失あり月平均百七十九萬圓の赤字となる會社なり。

一、被告等は昭和二十二年九月現在原告の従業員にして原告工場事業場内（但東京都經堂、大阪府毛馬、石川縣金澤、北海道札幌の工場は除く）従業員を以て組織する日本タイプライター労働組合の組合員なりしところ同組合は
イ、同年九月二日付文書を以て危機突破資金として組合員本人一人に付二千五百圓及家族一人に付五百圓（但四人にて打切）の支拂と退職金支給規定の設定

ロ、同年九月五日付文書を以て組合員一人に付税込平均一ヶ月一千八百圓を税込平均一ヶ月四千九百圓手取一ヶ月三千六百圓（但家族手當を含む、車馬賃、厚生年金は含まず）の貸金支拂を九月分より要求、
を原告に對して爲し來れり。

三、原告は右組合との間に労働協定書あり其第十二條に一、従業員の採用、解雇、異動及賞罰等に關する事柄二、賃金基本及諸給與、退職手當、職制諸規定の制定變更廢止等に關する事柄三、福利厚生施設の運営に關する事柄四、工場事業場の閉鎖、長期休業、名義變更其他組合に重大なる影響ありと認めらるる事柄に付ては經營協議會を通して行ふ旨の協約あり又團體交渉は經營協議會に代はるものとして其交渉を爲し來れる慣例あり故に原告は組合との經營協議會（九月九日、十一日、十二日、二十二日）又は團體交渉（九月十七日、十八日）を以て昭和二十二年九月九日以降長時間に亘り經營上の協議及經理上の説明を爲し現在の經理上に於ては組合の要求を到底全面的に承認し難き事實を詳

述し之を拒否せり。但税込一千八百圓を以てしては實際上生活不能なるを察知し原告は經理上困難なる中にも、
イ、九月九日には基準生産高を標準として税込一人平均一ヶ月二千三百圓を支給し基準生産高を超過せる場合は其超過生産に應ずる報償金及能率給を支給すると云ふ協議には應ずる用意ある旨を組合に對して明示したるも組合は之を肯ぜず。

ロ、九月十二日には突破資金として一人平均六百四十圓（本俸相當額）を提案し十六日に支拂ひ、
ハ、九月十七日には右ロに支拂ひたる金額を含めて突破資金を本人一千圓及家族一人二百圓（四人にて打切）支拂ふこと且イに記載する提案を十月より實施することを以て妥結することの提案を爲せるも組合は承認せず。

四、原告の經理狀況は第一項に記載する如く當時の生産實績にては所要の事業資金は愚か從來の従業員の給與千八百圓すら支拂至難なるを無理し來たれるものなる結果、未拂金は累増して益々金繰りに窮し來れるものなり。然るに前記賃上げの問題にて組合員は九月五日以降殆ど怠業の状態に至り全く生産は皆無に均しく爲り此著しき生産の低下の結果は何を齎らせるやと云ふに金融は止まり金繰りは愈々窮迫して當月の給料支拂ひも全く目算立たざる様爲りたるものにして、九月分の給料は九月二十五日以降四回に分割して支拂ふことを餘儀なくするに至れり。

茲に於て原告は從來の生産にて從來の給與を以てするも毎月百七十九萬圓の赤字となり債務の累増は著しく爲めに金融は絶え事業資金及給與の支拂共に困難に陥り居りたる際の質上の要求及怠業により之以上の事業繼續は原告の破滅となり、斯くては従業員に退職手當も出し得ざる結果の招來することを恐れたるものにして、原告は萬策つき閉鎖を決意し九月二十二日經營協議會に提案説明の上其手續を遂行すべく發表せり、其後團體交渉（九月二十五日、十三日、五日、九日）又は經營協議會を開催の上組合は九月二十七日附書面を以て閉鎖反對を聲明し原告は閉鎖の止むな

特別損失額金一億四千九百萬圓餘となり其損失保填として諸積立金を充當し更に株式を九割切捨て（即ち二千七百萬圓を二百七十萬圓に）且債務を四割を切捨つるも尙六千八百五十五萬圓の負債残存し其上昭和二十一年八月十一日より本年九月末迄の債務の増加二千八百六十七萬圓を加算すれば合計九千七百二十二萬圓となり一面同期間の損害を概算すれば二千二百七十二萬圓の損失あり月平均百七十九萬圓の赤字となる會社なり。

二、被告等は昭和二十二年九月現在原告の従業員にして原告工場事業場内（但東京都經堂、大阪府毛馬、石川縣金澤、北海道札幌の工場は除く）従業員を以て組織する日本タイプライター労働組合の組合員なりしところ同組合はイ、同年九月二日付文書を以て危機突破資金として組合員本人一人に付二千五百圓及家族一人に付五百圓（但四人にて打切）の支拂と退職金支給規定の設定

ロ、同年九月五日付文書を以て組合員一人に付税込平均一ヶ月一千八百圓を税込平均一ヶ月四千九百圓手取一ヶ月三千六百圓（但家族手當を含む、車馬賃、厚生年金は含まず）の貸金支拂を九月分より要求、を原告に對して爲し來れり。

三、原告は右組合との間に労働協定書あり其第十二條に一、従業員の採用、解雇、異動及賞罰等に關する事柄二、賃金基本及諸給與、退職手當、職制諸規定の制定變更廢止等に關する事柄三、福利厚生施設の運営に關する事柄四、工場事業場の閉鎖、長期休業、名義變更其他組合に重大なる影響ありと認めらるる事柄に付ては經營協議會を通して行ふ旨の協約あり又團體交渉は經營協議會に代はるものとして其交渉を爲し來れる慣例あり故に原告は組合との經營協議會（九月九日、十一日、十二日、二十二日）又は團體交渉（九月十七日、十八日）を以て昭和二十二年九月九日以降長時間に亘り經營上の協議及經理上の説明を爲し現在の經理上に於ては組合の要求を到底全面的に承認し難き事實を詳

述し之を拒否せり。但税込一千八百圓を以てしては實際上生活不能なるを察知し原告は經理上困難なる中にも、

イ、九月九日には基準生産高を標準として税込一人平均一ヶ月二千三百圓を支給し基準生産高を超過せる場合は其超過生産に應ずる報償金及能率給を支給すると云ふ協議には應ずる用意ある旨を組合に對して明示したるも組合は之を肯せず。

ロ、九月十二日には突破資金として一人平均六百四十圓（本俸相當額）を提案し十六日に支拂ひ、

ハ、九月十七日には右ロに支拂ひたる金額を含めて突破資金を本人一千圓及家族一人二百圓（四人にて打切）支拂ふこと且イに記載する提案を十月より實施することを以て妥結することの提案を爲せるも組合は承認せず。

四、原告の經理狀況は第一項に記載する如く當時の生産實績にては所要の事業資金は愚か従来の従業員の給與千八百圓すら支拂至難なるを無理し來たれるものなる結果、未拂金は累増して益々金繰りに窮し來れるものなり。然るに前記賃上げの問題にて組合員は九月五日以降殆ど怠業の状態に至り至く生産は皆無に均しく爲り此著しき生産の低下の結果は何を齎らせるやと云ふに金融は止まり金繰りは愈々窮迫して當月の給料支拂ひも全く目算立たざる様爲りたるものにして、九月分の給料は九月二十五日以降四回に分割して支拂ふことを餘儀なくするに至れり。

茲に於て原告は従来の生産にて従来の給與を以てするも毎月百七十九萬圓の赤字となり債務の累増は著しく爲めに金融は絶え事業資金及給與の支拂共に困難に陥り居りたる際の賃上の要求及怠業により以上の事業繼續は原告の破滅となり、斯くては従業員に退職手當も出し得ざる結果の招來することを恐れたるものにして、原告は萬策つき閉鎖を決意し九月二十二日經營協議會に提案説明の上其手續を遂行すべく發表せり、其後團體交渉（九月二十五日、十日三日、五日、九日）又は經營協議會を開催の上組合は九月二十七日附書面を以て閉鎖反對を聲明し原告は閉鎖の止むな

きを横述せるものなり。

五、十月十三日原告は組合に對し十五日を期して全工場事業場を閉鎖し全従業員の退職及之に對する退職金の交付を致度き旨通知せり。

右に對し組合は「一、幡ヶ谷支部は五割他支部は六割の人員整理を對象とする二、幡ヶ谷支部に於てはタイプライター一月産三〇〇台、活字二五〇萬本を目標とする三、整理の人員には組合と會社が協議する四、退職金に付ては改めて交渉に入ること」を骨子とし閉鎖を取止めとする會社再建案を申入れたり。但右申入れは次の事情に因れり「工場事業場の閉鎖は従業員約千二百名の失業を來すものにして遺憾此の上もなく社會的重大問題なり、従業員の實狀を考ふるに現給税込千八百圓にては到底生活至難なり又會社の現狀を見るに従業員の現給料をも満足に支拂ひ得ず生産能率は低下し金繰りは行詰る一方なり。此のチレンマは原告會社のみの問題に非ずして敗戦日本の冷酷悲惨なる現狀なるところ之を放擲し置かば勞資共倒れと爲るより外に途なし組合は思案に暮れ前社長福田耕に對し幡ヶ谷工場への來場を懇請の上同人の意見を聞き茲に打開策として（イ）人員の大整理（ロ）残留従業員の待遇改善（ハ）主要工場の能率増進を企劃し組合の再建案として立案せるものなり而して其申入は原告は上述の如く毎月の給料支拂にも困窮せる關係上閉鎖を取止むるも餘剩人員整理は早晚爲すことを要し各會社の企業整備を爲す時期に至れば失業者に氾濫するが故に一日たりとも早きは従業員の爲なりと思料せること、現給を以てしては生活不能なるを以て労働能率昇らざることを、給與の改善と其支給方法は原告が再建出發の經營協議會にて協議する能率給に重きを置き生産と直結する方法を考へること、停電を考慮するも生産大能率を擧ぐることに等以上の構想にて爲し得る丈の最後の努力を爲し、尙且到底爲し得ざるときは涙を呑みて従業員手をつなきて會社を去ること、其時は退職手當も見込なしと考ふれば残留

者こそ眞の決死隊なり。勞資共にスクラム組んで必死の努力を試みんが爲の案とし且組合決定の最終の意思表示と爲したるものなり。

六、原告は閉鎖を決意せるは前述の理由に依るものにして、組合幡ヶ谷支部の申入書の人員整理のみにては資金難は解消せざるが故に、此申入書の受諾に甚だ躊躇せざるを得ざりしなり。然れども該申入書に明示しある生産計畫は例示的なるも労働組合に於て、爾後最善の努力を爲し事業の繼續及企業の再建整備を計る決心なりと認め其熱意に動かされざるを得ざるに至れり。

元來原告の事業經營は主製品たる幡ヶ谷のタイプライター製造に負ふところ多し。故に組合側も申入書に生産高を明示せるものなるべし、其三百台と云ふ數字は申入當時の低調なる生産高とは雲泥の差はあるも過去數年間の實績たる昭和十七年五月より十九年十月迄のタイプライター一月一人當り生産率約三台三分前後と對比し其半數にも達せざる數字なり。而して現下の電力不足、資金難等諸種の支障あるも申入案は工場員一人當り月タイプライター生産率一台半と見らるるものにして従業員の熱意を以てすれば恐らく實行可能に至るべしと思料せり。

萬一從來の如く豫定生産計畫の七割程度しか達成し得ざる場合は従業員一人平均税込千八百圓の給與の支拂も爲し得ざることとなり、會社は再び事業繼續は不可能に立入ること必然なり。然るに餘剩人員整理を爲し其整理後の人員を以て明示されたる生産を確實に擧ぐるとすれば、少々の赤字出づるとするも辛うじて一人平均税込三千六百圓の給與支拂を想定し得べく即ち従業員多數を救ひ且會社再建を得べしと思料せり。

右事情の下に原告は組合の再建案に對し之を受入る旨十月十五日組合に對して通知せり。

七、組合には東京本社支部、東京支店支部（此支部には名古屋支店、福岡支店、仙台出張所従業員を包含す）、幡ヶ谷

支部（此支部には長野縣諏訪工場従業員を包含す）、三田支部、調布支部、志村支部（以上東京都所在）大阪支店支部三國支部（以上大阪府所在）群馬縣前橋支部等あり前記再建申入案及會社の受入に關する組合の爾後の處理方法に付ては團體交渉に委ねたるものにして、

イ、東京支店支部は十月十七日午前八時三十分より長時間支部大會を開き同部所屬中央委員一任と決議し之を實行せり。

ロ、幡ヶ谷支部に於ては十月十七日午前九時より午後三時迄支部闘争委員會を開催し右申入及會社受入案を承認する旨可決午後三時半頃より支部大會を開催討論に移し午後六時頃討論を終結し無記名投票を以て採決の結果、二百四票對一二五票の差を以て右案承認の大會を了したるもの如く同部所屬宇佐美、今井兩組合中央委員同日の原告對組合間の團體交渉に臨めり。

ハ、三田支部は十月十七日午前十時より午後七時迄大會を開き右申入及受入案を討論し人員整理を六割、五割、四割完全雇傭の四區別による投票或は同部所屬平野中央委員一任等の議論を爲し平野中央委員は開票及議論の結果を了承して（開票及議論の結果は平野組合中央委員一任との結論なりしが如し）右同様團體交渉に臨席せり。

ニ、調布支部は十月十六日退職金に最低一人平均一萬圓とすることの希望條件を附し右申入及受入案を承認し十七日には支部大會を開催せず右團體交渉は同部所屬組合中央委員に一任せるもの如し。

ホ、前橋支部は同部所屬の組合の中央委員に一任せるもの如し。志村支部亦中央委員に一任せるもの如し。

ヘ、大阪の支店及三國支部は本件經營協議會、團體交渉共に組合の關東在住中央委員に一任せる現状と爲り在りし爲め、別に十七日及其前日に於て支部大會を開催せず、關東在住中央委員に委したる形態なりしなり。

ト、東京本社支部は原告の閉鎖案に賛同し居りたる關係上十六、七日に支部大會の會議を爲さず。

而して本件組合の中央委員（中央委員は組合の合議及執行機關）は十二名なりしところ、本社支部所屬の中央委員三名を除く其餘の全員出席尙他に組合員五十名程臨席の上原告は同人等と十七日午後十時より十八日午前二時迄の間團體交渉によりて、別紙覺書に記載する協定を爲し、原告は當時の組合代表者中央委員長被告宇佐美光政との間に別紙昭和二十二年十月十七日附覺書を作成せり。即ち其協定條項左の如し、

（一）再建計畫は經營協議會で協議する。

（二）従業員の整理は原則として幡ヶ谷支部は五割、他の支部は六割とする。

（三）整理の対象は全従業員とする。

（四）退職者には十月分給料、解雇手當、退職金を含めて一人平均一萬圓を支給す。

（五）再建者の給與は税込平均三千六百圓とし十一月分給與より實施する。

（六）給與體系は經營協議會で更新す。

尙右（四）の實施は右（二）の決定次第開始し、最後期日は十一月十日とす、退職者の人名は十月二十日までに決定し十六日以降五日間の給料は日割計算により支拂す。

而して閉鎖案に賛同なりし本社支部は十八日に之を撤回し右覺書契約を確認せり。
右覺書記載の條項は有効に契約せるものなり。

八、前記覺書協定に基き原告は人員整理を進めたるものにして解雇の決定は經營協議會の協議又は非組合員たる従業員側及組合員たる従業員側（但、非組合のときは會社幹部及従業員代表）より入選委員を出すこととし、其合議に基き原

台之を決定せり。

四一二

イ、左記事務所又は工場の従業員（但左記(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(10)は組合加入(11)は組合中途脱退）に付ては本訴提起當時迄に入選決定（尤も(8)(12)は事業経営たざる爲め協議の上全員圓滿退職）を爲したり(1)東京支店(2)大阪支店(3)名古屋支店(4)福岡支店(5)仙台出張所(6)札幌出張所(7)東京本社（但本社従業員解雇者二十六名中には解雇豫告手當未受領者十二名あるも争議行爲には出でず）(8)東京志村工場(9)東京經堂工場(10)長野縣諏訪工場(11)大阪三國工場（但同工場従業員中には前記覺書協定に異議及争議申出を爲し大阪地方労働委員会に提訴したるものなりしも昭和二十二年十二月八日原告は同人等と改めて十月十七日附覺書に添ふ協定を爲し人員整理（解雇）を圓滿解決決定せり）(12)北海道札幌工場、

ロ、左記工場従業員（組合加入）は入選決定を終り送別會をも催し且昭和二十二年十月二十五日解雇豫告手當は長期缺勤者一名を除く全員受領（六十七名受領）せるに拘らず十一月二日協定を無効なりと主張し労働争議行爲に出でたり。

東京調布工場（但一部の人員は争議に参加せず）

ハ、左記工場従業員は右覺書を承認し一應六割の人員整理に進みたるも同工場勞資共同の意見として、同工場従業員四十六名中残留者二十名にては事實上工場経営不可能なりとの結論を生じ、昭和二十二年十月二十一日附にて二十四日圓滿裡に全員退職願を提出の上十月二十五日全員解雇豫告手當を受領せり。然るに十一月六日前記覺書を無効と主張し労働争議行爲に出でたり。

群馬縣前橋工場（但一部の人員は争議に参加せず）

ニ、左記工場従業員（組合加入）は一旦入選銓衡委員を選定したるに拘らず、組合員側は入選に協力を爲さず事實上十月二十三日より労働争議行爲に出で、且同日以降は右覺書を無効と主張するに至れり。

東京幡ヶ谷工場（但一部の人員は争議に参加せず）

ホ、左記工場従業員（組合加入）は右協定に基き入選委員を選出すべく其數を會社側に交渉迄爲したるに拘らず、俄然之を出すことを取止め入選に協力せず右覺書を無効と稱し十月二十日以降労働争議行爲に出でたり。

東京三田工場（但一部の人員は争議に参加せず）

ヘ、石川縣金澤工場従業員は前記組合に加入せず本件整理未了なるも異議を唱へず勿論寸毫も労働争議的行爲に出でざるなり。

即ち原告会社には二十ヶ所に近き事務所又は工場等あるものなるところ前記組合員にして右四ヶ所の工場に勞務せる者の中に労働争議を爲すものを生ずるに至れり。

九、被告等は前記前橋工場従業員なりしところ昭和二十二年十月二十日附を以て同月二十四日原告に對する退職願を出し同月二十六日に同月二十一日以降一月分の解雇豫告手當を受領したるものなるを以て同日以降原告との間に雇傭關係消滅せるものなり。

十、日本タイプライター労働組合の組合員たることは原告の従業員たることを要件とするものなるが故に前記解雇豫告手當を受領し退職せる被告等は組合員たる資格を喪失し昭和二十二年十一月二十五日以降原告との間に雇傭契約の消滅せること明白なり。

十一、被告等は右事情の下に労働争議に出で昭和二十二年十一月六日生産管理に入る旨宣言し、別紙記載群馬縣所在の

建物に不當に入所し建物占據の上、爭議反對者たる原告使用人の入所を妨害し若くは右建物に入所従業することを妨害しつづつあるものなり。

尙本件建物中壹號（木造亞鉛葺貳階建居室壹棟、建坪拾七坪貳合五勺外貳階建拾貳坪）の家屋階下に付ては、須田留美、十六號（木造瓦葺平家建納屋壹棟、建坪拾坪）の家屋に付ては岩崎源八、訴外石川久男、多賀谷和幸、尙五號（木造亞鉛葺平家建納屋壹棟、建坪拾七坪五合）の家屋の炊事場と便所とは右等四名に於て個人として使用せる部分ありしも昭和二十二年十月二十四日以降度々明渡の要求を爲せるものなり。

別紙建物及工場に付ては原告が所有者且經營者として所有占有作業の權利を有するものなり。

十二、本件爭議者側（労働者側）は左記原告所有に係る昭和二十二年十一月二十五日現在の製品又は資材、動産を同年十一月八日より昭和二十三年二十八日迄の間に原告の許可なく持出せり。

群馬縣前橋工場所在

品名	數量	單價	金額
書類整理箱	四〇個	三〇〇、〇〇	一二、〇〇〇、〇〇
平机(事務用)	三脚	七〇〇、〇〇	二、一〇〇、〇〇
座机	五脚	三八〇、〇〇	一、九〇〇、〇〇
膠版	七七張	六二一、〇〇	二四、八一七、〇〇
寫版	一六本	八一、〇〇	一、二九六、〇〇
ゴムローラー	一五個	二〇、〇〇	三〇〇、〇〇
帳簿	五石	七五〇、〇〇	三、七五〇、〇〇
木材	三五〇個	一〇、〇〇	三、五〇〇、〇〇
衣紋掛			
計	一四九、六六三		

會社の經營及會社所有物の處分は會社本人たる原告に於てのみ爲し得る權利にして他の侵害を許さず、生産管理として持出し又は販賣することは原告の全く認めざるところなり。右持出しは被告等の共同責任に屬する行爲なり。故に連帶返還を求め、若し返還し能はざるときは價格の連帶賠償を求むるものなり。

右訴提候也

昭和二十三年四月十四日

前橋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 春田定雄

物件目録

群馬縣元總社村大字石倉字筑地下百貳拾九番ノ壹
家屋番號 大字石倉四拾九番
壹號

一、木造亞鉛葺貳階建居室 壹棟

建坪 拾七坪貳合五勺

外貳階坪 拾貳坪

附屬建物

貳號

一、木造亞鉛葺平家建工場兼納屋 壹棟

建 坪 六拾壹坪七合五勺

參號

一、木造亞鉛葺平家建納屋 壹棟

建 坪 七坪

四號

一、木造瓦葺貳階建物置 壹棟

建 坪 四拾四坪

外貳階坪 拾貳坪

五號

一、木造亞鉛葺平家建納屋 壹棟

建 坪 拾七坪五合

六號

一、木造瓦葺平家建納屋 壹棟

建 坪 拾坪

七號

一、木造亞鉛葺平家建仕事場 壹棟

建 坪 拾坪

同村字筑地下百貳拾九番ノ壹
家屋番號 大字石倉四拾九番ノ貳
壹號

一、木造瓦葺平家建仕事場 壹棟

建 專 七坪五合

附屬建物

貳號

一、木造瓦葺平家建仕事場 壹棟

建 坪 參拾六坪

參號

一、木造亞鉛葺平家建製材場 壹棟

建 坪 五拾貳坪

四號

一、木造瓦葺平家建仕事場 壹棟

建 坪 四坪五合五勺

五號

一、木造瓦葺平家建仕事場 壹棟

建坪 拾壹坪七合五勺

六號

一、木造亞鉛葺平家建物置 壹棟

建坪 拾六坪

以上

不動産假處分申請

東京都中央区寶町一丁目二番地

申請人 日本タイプライター株式会社

右代表者取締役 城 森 省 三

右訴訟代理人辯護士 春 田 定 雄

群馬縣群馬郡元總社村大字石倉一二九番地

被申請人 岩 崎 源 八

外十五名

申立の主旨

被申請人等の別紙目録に記載する不動産に對する占有を解き之を東京都港区芝三田綱町一番地城森省三の保管に附す。

執行吏は申請人をして右不動産の使用を許す。

被申請人等は右不動産に入所するべからずとの御裁判を求む。

申請の原因理由

一、申請人は資本金貳千七百萬圓本店を東京都中央区、支店を東京、大阪、名古屋、福岡、工場を東京幡ヶ谷、三田、調布、志村、經堂、「群馬縣前橋」「大阪府三國毛馬」「長野縣諏訪」「石川縣金澤」「北海道札幌」等に有しタイプライター及其附屬品並に印刷機械、謄寫版の製造販賣を主たる業務とする特別經理會社にして取締役、監査役を含めて勤務員昭和二十二年九月現在一千五百一十一名あり經濟上の實狀は會社經理應急措置法及企業再建整備法により特別損失額金壹億四千九百萬圓餘となり其損失補填として諸積立金を充當し更に株式を九割切捨て（即ち貳千七百萬圓を貳百七拾萬圓に）且債務の四割を切捨つるも尙六千八百五拾萬圓の負債残存し其上昭和二十一年八月十一日より本年九月末迄の債務の増加貳千八百六拾七萬圓を加算すれば合計九千七百貳拾貳萬圓となり一面同期間の損害を換算すれば貳千貳百七拾貳萬圓の損失あり月平均百七拾九萬圓の赤字となる會社なり。

二、申請人會社内には日本タイプライター株式会社労働組合あり。

同組合は

イ、同年九月二日附文書を以て危機突破資金として組合員本人一人に付二千五百圓及家族一人に付五百圓（但し四人にて打切）の支拂と退職金支給規定の設定。

ロ、同年九月五日附文書を以て組合員一人に付税込平均一ヶ月一千八百圓を税込平均一ヶ月四千九百圓を、手取一ヶ月

月三千六百圓（但家族手當を含む、車馬賃、厚生年金は含まず）の貸金支拂を申請人に對してなし來れり。

三、申請人は昭和二十二年九月九日以降長時間に亘り經營上の協議及經理上の説明をなし現在の經理上に於ては組合の要求を到底全面的に承認すべき事實を詳述し之を拒否せり。

但税込一千八百圓を以てしては實際上生活不可能なる事を察知し申請人は經理上困難なる中にも

イ、九月九日には基準生産高を標準として税込一人平均一ヶ月二千三百圓を支給し基準生産高を超過せる場合は其超過生産額に應ずる報償金及能率給を支給すると云ふ協議には應ずる用意ある旨を組合に對して明示したるも組合は之を肯ぜず、ロ、九月十二日には突破資金として一人平均六百四十圓（本俸相當額）を提案十六日に支拂ひ、

ハ、九月十七日には右ロ、に支拂ひたる金額を含めて突破資金を本人一千圓及家族一人二百圓（四人にて打切）支拂ふこと且イ、に記載する提案を十月より實施することを以て妥結することの提案をなせるも組合は承認せず。

四、申請人の經理狀況は第一項に記載する如く當時の生産実績にては所要の事業資金は愚か從來の従業員給與千八百圓すら支拂至難なるを無理し來たれるものなる結果、未拂金は累増して益々金繰りに窮し來れるものなり。然るに前記賃上の問題にて組合員は九月五日以降殆ど怠業の状態に至り全く生産は皆無に均しくなり、此著しき生産の低下の結果は何を知らせるやと云ふに金融は止り金繰りは愈々窮迫して當月の給料支拂ひも全く目算立たざる様なりたりものにして、九月分の給料は九月二十五日以降四回に分轄して支拂ふことを餘儀なくするに至れり。

茲に於て申請人は從來の生産にて從來の給與を以てするも毎月百七十九萬圓の赤字となり債務の累増は著しく爲に金融は絶え事業資金及給與の支拂共に困難に陥りたる際の賃上の要求及怠業により、之以上の事業繼續は申請人の破滅となり斯くては従業員に退職手當も出し得ざる結果の招來することを恐れたるものにして、申請人は萬已むを得ず閉

鎖を決意し九月二十二日經營協議會に提案説明の上其手續を遂行すべく發表せり。

其後團體交渉（九月二十五日、十月三日、五日、九日）又は經營協議會を開催の上組合は九月二十七日附書面を以て閉鎖反對を聲明し申請人は閉鎖の止むなきを續述せるものなり。

五、十月十三日申請人は組合に對し十五日を期して全工場事業場を閉鎖し全従業員の退職及之に對する退職金の交付を致度き旨通知せり。

右に對し組合は「一、幡ヶ谷支部は五割他支部は六割の人員整理を對象とする二、幡ヶ谷支部に於てはタイプライター月産三〇〇台活字二五〇萬本を目標とする三、整理の人員には組合と會社で協議する四、退職金に付ては改めて交渉に入ること」を骨子として閉鎖を取止めとする會社再建築を申入れたり。

六、申請人は閉鎖を決意せるは前述の理由によるものにして組合幡ヶ谷支部の申入書の人員整理のみにては資金難は解消せざるが故に此申入書の受諾に甚だ躊躇せざるを得ざりしなり。然れども該申入書に明示しある生産計畫は例示的なるも労働組合に於て爾後最善の努力をなし事業の繼續及企業の再建築を計る決心なりと認め其熱意に動かされざるを得ざるに至れり。元來申請人の事業經營は主製品たる幡ヶ谷のタイプライター製造に負ふ處多し故に組合側も申入書に生産高を明示せるものなるべし。其三百台と云ふ數字は申入當時の低調なる生産高とは雲泥の差はあるも過去數年間の実績たる昭和十七年五月より十九年十月迄のタイプライター一人當り生産率約三台三分前後と對比し其半數にも達せざる數字なり。而して現下の電力不足資金等諸種の支障あるも申入案は工場員一人當り月タイプライター生産率一台分と見らるるものにして従業員熱意を以てすれば恐らく實行可能に至るべしと思料せり。萬一從來の如く豫定生産計畫の七割程度しか達成し得ざる場合は従業員一人平均税込千八百圓の給與の支拂もなし得ざることとな

り會社は再び事業繼續は不可能に立入ること必然なり。然るに餘剰人員整理をなし其整理従業員の人員を以て明示されたる生産を確實に擧ぐるとすれば、少々の赤字出づるとするも辛うじて一人平均税別三千六百圓の給與支拂を想定し得べく即ち従業員多數を救ひ且會社再建を得べしと思考せり。

右事情の下に申請人は組合の再建案に對し之を受入る旨十月十五日組合に對し通知せり。

七、組合には東京本社支部、東京支店支部（此支部には名古屋支店、福岡支店、仙台出張所従業員を包含す）幡ヶ谷支部（此支部には長野縣諏訪工場従業員を包含す）三田支部、調布支部、志村支部（以上東京都所在）大阪支店支部、三國支部（以上大阪府所在）群馬縣前橋支部等あり前記再建申入案及會社の受入に關する組合の爾後の處理方法に付ては團體交渉に委ねたるものにして、

イ、東京支店支部は十月十七日午前八時三十分より長時間支部大會を開き同部所屬中央委員一任と決議し之を實行せり。

ロ、幡ヶ谷支部に於ては十月十七日午前九時より午後三時迄支部闘争委員會を開催し右申入及會社案受入を承認する旨可決し午後三時頃より支部大會を開催討議に移し、午後六時頃討議を終結し無記名投票を以て採決の結果二百四票對百二十五票の差を以て右案承認の大會を了したるもの如く同部所屬宇佐美、今井兩組合中央委員同日の會社對組合間の團體交渉に臨みり。

ハ、三田支部は十月十七日午前十時より午後七時迄大會を開き右申入及受入案を討議し、人員整理を六割、五割、四割、完全雇傭の四區別による投票或は同部所屬平野中央委員一任等の議論をなし平野中央委員は開票及議論の結果を了承して（開票及議論の結果を了承して開票及議論の結果は平野組合中央委員一任との結論なりしが如し）右

同様團體交渉に臨席せり。

ニ、調布支部は十月十六日に退職金は最低一人平均一萬圓とすることの希望條件を附し右申入及受入案を承認し十七日に支部大會を開催せず右團體交渉は同部所屬組合中央委員に一任せるもの如し。

ホ、前橋支部は同部所屬の組合の中央委員に一任せるもの如し。志村支部亦中央委員に一任せるもの如し。

ヘ、大阪の支店及三國支部は本件經營協議會、團體交渉共に組合の關東在住中央委員に任せる現状となり居りし爲め別に十七日及其前日に於て支部大會を開催せず、關東在住中央委員に委したる形態たりしなり。

ト、東京本社支部は申請人の閉鎖案に賛同し居りしたる關係上十七日に支部大會の會談をなさず。

而して本件組合の中央委員（中央委員は組合の合議及執行機關）は十二名なりしところ本社に部所屬の中央委員三名を除く大會の全員出席尙他に組合員五十名程臨席の上、申請人は同人等と十七日午後十時より十八日午前二時迄の間團體交渉によりて別紙覺書に記載する協定を爲し、申請人は當時の組合代表者中央委員長宇佐美光政との間に別紙昭和二十二年十月十七日附覺書を作成せり。即ち其協定條項左の如し。

一、再建計畫は經營協議會で協議する。

二、従業員の整理は原則として幡ヶ谷支部は五割、他の支部は六割とする。

三、整理の對象は全従業員とする。

四、退職者には十月分給料、解雇手當、退職金を含めて一人平均一萬圓を支給す。

五、再建者の給與は税込平均三千六百圓とし十一月分給與より實施する。

六、給與體系は經營協議會で更新する。

(但書は省略)

四二四

而して閉鎖案に賛同なりし本社支部は十八日に之を撤回し右覺書契約を確認せり。
右覺書記載の條項は有効に契約せるものなり。

八、前記覺書協定に基き申請人は人員整理を進めたるものにして解雇の決定は經營協議會の協議又は非組合員たる従業員側及組合員たる従業員側(但非組合員の場合は會社幹部及従業員代表)よりの人選委員を出すこととし、其合議に基き會社之を決定せり。

イ、左記事務所又は工場の従業員(但し記(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(10)は組合加入(11)は組合中途脱退に付ては八日迄に入選決定(尤も(8)(12)は事業經營たたる爲め協議の上全員圓滿退職)を爲したり。

(1)東京支店(2)大阪支店(3)名古屋支店(4)福岡支店(5)仙臺出張所(6)札幌出張所(7)東京本社(但本社従業員解雇者二十六名中には解雇豫告手當未受領者十二名あるも争議行爲には出でず)(8)東京志村工場(9)東京經堂工場(10)長野縣諏訪工場(11)大阪三國工場(但同工場従業員中には前記覺書協定に異議及争議申出を爲し大阪地方労働委員會に提訴したるものなりしも昭和二十二年十二月八日申請人は同人等と改めて十月十七日附覺書に添ふ協定をなし人員整理(解雇)を圓滿解決決定せり)(12)北海道札幌工場、

ロ、左記工場従業員(組合加入)は入選決定を終り送別會をも催し且昭和二十二年十月二十五日解雇豫告手當は長期缺勤者一名を除く全員受領(四十二名受領)せるに拘らず十一月二日協定を無効なりと主張し労働争議行爲に出でたり。

東京調布工場(但一部の人員は争議に参加せず)

ハ、左記工場従業員は右覺書を承認し一應六割の人員整理に進みたるも同工場勞資共同の意見として同工場従業員四十六名中残留者二十名にては事實上工場經營不可能なりとの結論を生じ、昭和二十二年十月二十日附にて二十四日圓滿裡に全員退職願を提出の上十月二十六日全員解雇豫告手當を受領せり。然るに十一月六日前記覺書を無効と主張し労働争議行爲に出でたり。

群馬縣前橋工場(但一部の人員は争議に参加せず)

ニ、左記工場従業員(組合加入)は一旦入選詮衡委員を選定したるに拘らず組合員側は入選に協力をなさず事實上十月二十三日より労働争議行爲に出で且同日以降は右覺書を無効と主張するに至れり。

東京都幡ヶ谷工場(但一部の人員は争議に参加せず)

ホ、左記工場従業員(組合加入)は右協定に基き入選委員を選出すべく其數を會社側に交渉迄なしたるに拘らず依然之を出すことを取止め入選に協力を爲さず右覺書を無効と稱し十月二十日以降労働争議行爲に出でたり。

東京三田工場(但一部の人員は争議に参加せず)

ヘ、石川縣金澤工場従業員は前記組合加入せず。本件整理未了なるも異議を唱へず。勿論寸毫も労働争議的行爲に出でざるなり。

即ち會社には二十ヶ所に近き事務所又は工場等あるものなるところ前記組合員にして右四ヶ所の工場に勞務せる者の中に労働争議をなすものを生ずるに至れり。

被申請人其他争議者等は右十月十七日附覺書契約を無効なりと十月二十日乃至十一月六日以降主張し、労働争議行

四二五

爲に出でたるものなり。

四二六

九、被申請人等は前橋工場従業員なりしところ昭和二十二年十月二十日附を以つて同月二十四日申請人に對する退職願を出し同月二十六日に同月二十七日以降一ヶ月分の解雇豫告手當を受領したるものなるを以て、同日以降申請人との間に於ける雇傭關係は完全に消滅せるものなり。而して被申請人等の退職者として同日以降全然會社に入所せざりしものなり。

十、然るに被申請人等は退職願及解雇豫告手當の受領を無効なりと稱し労働爭議に出で昭和二十二年十一月七日以降會社建物に入所し別紙物件目録に記載せる不動産の占有を侵奪し申請人の不動産に對する所有且占有を妨害しつつあるものなり。

被申請人等は前記不動産の侵奪は労働爭議生産管理によるものなりと稱し適法なりと主張するものなるも、申請人は全く之を否認し被申請人等を相手方として不動産引渡しの本訴を御應に對し提起せんとするものなるところ本案確定に至る迄之を放認するとせば回復すべからざる損害あるを以て本件申請に及びたる次第なり。

右申請候也

昭和二十三年三月四日

申請代理人 春田定雄

前橋地方裁判所 御中

三、劇場明渡及營業妨害排除假處分命令申請

東京都港区芝新橋二丁目十八番地

申請人 東横映畫株式会社

右代表者代表取締役

黒川涉三

右代理人辯護士

名川保男 外二名

東京都新宿區新宿三丁目五十番地

被申請人 日本映畫演劇労働組合東京支部東横分會

右代表者委員長

川井忠悌

劇場明渡及營業妨害排除假處分命令申請事件

申請人より被申請人等に對し後に提起する劇場明渡及營業妨害排除請求訴訟事件の判決確定に至る迄、

- 一、別紙目録記載の劇場に對する被申請人等の占有を解き申請人の委任する東京地方裁判所執行吏に之が保管を命ず。
 - 二、右執行吏は申請人の申請により右劇場を申請人に使用せしむることを得。
 - 三、被申請人等は申請人が其使用人を指揮して右劇場に於て業務を行ふ場合之を妨害すべからず。
- との御裁判あらんことを求む。

四二七

申請の原因

一、申請人は映畫の製作及配給映畫の上映、演劇の上演、遊園地の經營等を主たる目的として設立せられたる資本金貳千萬圓全額拂込済の商事會社にして、左記の通り其の本店を東京都に置き京都市に撮影所一、東京都に劇場七、遊園地一、を各所有し東京二八六名、京都二三四、合計五三〇名の従業員を使用す。

記

名 稱	所 在 地	従業員數
本 店	東京都港区芝新橋二の一八	一一八名
新宿東横劇場	同 都新宿区新宿三の五〇	一三名
五反田東横劇場	同 都品川区五反田二の三七七	一一一名
十條東横劇場	同 都北区仲原一の五	一二名
新橋メトロ映畫劇場	同 都港区芝新橋二の八	二〇名
飛行館東横劇場	同 都港区芝田村町一の三	二五名
多摩川園劇場	同 都大田區田園調布二の四五〇	一六名
多摩川園映畫劇場	同 所	一三名
多摩川園遊園部	同 所	三八名

計

東横映畫京都撮影所

京都市右京區太秦蜂ヶ岡九

二九六名

二三四名

總 計

五三〇名

二、申請會社の東京従業員等は曩に昭和二十一年十二月十九日東横映畫株式會社従業員組合（以下第一組合と稱す）と稱する單一の労働組合を結成し居たるものなる處、被申請人川井忠悌、伊藤松司、香掛亮三郎等組合員の一部は昭和二十三年二月九日右組合を脱退し、産別系に屬する「日本映畫演劇労働組合東京支部東横分會」（以下第二組合と稱す）を組織すると共に、申請人會社に對し團體交渉の承認、労働協約の締結、給與の増額、賃金體系の確立、社内民主化等五項目に亘る要求を提出し之に對する回答は同年二月十三日正午迄に第二組合書記局に届くべく、若し回答を爲さず又は會社側に誠意の認むべきものなき場合に於ては重大なる決意を有する旨突如社長宛通告し來りたり。

三、申請人會社に於ては當初未だ右第二組合の組織内容を知らず、第二組合が果して正當なる労働組合なるや否や又其構成員が幾人あるや等悉皆不明なりしものなる處、兎もあれ一應の通告あり第二組合の名を以て前掲要求書の提出ありたるを以て、社長は事を平穩裡に解決せんとし第二組合幹部に對し社内二つの組合が對立することは會社、従業員共に不便にして兩組合間に軋轢を生じ作業上に混亂を來し、所詮經營の興隆に寄與する所以に非らずとし、連日に亘り再三誠意を披瀝し温情を以て懇談、只管組合一元化を説き、要求に係る労働協約の締結は組合一元化の後にせんことを述べたるものなり。

四、然る處其後被申請人高橋文夫が支配人として統轄する「新宿東横劇場」勤務の第二組合員の一部は、昭和二十三年二月十八日以降同年三月九日迄の間に就業時間中濫りに職場を離れ映畫の上映を合計二七回も無断にて休映し、一般

観客に多大の迷惑を及ぼし、會社は休映に因り約拾壹萬六千八百圓の損害を蒙りたり。此の損害は申請人會社の經營上に甚大なる影響あり、又従業員指揮の上に多大の妨害となるは勿論元來右新宿劇場に於ける上映畫は、同業大映株式會社の提供に係る映畫にして同會社と共同經營たる關係上訴外大映株式會社より申請人に對し嚴重なる抗議あり作業の指揮監督者たる支配人彼申請人高橋文雄の配置轉換を要求して止まざりしものなり。

五、被申請人高橋文雄は申請人會社の従業員にして新宿映畫劇場の支配人の地位にあり、申請人の指揮に従ひ同劇場内の秩序維持、業務の指揮監督を爲すべき職責を有すること勿論なるに拘らず、申請人より再三の注意警告を受けながら毫も之に従はず、却て部下従業員等と共に謀して職場を放棄し、申請人の業務指揮権を蹂躪し、會社に多大の損害を蒙らしめ劇場の支配人としては適當ならざるを以て申請人は會社運營上の都合よりして昭和二十三年三月九日同人を本社に轉任せしめ、其後任として従業員庄司和を新宿劇場支配人に任命し、同時に従業員今田智憲を同所事務員に任命したり。

六、而して被申請人高橋文雄は現に第二組合の闘争副委員長なりと云ふに在りたるを以て、後日に至り組合幹部に就任したるの理由に因り或は争議行為を爲したるの理由に因り不利益なる取扱を爲したるやの誤解を招かざる様、又組合活動を阻害せざる様、申請人は特に細心の注意を拂ひ、轉任場所は地理的、距離的に最も便宜なる本社勤務とし待遇は却つて之を優待することとしたるものなり。

七、然るに意外にも第二組合は同日附決議文一通抗議文二通を會社に持参し右配置轉換の不當を責め、右舊支配人彼申請人高橋文雄は會社の業務命令に服さず剩へ右會社の措置は労働組合法第十一條の違反なりとし、昭和二十三年三月十七日東京都労働委員會に提訴したるものなり。

都勞委員會に於ける折衝の経緯は疏甲第十號證の通りなり。

八、申請人は同月十九日被申請人高橋文雄に對し更に業務命令を發し、本社に本社に出社するよう通知したるも同人は之に應ぜず。斯くして申請人と同人との間に折衝を重ね居たる間に第二組合は産別系日本映畫演劇労働組合（以下日映演と稱す）と密接な連絡を保ち、其指導の下に突如三月二十八日附闘争委員長川井忠悌（被申請人）の名を以て申請人會社長宛「われわれはわれわれの生活擁護と正しく楽しい職場實現の爲め斷乎實力を以て闘ふことを決意した。今やわれわれ百有餘名の組合員は正しい闘いを闘いぬく意氣に燃えさかつている。われわれを取巻く數多い輿論は凡てわれわれの正當さを裏付け、われわれの背後にある數百萬の組織労働者群はわれわれを力強く支えている。」

斯る状態下に於て、われわれは三月二十八日午前零時を期し争議に入ることを通告する。われわれは争議手段として生産管理を採用し新宿東横、五反田東横、十條東横の三館を生産管理劇場に指定する。この指定により本社及新橋メトロ、飛行館、多摩川の三職場にある組合員はストに入る。生産管理及ストに入りたる劇場の器械、器具、其他一切は組合が責任を以て保管に當る。これに依つて起る損害及不應の事態は一切會社側の責任である。

右宣言する。」

と文書を以て通告し來りたり。

九、而して爾來引續き第二組合は前掲新宿東横、五反田東横、十條東横の三館を生産管理と稱して實力を以て占領し全然正規の業務に服さず、第一組合員を之に入場せしめず、會社の營業を爲さしめざるにより、申請人は三月三十一日

附書面に依り第二組合委員長川井忠悌宛正規の業務に服すべき旨要請し、該書面は即日到達したるに拘らず第二組合員等は之に應ぜず。

四三二

十、申請人は更に昭和二十三年四月一日午前十一時第二組合委員長川井忠悌宛第二組合員の右三劇場占據は所有権の侵害にして違法なる争議行爲なるを以て、同日午後六時迄に之を明渡し劇場の引渡を爲すべき旨文書を以て要求し、(疏甲第十七號證)該書面は第二組合に到達したるに拘らず第二組合員等は之に應ぜず。

十一、仍て申請人は止むを得ず四月一日午後六時三十分前掲三劇場を閉鎖(ロックアウト)する旨書面を以て通告し、該書面は第二組合に到達したるに拘らず第二組合員等は之に應ぜざるものなり。

十二、申請人は被申請人等第三組合員が三劇場を不法に占據し業務を放棄したるを以て、第一組合員等に業務命令を發し第一組合員を右三館に入らしめ作業の復活繼續を企圖したるも、第二組合員等は既に日映演東京支部及暴力團と連絡通謀し多數、館の出入口に立塞がり威力を以て組合員の出入を制止し、館の内外に赤旗を掲げ赤旗の歌を放吟して威嚇し、強て之に入るときは身體に如何なる危害を加ふるや圖り雄き氣勢を示して脅迫し之に近付くこと能はざる状況なり。

十三、殊に十條東横劇場の如きは四月一日第一組合員たる青木武次、村越治雄、大竹武雄、山内毅、小出治子等五名が會社の命に依り劇場明渡、作業場閉鎖の交渉に赴くや第二組合員等多數は威力を以て之を阻止し入場せしめざるを以て止むなく同人等が引返さんとするや、同館第二組合員及地元暴力團員氏名不詳の數名は之を取巻きて追隨し同人等が省線十條驛プラットホームに到るや、一暴漢は青木武次に對し「裏切者」其他の惡口雜言を加へながら同人の襟元を掴み右足を蹴飛ばす等の暴行を加へ、右膝關節打撲傷を與へ、(疏甲第二七、二八、二九號診斷書、報告書等参照)

小出治子に對しては公衆の面前に於て大聲を以て「此の女は十條館に居た女ではないか此のでぶが本社の犬かお前が案内かよくしゃあ〜來られたものだ」「其女は、なあ、前は十條館の淫賣女だつたんだ圖々しい奴だ、よく顔を見ろ」などと放言し以て同人の名譽を毀損し右一行と共に本社より出向したる西博に對しては同人の「オーバー」の背中の部分を鋭利なる刃物を以て長さ十五、六厘切断する等の暴行を加へたるものなり。

十四、斯る状況の下に右三劇場は第二組合の爲めに不法に占據され、營業を妨害されつつある實情なるを以て申請人は第二組合員たる被申請人等の所爲は傷害業務妨害、住所侵入、名譽毀損の各犯罪を構成するものと思料し、他の被害者等と共に昭和二十三年四月二日東京地方檢察廳に對し告訴を提起したり。(疏甲第三七號證告訴狀寫)

十五、被申請人等は何れも第二組合員にして相通謀して前記の所爲に及び居るものなる處、其の行動は正當なる争議行爲の範圍を逸脱し、申請人の劇場所有權及占有權の侵害並に營業妨害なることを俟たざるを以て、申請人は被申請人等に對し、右劇場引渡及營業妨害排除請求の本案訴訟を提起せんとして準備中なるも、申請人は右被申請人等の不法なる争議行爲に因り以上の如き急迫なる強暴を受け、日約金四萬七千二百圓宛の損害を蒙りつつあるを以て本案判決の確定を待つに於ては回復することを得ざる損害を蒙るべきを以て之を防ぐ爲め本申請に及びたり。

決定

登記簿上の住所 東京都澁谷区上通二丁目五十五番地
事実上の住所 東京都港区芝新橋二丁目十八番地

債権者 東横映畫株式会社

右代表取締役 黒川 涉 三

右訴訟代理辯護士 名川 保 男 外二名

東京都新宿区新宿三丁目五十番地

債務者 日本映畫演劇労働組合東京支部東横分會

右代表者委員長 川 井 忠 悌

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第七〇〇號假處分申請事件につき債権者の申請を相當と認め債権者を執て金拾萬圓也の保證を立てしめてつぎの通り決定する。

主 文

別紙目録の各劇場に對する債務者の占有を解いて、債権者の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる。執行吏は債権者の申出により、右劇場を債権者に使用させることができる。執行吏は債務者が右劇場に立入ることを許さねばならないが、債務者は債権者がその従業員を指揮して右劇場にお

して業務を行う場合、これを妨害してはならぬ。

昭和二十三年四月十二日

東京地方裁判所民事第十四部

裁判長 判 事 新 村 義 廣
判 事 守 屋 美 孝
判 事 補 緒 方 節 郎

目 録

東京都新宿区新宿三丁目五十番地所在

一、新宿東横劇場

建造物、施設、機械、器具、備品其他建物内收容一切の物件

同 都品川區五反田二丁目三百七十七番地所在

二、五反田東横映畫劇場

建造物、施設、機械、器具、備品其他建物内收容一切の物件

同 都北區仲原一丁目五番地所在

三、十條東横映畫劇場

建造物、施設、機械、器具、備品其他建物内收容一切の物件

四、事業所明渡及び營業妨害排除假處分命令申請

東京都足立區本木町六丁目三千百二十六番地

申請人 合資會社大東ベニヤ製作所

右代者代表社員 永井純一郎

右代理人辯護士 中野善教 外一名

同 都足立區本木町六丁目三千百二十六番地

被申請人 大東ベニヤ製作所従業員組合

右代表者委員長 山田潤

申請の趣旨

申請人より被申請人等に對し、後に提起する事業所明渡及び營業妨害排除請求訴訟事件の判決確定に至るまで、
一、別紙目録記載の事業所に對する被申請人等の占有を解いて申請人の委任する東京地方裁判所執行吏にこれが保管を命ずる。

二、被申請人は右事業所に入出してはならない。

三、執行吏は申請人の申出により右事業所を申請人に使用させることができる。

四、被申請人は申請人がその使用人を指揮して行ふ營業の妨害をしてはならない。

右趣旨御決定を求めます。

申請の原因

一、申請人は、昭和七年九月十五日資本金四百萬圓金額拂込濟専ら各種ベニヤ板の製造販賣を營むことを目的として設立された商事會社であつて本店を東京都足立區本木町六丁目三、二、一六番地に置き工場を同番地及び同町六丁目三、二、二七番地に所有し、百三十一名の従業員を使用してゐる。その中、被申請人組合に屬する従業員は百名で、爾餘の従業員は非組合員若しくは脱退者である。

二、申請人會社の従業員百三十一名中百七名は昭和二十一年十二月頃合資會社大東ベニヤ板製作所従業員組合と稱する社内従業員のみをもつて組織された労働組合を結成し、申請人會社は同二十二年三月一日右組合とユニオンシヨツプ制による労働協約を締結し該協約は同年八月卅一日期間満了となるべき運命にあつたが双方から改訂の申入れがなかつたため自動的に昭和二十三年二月末日まで延長されることとなつた。しかるに申請人會社は昭和二十三年二月六日該協約改訂の申入れをし同月末日までに新たな協約は締結されなかつたので遂に該協約は失効することとなつた。

三、かように協約は昭和二十三年二月末日をもつて失効したにもかゝらず、被申請人は協約の改訂につき何等誠意ある交渉もせず、同年三月十七日突如として、従業員一人につき一、五月分（四千百圓）の突破資金を支給せよと申請人會社に對し要求して來た。申請人會社は被申請人に對し同月二十二日附文書をもつて會社の經理上右の要求には應じられない、しかし三月分より平均手取月収千七百圓（二十二歳男女平均）を三阡百圓に増額しよう。また物價改定時

においては別に考慮しよう。會社經理の詳細は臨時經營協議會で説明すると回答し翌二十三日午後三時から早速臨時經營協議會を開催して、會社の經理状況を説明し被申請人との間に突破資金に關する協定が成立するよう八方努力したけれど、會議は遂に一致點を見出すに至らないで終り双方、同月二十五日に再び協議することを約して散會した。しかるに、被申請人組合は前述の約定に反し申請人會社の承諾を得ることなく翌二十四日午前八時を期して擅に會社の施設を利用し組合大會を開催するに至つた。會社はこれに對し、作業の都合上同日午後より開催せられたき旨極力強調したのであつたが組合は實力をもつて會社の右要求を拒絶した。かくて同日午後五時三十分に至るや被申請組合は突如闘争委員長梅森秀雄の名をもつて代表社員永井純一郎に對しストライキに入る旨通告し來つたのである。前述したように三月二十三日の臨時經營協議會においては、申請人會社、被申請人組合、双方、共に同月二十五日まで、組合案、會社案を再検討の上同日ふたたび協議會を開催しようという約定であつたのであるから、組合のこの措置は、好んで闘争に導かんとする組合幹部意圖極めて明らかであることを示してゐる。またそのストライキ宣言決議文に含まれた會社は「なんら誠意ある回答をしないのみならず生産不振の責任を不當にもわれわれに押しつけ大量かく首を企圖してゐる」云々のことばと、同組合が同月二十三日の協議會において極めて穩健であつたことを比較して考へると、被申請人組合今次のストライキは闘争のための闘争を意圖する一部組合員の煽動に組合員全員が乗ぜられたのではないかと考へられる次第である。

五、かようにしてストライキに突入するや被申請人組合は申請人會社の許諾を得ることなく、同社事務所を除く作業工場倉庫等、全部を占據し、同月二十四日以降現在に至るまで連日休憩室製品置場内で焚火をしたこれは工業規則十五條、五十七條違反である（疎第九號）また工具修納箱鍵等を隠匿し上記物件一切の引渡しを拒否する等の行爲に出で

た。これは、ストライキの限界を逸脱するものと言はねばならない。のみならず、

(一) 豫て申請人會社は、東京都墨田區既橋四ノ二〇ベニヤ板販賣業丸吉商店に對しベニヤ板を讓渡すべく契約してゐたが、同月二十五日會社に右商店代理人吉田猛が受領し來たので、申請人會社が非組合員松浦弘、同江川博次、同坂田善三郎、同笠原平治、同細井彦一等を指揮して製品置場より荷馬車に積載搬出させようとしたところ、被申請人組合の組合調査部長内藤豊正、同組合員松山二郎、同緒瀬昭二、同東一郎、同井坂新平外二十數名は多數の威力を示してこれを禁壓し、殊に内藤他數名は會社側右坂田善三郎が「そんなことをすれば業務妨害になる」と云つたのに對し「業務妨害がなんだ」と放言して松浦弘の胸倉をとりこれを強壓し暴力を用ひて申請人會社が右搬出を行はんとするを妨害し、

(二) 同日午前十一時頃申請人會社が機械技術員永井太郎をして機械點檢及び火氣監視のため工場を巡視せしめたるところ被申請人組合員杉原定雄、同松山幸四郎、同大石博、同木津清、同高橋愛子、同齋藤みよ子等十數名は仕上工場前にスクラムを組み口々に「われわれが工場を占據してゐるのだから入るな」と努號し若し右永井太郎が強いて同工場内に入らうとするにおいては暴力を振ふやも計られざるの氣勢を示してその業務を妨害し、

(三) 同月二十六日被申請人組合は組合員大山茂、同榎山光一等十名に命じて申請人會社所有機械工作場傳裝製置ベルトを取外して隠匿し操作不能に陥れ、

(四) 同日、松江市日新林業株式會社より申請人會社に對し運送し來つたベニヤ單板トラック一臺分は組合の反對を押し切り搬入したが、尙搬入し來るべき後二臺分については被申請人組合、組合副委員長日下部昇が隅田川日通に懸き單板の運送を中止するよう交渉したため搬入不能となり、今後の作業につき重大な損害を與へ、これによつて

申請人會社の業務を妨害し、

四四〇

(五) 申請人會社は豫て東京都足立區千住町六十二番地株式會社宇田川組に對し合板百坪を譲渡する契約をしてゐたが、同月三十一日宇田川組より荷車にて右合板を受領すべく會社に至りたるため、會社側専務永井春雄、同非組合員江川博次は右合板を引渡すべく仕上製品置場に赴きたるところ、被申請人組合員猪瀧昭二、同内藤豊正、同杉原義松、同日下部昇、同澤井龍男等數十名は右製品置場前にスクラムを組みその一部は製品置場内に侵入し製品の上に腰掛け或はこれを手に押へ口々に「製品を出させるな」と努號しその身體に危害を加ふるや計られざるの氣勢を示してその搬出を阻止し、

(六) 同日申請人會社が永井太郎をして接着劑試作裝置製作のため機械工場に赴かしめたるところ被申請人組合組合委員長山内潤、組合員杉原義松、同大山茂、同井坂新平、同猪瀧昭二等十數名が右工場内に侵入し原動機を切斷して操作不能に陥らしめ、

(七) 同年四月六日申請人會社はその従業員永井太郎、同永井三吉、同坂田善三郎、同佃田昭、同鈴木基三、同江川協次、同松浦宏、同笠原平治、同青山正雄、細井彦一、同永井久雄、同嵯峨途利等十四名をもつて工場建物外に堆積してある進駐軍向合板用松中坂單板梱包解梱作業を行はしめんとしたるところ申請人組合組合長山内潤、梅森秀雄、井坂新平、東一郎、野口富七、太山茂、佐藤厚久、川村秀雄、大日方文子、稻葉信子、齋藤みよ子等十四名は右梱包の前面にスクラムを組み革命歌を放唱する等多數の威力を示してその業務を妨害した。因みに前記單板は四〇〇、〇〇〇平方尺あり時價四十萬圓にして、屋外にある關係上現在雨水を吸収してゐる。加ふるに氣温の上昇は細菌の發育を旺盛ならしめ表面にはすでに黴を生じてゐる現状である。若しこの儘放置するにおいては合板製造時

接着不良となつて廢材とする外仕方のない状態にたちいたりつゝある。

(八) 同日午後一時東京都千代田區丸の内三の一東京農地事務局事業部から契約してあつた製品を受領するため茨木縣猿島郡岩井町から自動貨車が到着したので、申請人會社は前記永井太郎外十三名をして被申請人組合に對し「遠方より來たのだから搬出を阻止しないよう」交渉をしたが拒否されたので萬已むなく右の者等は實力行使によつて搬出しようとしたが組合側山内潤、日下部章、梅森英雄、内藤豊正、杉原義松、井坂新平等四十名および外部より産別系に屬する日立製作所労働組合、全通足立支部、日本皮革労働組合、電産足立支部等約二十名の應援を得て會社側作業員を包圍し「人間の皮をかぶつた犬畜生」と罵言を浴せ革命歌を放唱し、若し申請人會社において搬出せんとせばその身體にいかなる危害を加ふるや計られざるの氣勢を示したため威怖した會社側使用人は遂にその搬出を斷念するの已むなきに至つた。(疎第二十二號、同第二十三號證)したがつて會社は東京農地事務局に對しその信用を失墜したことは勿論相當の損害を賠償せざるを得ない破目に陥つてゐる。

(九) 同月二十日被申請人組合は鬭争資金獲得のためと稱し會社施設を利用してダンスパーティーを開催し申請人會社が外部の者の入場を拒否するや組合側山内潤、井坂新平、梅森英雄、外部團體より稻垣佐太郎、武井學、等約十名が來り「止め方が悪いあやまれ」等放言し、多數の威力を示して工場表門を占據してこれを入場せしめ、

(一〇) なほ争議突入後現在に至る間被申請人組合は行商用菓子箱製造のため、申請人會社所有のベニヤ板を窃取し(工場占據されため被害額不明)またベニヤ板梱包用木枠六十一組(一組價格五百圓計三萬五百圓)を窃取してこれを燃料用として費消し、或は接着劑約三疋を窃取する等の行爲があつたので申請人會社は被申請人組合に對し右非行を停止するよう抗議した。しかるに被申請人組合は右行爲をも正當なる争議手段なりと稱し、今後も右の

四四一

如き行爲を繼續する旨回答してゐるものである。

六、會社は組合がストライキ突入後飽くまでも平和的解決を計り團體交渉に應ずるよう種々の提案をして組合の反省を求め來つたのであるが、組合は些かも反省の色なく、前項のごとき違法なる争議手段を弄し現在に至つた。こゝにおいて會社は萬已むなく組合に對し昭和二十三年四月三十日午前零時を期してその作業所を閉鎖せる旨通告し、直ちに職場より離脱すべきことを要請した。しかるに組合は依然として事業所を占據し、違法なる争議手段を用ひてゐるのである。會社としてはつくすべきをなしたのであるから、右違法行爲については、目下被申請人組合組合員等に對し、住居侵入、窃盜、營業妨害罪として告訴すべく準備中である。

七、右に述べたごとく被申請人組合の所爲は正當なる争議行爲を逸脱するものであつて、その行爲は明らかに所有權の侵害であり、營業妨害であり、少なくとも争議權の濫用であると言はねばならない。申請人は被申請人に對し右事業所の引渡並びに營業妨害排除の本案訴訟を提起せんとして準備中であるが申請人は被申請人組合の不法なる争議手段により以上の如き急迫なる強暴を受け、殊に第五項第六號記載のごとく進駐軍向合板用松中板は使用不能に陥りつゝあり、若し本案判決確定に至るまでこれを放置するにおいては遂に回復することを得ざる損害を蒙る虞れがあるのでこゝにこれを妨ぐため本申請に及んだ次第である。

なほ現在は現存非組合員二十四名脱退者七名計三十一名をもつて當社事業を繼續することができるのであつて、これらの者はいづれも事業の再開されんことを望んでゐるのである。

五、假處分申請

東京都中央區銀座七丁目壹番地

申請人 東寶株式会社

右代表取締役	渡邊鏡藏
右代理人辯護士	木村篤太郎
同 辯護士	三宅正太郎
同 辯護士	春田定雄
同 辯護士	小林直人
同 辯護士	宮武敏行
同 辯護士	小林鏖一
同 辯護士	常盤温也

東京都世田ヶ谷區喜多見町一〇〇番地東寶株式会社撮影所内

被申請人 日本映畫演劇労働組合東京支部東寶撮影所分會

右代表者 土屋精之

申請の趣旨

四四四

- 一、別紙目録の各不動産に對する被申請人の占有を解いて申請人の委任する東京地方裁判所執行吏に其の保管を命ずる
- 二、執行吏は申請人の申出により右不動産を申請人に使用させなければならぬ。
- 三、執行吏は申請人の従業員たる被申請人組合員が右不動産に立入ることを許さなければならぬが、被申請組合員は申請人が業務の整備上右不動産のうち作業場、製品置場、倉庫等につき立入禁止又は立入制限を申出たる場合は之に服さなければならぬ。又被申請人組合員は申請人が右不動産に於て業務を行ふ場合之を妨害してはならぬ。
- 四、執行吏は申請人の業務を妨害する被申請人組合員に對しては右不動産より退去を命じ且右不動産への立入を禁ずることが出来るし其の他前各項の趣旨の實行をあげるため適當な措置をとることが出来る。
- 五、被申請人は申請人に對して別紙目録の鍵を引渡さなければならぬ、との御裁判を求めらる。

申請の理由

一、申請人は現在資本金壹億貳千萬圓を有し、一、映畫の製作並に其の請負二、演劇、映畫其他各種興行、娛樂機關の經營三、映畫の賣買、貸借四、物品陳列販賣（官廳の許可認可を要するものを除く）並に食堂の經營五、煙草小賣並に郵便切手類及收入印紙の賣捌六、土地建物（興行場を含む）の賃貸七、以上の目的を達するに必要なる附帶事業を目的とする會社であるが取締役、監査役等を含め昭和二十三年四月上旬現在の勤務は概數五千五百餘名であり經濟上の實情昨年度に於て約八千萬圓の赤字を出し、本年一月が四百萬圓、二月が壹千五百萬圓、三月が壹千萬圓といふ

慘憺たる缺損を生じこのまゝに推移すれば數月を出ないで解散の非運に至る會社である。

二、申請人會社内には被申請人名稱の労働組合があり同組合は昭和二十一年四月同一企業の松竹、大映等を結果して結成した産別系の組合である。

申請人會社内には昭和二十二年四月結成せられた全國映畫演劇労働組合といふ非産別系の組合もある。

被申請人は産別の生産復興運動に呼應し昭和二十二年十月生産復興會議案を申請人に提示した。

右に先立ち全國映畫演劇労働組合（被申請人以外の組合）は申請人の經營不振の原因を取上げ昭和二十二年六月申請人に對し具申書として其の對策を建言すると共に第一撮影所の刷新等に付申入れをなした。以上二組合の動きに對し申請人は同年十月末生産復興對策を立案の上被申請人に提示したが之を承認せず、同組合は十一月第一撮影所に於て組合独自の生産復興會議を行ひ申請人側を招請する形をとつた。

斯くの如く申請人と被申請人との生産復興に對する意圖が合致しない間にも會社の赤字は益々累積し昭和二十二年末の破局的經理状態に致つた。

三、申請人と被申請人間には昭和二十二年一月一日締結、同年十二月三十一日を満期とする労働協約があり。

申請人の舊重役は其の満期前總退陣し現在の重役陣となつたのであるが、新重役陣は前年一年の苦い經驗に鑑み、イ、經營權、人事權の確立特に解雇權の掌握ロ、經協議會の性格の變更、簡素化、組合の經營參加の制限ハ、職區制を廢して部課長制とし、會社命令權の確立を骨子とした新労働協約の申請人案を立案し、右労働協約期間満了二ヶ月前に被申請人に對し協約改定の意思表示をなし申請人及び被申請人は新労働協約條項につき交渉をなしたが遂に妥結に至らなかつた。然し申請人は被申請人の申入れによつて前協約の有効期間を本年一月二月と延長したが三月一ぱいで延

長を認めず、四月一日を以て無協約状態に入るに至つた。

四、申請人が破局的經理状態に立至つた原因は、申請人が被申請人との労働協約上人事に關する支配権が薄弱なために戦時中の非能率の人員並に戦後復員した多數の過剩人員に對し、人員整理は勿論その配置轉換をも爲すことが出来なかつた爲に生産的業務の増加及能率と技術の低下を招き、之が勤勞意欲の低下等と相俟つて経費の膨脹のみ變上りとなり經理面の破局的状態を招來したのである。即ち申請人の映畫製作費は近時加速度的に高騰するに至り遂に一本の製作原價のみで千數百萬圓若くは二千數百萬圓に昇るに至つた。申請人が多額の缺損を生ずるに至つた最大原因は右續述する所にあるのであつて、試に上映收入に對する製作原價の比率を示せば、

昭和二十一年上半期	五三、四%
同 下半期	四九、七%
昭和二十二年上半期	六八、〇〇%
同 下半期	七八、六%

と高騰し、上映收入に對する製作原價は通常五〇%以下を常態とするのに對し戦慄すべき危険状態となつた。訴外松竹、大映等の会社に於ける一本の製作原價は大體六百萬圓内外であり、獨り第一撮影所が最近千數百萬圓の製作原價を費すことは、全くその非能率と浪費に基くものである。

こゝに於て昨年十二月二十六日申請人會社の渡邊社長就任と同時に、企業刷新要領を社内にし、各級の對策を示したのであるが、第一撮影所に對しては月二本の製作を確保し平均製作費六百五十萬圓を以てすべきことを命じ、本年二月これを七百五十萬圓に緩和したのである。

然るに被申請人は會社の製作費切下の命に反抗し、絶えず世上に會社は藝術と文化を無視するものであると悪い宣傳を行つたのである。

最近完成した「面影」の製作費は二千萬圓を超え近く完成すべき「我愛は山の彼方に」は千六百萬圓を超える有様である。入場料が制限され且つ十五割といふ苛烈な重税が課せられ、電力制限定員制嚴守等により入場人員が四分の一も減少しつゝある今日製作費の膨脹は當然赤字を生じたのである。

かゝる状況の下において、前述の通り映畫界の書入れ時である本年一月においてさえ前記の如く四百萬圓の赤字を示し、二月は千五百萬圓、三月は一千萬圓と赤字は停止するところがなく將來の見透も暗澹たる有様である。依つて前述の「企業刷新要領」に基く「健全財政方針の確立」「全社を擧げて節約を強行する」「新規採用は嚴に中止する」等の諸點を二月初より更に強化したのであるが、最近の會社負債状態及金融状態は到底枯息の對策に依ることを許さざる状態になり、本年三月中旬八千萬圓の増資の認可を得たのを機會とし短期債務を返却し、尙餘力のある機會に會社再建の根本策を講ずる決意をしたのである。この間申請人は昨年一年間の失敗に鑑み労働協約を改訂し、失われた經營權、人事權を確立し、平和裡に會社の再建を企てたのである。

被申請人との交渉は本年二月以來十數回の交渉を以て努力したにも拘らず三月二十五日組合は一、會社の團體協約案を撤回すべきこと、二、經濟力集中排除法による企業分離を中止すべきこと、三、「炎の男」の製作を繼續すべきこと、四、渡邊社長以下全重役は退任すべきこと、の四要求を提出した。申請人は即座にこれを峻拒したので、申請人と被申請人との間は交渉決裂し前記の如く四月一日以降無協約の状態に入つたのである。

五、前記の事情であるから申請人は四月八日申請人赤字の最大原因をなす申請人撮影所の人員整理を決意し、被申請人

に對し事前に二百七十名の解雇の餘儀なき旨を申述べたところに對し、被申請人は代案を考へ度き旨希望したので之に關し同月十二日に會見すること、協定した。十二日に至り再び被申請人代表及び作家等と申請人社長と會見したのであるが其の後被申請人側は「一年間映畫二十八本製作案」を提示し、申請人側は經理上此の代案を以ては解雇を中止し得ずと解答したが尙更に協議することになつた。

四月十五日に至り申請人と被申請人等と重ねて會見したのであるが被申請人は前回と同様二十八本案の外に出なかつたから遂に交渉は妥結に至らなかつた。

六、右事情の下に申請人は四月十六日過剩人員整理を決定發表したのであつて、其の整理は組合員たるの故又は組合活動をなしたることを理由としてなしたるものではなく次の解雇基準により詳細検討を加えんに該當する従業員を定員者として整理することとした次第である。

解雇基準

- A項 老朽者（五十五歳以上）
- B項 不急不用の部門に屬する者
- C項 契約者にして契約期間満了した者
- D項 囑託、臨時雇傭者
- E項 病弱にして勤務に堪えない者
- F項 勤務成績不良者

G項 従業員として職場規律を紊す者

H項 技術技能不良の者

I項 右各項に抵觸しないか定員整理上年令其他を考慮し轉職し易い年と認めたる年少者にして勤務年數の少い者

J項 技術者にして契約者とするに至當と認めたる者

K項 其他當該部門に於て過剩人員で配置轉換の困難な者

七、前項解雇の發表後被申請人は所謂不承認不服従方針をとり解雇者に對する解雇通知を受取つたにも拘はらず解雇を無視して出勤せしめつゝある。

解雇通知は適法に通知し、解雇者名簿は數十部を申請人會社の各部下及び被申請人に配布し或は撮影所内に掲示したのであるから解雇者が完全に之を了承したことは明白一點の疑もない。

被申請人は現在名稱の組合結成前たる東寶従業員組合時代に昭和二十一年三月二十三日以降生産管理を宣言し申請人に對し爭議行爲をなしたることあり、又現在組合結成後同年十月十五日以降五十餘日の爭議行爲をなしたることがある組合であるが更に今回後記の如く爭議行爲に出でたることは遺憾である。

四月十六日申請人は全従業員に對し今回の整理の趣旨を説明するため午後五時集合することを命じたが被申請人は之を阻止したため集合せず組合の指示の前には會社の撮影所所長の命令が行はれなくなつた。

八、四月十六日以来被申請人は撮影所の周圍の垣を堅固にし門は「バリケード」を施し鐵條網を巡らし行動隊を組織し晝夜警戒すると共に所長の制止に反抗して數百人乃至二千名の友誼團體を誘導し革命歌を高唱しラウドスピーカーによつて會社を誹謗し爲に職場の秩序は亂れ能率は低下するに至つた。

九、四月廿三日申請人は被申請人に對して正式に部課長制と人名を提示して承認を求めたが被申請人は之に應じない。新課長を招集しても組合は之を阻止して參集しない。所長の命令は全く行はれなくなつた。申請人は二十七日被申請人に對し左記の申入れをなした。

申 入

會社は飽迄作業を繼續したい方針でありますが昨今の所内の實情に鑑みて次の二項を申入れ組合の考慮を求めます。
一、組合の友誼團體其他來援者を一切所内に入らしめないこと。
一、解雇通知を受けた方は所長の許可ある場合の外入版しないこと。
右二項を組合が受入れ職場規律が保持されるならば會社は工場閉鎖又は休業宣言しないことを約します。
右申入れに關し明二十八日午前中に回答するよう要請します。
右に對し被申請人は全面的に拒絶した。依つて申請人は撮影所を一應閉鎖するの外なしとして左記告示をした。

告 示

友誼團體及被解雇者（所長の承認したものを除く）の入所を停止されたき旨再三要求したが組合は之を拒絶した。作業能率は低下し所内の秩序は維持されず所長の命令は遵守されない。仍て會社は整備及再建準備のため作業を休止するの外なきに至つた。

今回の休業は會社の都合によるものであるから被解雇者以外の従業員に對しては賃金は定時出勤の場合の全額を支拂う、賃金支拂の期日は從來通りであるその場所は追つて通知する。世間の傳うるが如き第二次第三次等の企業整備のための人員整理は行わないから休業中も安心して待機せられたい。
守衛、電氣係、防火班其他所長が出勤を命じたもの、外は來所することなく再開を待たれたい。再開の期日其他の必要事項はハガキ又は手紙を以て通知するからその指示に従はれたい。
速に光輝ある東寶撮影所を再建するため會社に協力せられるよう切望する。

昭和二十三年四月三十日

東寶撮影所長 北 岡 壽 逸

尙同時に左記の揭示を出した。

掲 示

臨時休業中につき所長の承認したる者の外一切の者の入所をお断りする。

昭和二十三年四月三十日

東寶撮影所長 北 岡 壽 逸

十、撮影所の閉鎖と共に重要資材を保管せんとしたが別紙添付の如く倉庫は既に組合の管理に移され儘も組合の手にある因つて組合に對し次の通り申入れた。

申入

四五二

別紙の如き理由により作業休止の已むなきに至つたから左記の建物は閉鎖し、鍵は會社側に於て保管したい。組合は之を妨害することなく正午迄に鍵を引き渡されんことを要求する。

- 一、カメラ倉庫。一、照明機械倉庫。一、錄音室。一、大道具材料倉庫。一、タビングルーム。一、小道具倉庫。
- 一、ステージ。一、フィルム倉庫。一、原版倉庫。一、資材課倉庫。一、映寫室。一、現像室。一、會計課倉庫。
- 一、自動車燃料倉庫。一、技研各室。

昭和二十三年四月三十日

東寶撮影所長 北岡壽逸

闘争委員長 土屋精之殿

尙被申請人に對して四月三十日「我が愛は山の彼方に」のプリントを五月二日午後一時朝日新聞社講堂に於て上映致し度き旨申出たる所申請人は之に承認を與へざるにも拘らず、被申請人は任意に之を上映し全く申請人の指揮命令に服せざる行爲に出でた。

次に休業後の所内秩序維持のため左記事項を組合に申入れた。

申入

一、休業中は所長の命じ又は承認したもの、外入所を禁止する。右禁止に反して入所した者は不法侵入者として取扱

う。但し組合役員にして交渉する爲の入所の必要ある者は差支なき限り入所を承認するからその人名及必要時刻を揭示されたい。

二、組合事務所として會社の建物の使用を認めてきたが都合により使用をお断りするから七日以内に明渡されたい。何時渡されるか返事ありたい。

三、休業中撮影所を組合運動に使用することは凡て禁止する。一切の揭示、ポスター等は三日以内に撤去されたい。若し組合に於て撤去しないときは會社に於て撤去する。

四、今回の争議に關して組合が設けた一切の施設は組合の手で三日以内に撤去されたい。右に對し本日午後四時迄に回答されたい。

昭和二十三年五月四日

北岡撮影所長

土屋闘争委員長殿

これに對し組合側は全面的に拒否した。

十一、被申請人は昭和二十三年四月三十日以降申請人所有の別紙目録記載申請人所有の不動産に對し不法に占據し且其の占據の結果申請人の撮影所施設、資材、製品等を申請人が自由に支配することに對し妨害をして居る。

申請人は會社の整理及び再建計畫を建て會社の統制ある従業規則に基き業務を遂行し經營權の確立をたてむとするも被申請人の妨害により實行不能に陥り著しき損害を蒙りつゝある。

前記の如く被申請人は門に嚴重なバリケードを築き鐵條網を張り巡らして居るのであるが、現在は表門に面するガラ

四五三

窓には柵木を打ちつけ飛込の出来ない様にして居る。表門を入ると直ぐ撮影に使用の風洞（二馬力大扇風機）を設け、砂、灰等を用意し、目つぶし戦術に出ようとしている。

オープンセットから所内中心部に入る部分は戸又は塀を利用し通行阻止を圖つて居る。

撮影所周囲の各所凡て二十ヶ所に「危険」の立札をし感電による危険感を與へようとしている。（高壓電流を通ずるといふ宣傳もあるがそのことは實際には行い得ないと申請人側専門家は言明している）

尙被申請人は申請人の業務指揮命令に全く服従せざる状態を繼續しつゝある。

申請人が被申請人に對して所有不動産又は鍵に對する所有権確認及び会社経営権確認等の訴を御座に對しては提起しようとするものであるが、被申請人の前記行爲を放任するとすれば回復することの出来ない損害を蒙るから止むを得ず申請趣旨の御裁判を受けたく本申請に及びたる次第である。

右申請致します。

昭和二十三年五月十日

東京地方裁判所 御 中

假處分命令申請

東京都世田谷區喜多見町一〇〇番地

申請人 日本映畫演劇労働組合東京支部東寶撮影所分會

右代表者 土 屋 精 之

右代理人辯護士 青 柳 盛 雄

岡 林 辰 雄

牧 野 芳 夫

森 長 英 三 郎

小 澤 茂

藤 井 英 男

高 本 右 門

被申請人 東寶株式會社

右代表者 渡 邊 鏡 藏

申請の趣旨

一、被申請人は申請人組合所屬の別紙第一號目錄記載の従業員が被申請人の被傭人として業務を行うことを妨害しては

ならない。

- 一、被申請人は前項の従業員に對し賃金の支拂いその他労働条件につき従前の待遇を不利益に変更してはならない。
- 二、被申請人は申請人に通知してこれと協議することなく事業場閉鎖、休業、事業の縮小その他申請人の組合員の身分に重大な影響を及ぼす経営上の改変を行つてはならない。
- 三、その裁判を求めらる。

申請の原因

- 一、本件當事者は昭和二十二年一月一日労働協約を締結した。その協約書第三十一條は「會社は組合員を解雇する場合は、すべて組合の承認を得る」と規定しているにもかかわらず、被申請人は協約の右條項に違反し何ら申請人の承認を得ることなく、昭和二十三年四月十五日申請人の組合員たる別紙目録第一號及び第二號記載の従業員を解雇する旨新聞記者に發表し、同二十日附を以て別目録第一號記載の組合員に對し解雇を通知してきた。
- 二、これにたいし申請人は組合總會の決議により、この解雇の不當にして、無効なることを理由に被申請者に對し、團體交渉を以てその撤回を求めたところ、被申請人はこれに應じないばかりか、解雇の通知を受けた組合員の事業場への出入を禁ずる旨告示書を貼出してその業務を妨げ、更に右の組合員にたいしては四月二十一日以後の賃金の支拂を停止した。
- 三、申請人は被申請人のかかる不法にして無量に反對し、右出入禁止の撤回と未拂賃金の支拂と團體交渉により要求した。申請人としては諸般の状況を勘案して爭議状態の發生を極力防止するに努め組合員をして平常通り業務に就かし

めている。

- 四、しかるに、被申請人は解雇通知を受けた組合員の事業場への出入を妨害しこの解雇通知を法律上有効なるものとして、既定の事實を作り出し、申請人組合のこれに對する反對を無力ならしめる意圖を以て、表面上は経営上の都合といふ理由で、休業することを一方的に決定し四月三十日その旨を申請人に通告してきた。そして申請人にたいし事業場の鍵を被申請人に引き渡すべきことを要求してきた。
- 五、申請人は五月四日總會を開き全会一致を以てこの休業には反對であること、申請人は作業場の鍵を保管している譯ではないから引き渡すことは出来ない旨を決議した。そして被申請人の本件休業宣言は明白に前記労働協約第三十三條の「會社は事業の縮小、事業場の閉鎖、その他組合員の身分に重大な影響を及ぼす経営上の改変を行おうとする場合、豫め組合に通告して兩者協議の上で善後策をたてる」という規定に違反するものであることを確認した。
- 六、申請人は前記解雇通知は前述の通り労働協約違反行為であること、及び企業整備に名を藉りる労働組合法第十一條違反の行為であることを理由に東京都地方労働委員会に提訴し、目下同委員会に於て審査中であるが、近く第十一條違反として起訴請求の決議が行われる見込である。
- 七、申請人は被申請人にたいし、本件解雇が無効であることの確認を求むるため本案訴訟を提出する準備をしているが本案判決を得るまでの間に、被申請人は前記の如く無量なる行為を敢行して來ているのであるから、申請人は回復することの出来ない損害を蒙ること明瞭である。
- よつて申請の趣旨記載のような假の地置を定める假處分命令を申請する。
- 八、尙本件労働協約第五十四條には「この協約書は調印の日から昭和二十二年十二月三十一日まで有効とする。なお期

間満了二月前に會社又は組合のいづれからも改訂の意思表示がないときは、自動的に一年間延長される」と記載されており昭和二十二年十月中に會社及び組合双方から改訂の意思表示がなされた事實から、この協約は既に期間の満了により消滅し、法律上當事者を拘束する力がないと被申請人側は主張するが、これは繼續的な労働関係を規律するため使用者と労働組合との間に締結される労働協約は期間の定めのある場合でもこれを締結した當事者としてはその期間満了に依つて當然消滅し無協約状態になることを豫想していないこと、及び改訂の意思表示がないときは自動的に一年間延長されるという規定はその意思表示があつた場合には新しい協約が締結されることを豫想し、舊協約がそのまま更新させられないというだけのことを意味するのであつて、逆に改訂の意思表示があれば期間満了と共に消滅するというような積極的意味はない、寧ろ却つて、改訂の意思表示がなされた場合は新協約が成立するまで舊協約がそのまま効力を保持すると解釋すべきものである。

昭和二十三年五月六日

東京地方裁判所 御 中

六、假處分命令申請

東京都大田區雪ヶ谷町三一九番地

申請人 究科工業株式会社

右代表者取締役 谷 澤 喜 信
右代理人辯護士 皆 川 健 夫

東山梨郡加納岩町上神内川一、〇二二番地

被申請人 全日本化学産業労働組合究科工業分會

右代表者 組合分會長 今 川 武 喜
被申請人 露 木 一 雄 外

占有解除並立入禁止假處分命令申請の件

申請の事由

- 一、申請人會社は纖維加工、染物、がら紡糸、手紡糸、特紡糸、及織物の製造販賣等を營む事を目的とする會社にして昭和二十一年四月十六日その設立の登記を經由し居書地に本店を有し、別に山梨縣東山梨郡加納岩町上神内川一、〇二二番地に別紙目録記載の宅地三百四坪及工場事務所等を所有し、昭和二十二年四月より右工場内に於て纖維加工、製造等の操業を開始し今日に至りたり。
- 二、而して申請人會社が右工場に於て使用に居りたる従業員七十三人中被申請人等五十九名は、昭和二十二年十二月二十四日労働組合を結成しその組合を全日本化学産業労働組合究科工業分會と稱しその代表者、組合長として現在今川武喜就任しあり。
- 三、然るに右被申請人等は昭和二十二年十二月二十九日越冬資金一人約千八百圓也の要求ありたるを以て申請人會社は此の要求を承認し、之が支給を爲したる處昭和二十三年一月中更に被申請人等は申請人會社に對し重ねて労働協約の申込みありたるを以て申請人會社は之亦その交渉に應ずべく組合代表及その他者の組合員と交渉を遂げたる處、申請人

會社は被申請人等の提示したる協約案中に經營參加、人事權の組合確保なる重大事項ありたるを以て、申請人會社は右二項目に付ては到底應ずる事能はざる旨を言明したる所、不當にも被申請人等は多數を擁して無能重役とか、馬鹿野郎とかの罵聲を發して申請人會社重役が自由なる打合せの機會を與へず、又被申請人等は「スクラム」を組み以て右交渉中自由に其の場を退去する事を得せしめざるの態度に出で、以て申請人會社重役として會社の妥當なる主張及意志を表示する事不可能なる状態に置かるゝに至りたり。

四、申請人會社は更に同年二月十九日及同月二十四日及同月二十八日被申請人等と團體交渉を重ねたるも被申請人等は遂に多數を頼みて氣勢擧げ、申請人會社重役に對し「無能者」とか「横暴者」等とか罵倒し、被申請人等の要求に應ぜざれば暴力をも發揮し兼ねまじき態度に出でるに至りたるを以て申請人會社重役は斯くては勞資對等且つ公平なる勞働協約の締結は不可能なるを知るに至り遂に協約締結を爲すに至らず今日に及びたり。

五、然るに右團體交渉中なる昭和二十三年一月二十四日付染色禁止令の發令ありて、その實施は同年二月三日と決定ありたる爲、申請人會社は有色の纖維加工、織物の製造不可能となるに及び事業目的の大部分は之が爲め不可能となるに至りたり。然のみならず會社所有にして當時甲府市常盤町所在株式會社中央銀行の質權の目的物となり居りたる繭短纖維落綿羊毛等約千貫は、昭和二十三年三月三日右中央銀行の申立により質權實行せらるゝに至りたる爲め、會社は手持の原料を使用する事能はざる事となり、依つて申請人會社は事實上操業不可能となり遂に工場閉鎖の止むなきに至りたり。

六、茲に於て申請人會社は止むを得ず同月七日附被申請人等に對し右事情を明示して工場閉鎖を宣言且つ従業員一同に解雇の止むなきことを表示し、同時に同工場内に閉鎖の立札を建て工場敷地及建物内に立入る事を禁止すべき旨を告

げ且つ立入禁止の制札を建て四月十日被申請人等には正式解雇の通知を發したり。然るに被申請人等は不法にも三月四日會社備付の會計に關する帳簿精算書類等を許可なく工場事務所外に持出し、更に會社製品倉庫の鍵を許可なく持出し以て申請人會社重役をして會社の運営に支障を來さしめたるのみならず、申請人會社が立入禁止を爲したるにも不拘無斷別紙目録記載の工場敷地内に這り込み、且つ同目録記載の建物を占據して、事務所等には「闘争本部」「組合員以外の者立入るべからず」等大書して申請人會社重役及株主等の出入を禁止し以て事實上會社の管理をすら不能ならしむるに至りたり。

尙被申請人等は別紙證明書寫の如く被申請人等は闘争中に於ける工場維持費人件費が生産に依る收入と均衡の採れぬ場合は、同工場の機械器具を賣却して之に充當しても良いと呼號して氣勢を擧げ、又工場建物機械器具及其他の擔保物件でも構はず被申請人の手で賣却し負債を返却して、その殘金は従業員一同の退職資金並に會社欠損に充當する等と暴言を爲して申請人會社重役に畏怖の念を與ふる言動を爲すのみならず、

(一) 昭和二十三年三月四日より右工場敷地入口に柵を設けて組合の許可無き者の立入を拒否し、

(二) 昭和二十六年三月四日無斷工場内に入り同所の申請人會社所有の殘原料を勝手に使用して申請人會社に損害を與へ、

(三) 右工場内の申請人會社所有の一馬力三相「モーター」一臺を無斷持出したる者ありとの風評あり、

以て申請人會社の運営を阻害するの舉に出でたり。

以上の次第なるを以て申請人は目下被申請人等に對し、追而提起すべき占有の回收妨害排除立入禁止等の訴を提起すべく準備中なるも、此の際至急に被申請人等の別紙目録記載土地建物に對する占有を解除し右工場内に立入るべから

ザとの假處分を爲すに非ざれば、回復すること困難なる損害を蒙る虞あるに因り、申立趣旨記載の如き假處分決定相成度本申立に及びたり。

申立の趣旨

一、別紙目録記載の不動産物件に対する被申請人等の占有を解き之が占有を申請人の委任する甲府地方裁判所執行吏に移す。

二、執行吏は申請人に對し、その用法に従つて右不動産及物件の使用を許す事が出来る。

甲府地方裁判所 御 中

決 定

東京都大田區雪ヶ谷三一九番地

申請人 究科工業株式会社

右代表取締役 谷 澤 喜 信

右代理人辯護士 皆 川 健 夫

被申請人の住所氏名別紙の通り

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第一二號假處分命令申請事件につき、當裁判所は申請を相當と認め申請人に保證として金五萬圓を供託させて左の通り決定する。

主 文

一、別紙目録記載の不動産及物件に對する被申請人等の占有を解き其の占有を申請人の委任する甲府地方裁判所執行吏に移す。

執行吏は右占有保管に係ることを適當の方法に依り公示せよ。

二、執行吏は申請人に對し右不動産及物件の使用を其の用法に従ひ許す事が出来る。

昭和二十三年三月十三日

甲府地方裁判所民事部

裁判長判事 梶 村 敏 樹

判 事 小 林 武 男

判 事 補 官 澤 邦 夫

假處分異議の申立

住所申立人別紙の通り

東京都大田區雪ヶ谷三一九番地

相手方 究科工業株式会社

右代表取締役 谷 澤 喜 信

四六四
右代理人辯護士 皆川建夫

申立の趣旨

甲府地方裁判所昭和二十三年(ヨ)第一二號假處分事件につき全日化究科工業分會はその執行を取消願度茲に異議を申立御裁定願度、左記趣旨書相添へ申立に及候。

申立の理由

昭和二十三年三月十三日付究科工業株式會社代表取締役谷澤喜信外右代理人辯護士皆川建夫申請の假處分命令は工場従業員の退去を強要するものであり、吾々の基本的人権を剝奪するものであることは言うまでもなく、會社側と組合側とで昭和二十三年二月十九日假協定したる團體協約、

第一條 會社は組合が究科工業株式會社日下部工場に於ける唯一の労働組合である事を確認し労働条件その他従業員の利害に関する問題は全て組合の承認を得たる上決定すること。

第三條 會社は組合員の労働条件に重なる影響を及ぼす経営上の改變に關しては組合の同意を得ること。

第四條 會社は争議中組合が正當なる争議行爲を爲す限り如何なる形の争議妨害行爲も行はない。

に違反せる行爲であると共に正當なる争議である生産管理中にある當工場の労働者が生きんが爲に、一途生産に邁進して居る工場の占有を一方的に閉鎖するが如き假處分申請を正當と認めたる貴裁判所の決定は、日本労働組合組織に關する樞東委員會十六原則、

第十三項 自由な組合組織や正當な組合活動を妨害し又は妨害するための措置を取つた日本政府とその諸機關は廢止されるべきであるの精神に反するものであり、基本的人権を無視し生活権労働権を侵害するものである。

抑々も生産管理とは企業に於て勞資間に労働關係につき意見の不一致を生じたる場合、之を解決するために労働組合法に基き團體としての労働者がその所屬工場の設備資材等企業の物的設備を一時自己の手中に收め、一時使用者側の支配を排除して企業を經營する争議方法であり、今日の企業に於ては所有と經營とが分離して居るものであり經營は専ら經營技術者と一般従業員である労働者によつて運営されて來るものであるから、労働者は企業内部の一擔當者として出資者及經營技術者と共に企業全體を成立せしめて居ると同時に、企業設備の所有權も期る企業組織の制約下で經營技術者により行使せられて居ると云うだけで、現在の企業の社會的性質及び所有權の社會的意義を考慮に入れる時は労働者が争議解決のために企業の物的設備を一時自己の手中に收め使用者の支配を一時排除することも、從來の民法商法等の法律上では法規違反と云へる面もあるが、特別法である労働組合法にて争議權が法認せられて居る現在、一般法である民法商法より優先的に判断すべきで、斯る觀點よりすれば争議に就いては勞資双方は企業に對し平等の立場であると云ふべきであるから、團體としての労働者が使用者側の意思に反して企業を一時占有することを以つて、直ちに占有權乃至所有權を侵害するものとの見地より貴裁判所が假處分命令は労働組合活動の彈壓であり労働組合法を無視したる行爲であると断定せざるを得ず、斯る行爲に對しては吾々は全面的に反對するものである。以上述べたる理由に依り茲に異議を申立ると共に即刻口頭辯論を聞きたる上御裁定願度申立に及びたる次第であります。

昭和二十三年三月十八日

右申立人別紙の通り

七の(1) 假處分申請

東京都品川区大井町三四七五番地

鐘淵通信工業株式会社

上田市大字小牧字鴨池番外二二五番地

右 上田工場 申請人工場長 吉 田 英 雄

右 代理人 辨護士 湯 原 規 雄

上田市大字小牧字鴨池 鐘通上田工場宿舎

被申請人 小 池 充

同 所 社 宅

被申請人 大 瀧 良 治

同 所

被申請人 山 崎 正 次

上田市大字中之條

被申請人 中 澤 貞 夫

不動産假處分命令申請事件

申請の趣旨

- 一、申請人より被申請人等に対し提起する建物引渡並に妨害禁止請求事件の判決確定に至る迄申請人並に被申請人等の別紙目録記載の建物に対する占有を解き、長野地方裁判所上田支部執行吏は之を保管しなくてはならない。
 - 一、執行吏は申請人に対し管理並に必要な使用を許すことが出来る。
- との御裁判を求む。

申請の理由

- 一、鐘淵通信工業株式会社はラヂオ受信機及び同部分品電気計器の製造販賣を業とし、申請人は取締役兼上田工場長であつて本件建物は會社より管理を委嘱せられ生産工場として使用占有中である。
- 被申請人等は上田工場の工員で全日本電気工業労働組合信越支部鐘通分會の組合員、充は組合長兼爭議調争委員長、貞夫は書記長、良治、及正次は爭議調争委員である。
- 二、右上田工場労働組合は管て約三百三十六名を以て結成して居たが、一部被申請人等組合幹部指導者達に常に經營者(申請人)側と僅少の事にも闘争的態度に出るので、兎角不必要なる争を生むに至つたのである。之れに附和する一部工員等により更に怠業氣分を助長し誠實に就業する意慾を失はしめ生産の減退不良品の續出は會社經營のがんとなるに至つた。

されど一部健康中庸の工員は被申請人等の闘争的態度を憂え害あつて益なく日本再建の將來を憂慮し、労資一體協調精神を基調とし圓滿なる態度で交渉事に當るべきであるとの意見を主張したところ、根本的に此の見解に反對なく被申請人等は却つて組合の統制を素す者としたので改部政已外二十名は四月十二日脱退第二組合を結成したのに對し、被申請人等は之を除名する等組合内部は茲に收拾することの出來ない紛糾を醸すに至つた。

三、被申請人等一部は益々第二組合員への闘争を挑み工場正門で出勤を阻止し食堂に入るを遮つて食事を與へず、就業中大小の競合を生み、果ては工場内で亂闘を行ひ不良製品續出し斯くては得難い資材及電力等を徒に消耗するのみで、會社の損害は莫大に達し此の儘生産を繼續する事は不可能の事態になつたのである。

故に申請人は四月十五日、四月十六日並に十八日及二十日正午より臨時休業をするの已むなきに至り、被申請人等闘争幹部に通告すると共に工場正門掲示板へ告示したところ、被申請人等は十五日、十六日の分は即時撤去したのである。倉庫及工場の鍵は毎日終業後直ちに申請人に引渡さねばならぬが被申請人等は四月十四日以降鍵を引渡さないのみならず、休業中の工場及倉庫の鍵を悉く使用して不法侵入或は合鍵を作つて鎖錠を開き其他本件建物に不法侵入等を企てるので、昭和二十三年四月十六日上田檢察廳へ營業妨害建物不法侵入罪の告訴を提起し同廳では目下關係人を取調べ中である。

四、被申請人等は度々右不法不穩の行爲を繰返し又一部工員をして行はしめるので事態は益々悪化の一途を辿り、昨日は他の労働組合數千名の應援を得て鳴物入りで氣勢を上げ喧噪を極め、遂に申請人社宅玄關に大太鼓を持ち込み之を叩き家宅侵入の上嫌がらせ戦術を用ゆる等、事態を此の儘に委せ置く時は遂に工場及倉庫を始め本件建物を完全占據せられ群衆心理は配電所其他建物破壊出火等如何なる不詳事態が惹起するや保し難き事態となつたので、一刻の猶豫

も出來ず止むなく本申請に及んだ次第である。

判 決

長野縣上田市大字小牧鴨池番外二百二十五番地
鐘淵通信工業株式會社上田工場内

申請人 吉 岡 英 雄
右申請代理人辨護士 湯 原 規 雄 外一名

長野縣上田市大字小牧鴨池番外二百二十五番地
鐘淵通信工業株式會社上田工場内

被申請人 全日本電氣工業労働組合信越支部鐘通分會
右代表者組合長兼争議闘争委員長 小 池 充

同所寄宿舍

同 小 池 充

同所社宅

同 大 瀧 良 治

同所社宅

同 山 崎 正 次

同

分會並四名代理人辯護士 中澤貞夫 完田義久 外二名

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第一三號不動産假處分請求事件並昭和二十三年(ヨ)第一四號不動産假處分請求事件に付、當裁判所は併合の上口頭辯論を経て次の通り判決する。

主 文

申請人より被申請人に對する建物引渡並に妨害禁止請求事件の判決確定に至る迄、被申請人の別紙目録記載の建物並に掲示板に對する占有を解いて申請人の委任する長野地方裁判所の執行吏に之が保管を命ずる。
右執行吏は適當なる方法で右保管の公示手續をしなければならぬ。
右執行吏は保管を命ぜられたる後申請人に對し右建物並に掲示板の使用管理を爲さしむることが出来る。申請費用は被申請人の負擔とする。

事 實

申請代理人は申請人から被申請人等に對し提起する建物引渡並に妨害禁止請求事件の判決確定に至る迄、申請人並に被申請人等の別紙目録記載の建物に對する占有を解き、長野地方裁判所上田支部の執行吏は之を保管しなくてはならない執行吏は申請人に對し管理並に必要な使用を許すことが出来るとの裁判を求め、其の原因として東京都品川区大井町三千四百七十五番地鏡淵通信工業株式会社はラヂオ受信機及同部分品電氣計器の販賣を業とし、申請人は同會社取締役兼同會社上田工場長であつて、別紙目録記載の物件は同會社より管理を委嘱せられ生産工場として之を使用占用中である。又被申請人充、良治、止次、貞夫は孰れも前記會社上田工場の従業員で又被申請人全日本電氣工業労働組合信越支部鏡通分會(鏡通上田工場労働組合)の組合員であつて、被申請人充は同組合長兼争議調争委員長、被申請人貞夫は同組合の書記長、被申請人良治、正次は同組合の争議調争委員である。右鏡通上田工場労働組合は嘗て三百三十六名を以て結成し其の一部である被申請人充等組合幹部は常に經營者たる申請人側と些細の事にも闘争的態度に出でこれに附和する一部工員等と共に怠業氣分を助長して誠實に就業する意欲を失はしめたる結果、生産を減退し不良品を續出せしむるに至つた。されど一部穩健中庸の工員は被申請人等の闘争的態度を心配し勞資協調精神を基調とし圓滿なる態度で交渉すべきであると主張したところ、被申請人等は之を以て組合の統制を紊すものとしたので、穩健派である阿部正巳外二十名は昭和二十三年四月十二日組合を脱退し鏡通上田工場労働第二組合を結成したの對し、被申請人等は之を除名する等組合内部は茲に收拾することの出来ない紛糾を醸すに至つたが被申請人等一部工員は愈々第二組合員等に闘争を挑み、例へば工場正門で出勤を阻止し食堂に入るを遮り就業中種々競合を生み遂に工場内で亂闘を演じた。茲に被申請人側は斯くては不良製品續出し得難い資材電力を徒に消耗するのみで、此の儘生産を繼續する事は不可能の状態となつたので、申請人は昭和二十三年四月十五日十六日臨時休業をするの已むなきに至り、被申請人等に通知し、工場正門掲示板に告示し在庫中の物品が盜難に罹り其の他不詳事の發生せんことを防ぐ爲、鎖錠を嚴重にしたところ、被申請人等は掲示板の告示を撤去して該掲示板を使用し、倉庫及工場の鍵は同月十四日以来引渡さざるのみならず、休業中の別紙目録記載の建物に不法に侵入し之を使用するので、申請人は更に同月十八日と二十日以降引續き臨時休業したが被

町三千四百七十五番地鏡淵通信工業株式会社はラヂオ受信機及同部分品電氣計器の販賣を業とし、申請人は同會社取締役兼同會社上田工場長であつて、別紙目録記載の物件は同會社より管理を委嘱せられ生産工場として之を使用占用中である。又被申請人充、良治、止次、貞夫は孰れも前記會社上田工場の従業員で又被申請人全日本電氣工業労働組合信越支部鏡通分會(鏡通上田工場労働組合)の組合員であつて、被申請人充は同組合長兼争議調争委員長、被申請人貞夫は同組合の書記長、被申請人良治、正次は同組合の争議調争委員である。右鏡通上田工場労働組合は嘗て三百三十六名を以て結成し其の一部である被申請人充等組合幹部は常に經營者たる申請人側と些細の事にも闘争的態度に出でこれに附和する一部工員等と共に怠業氣分を助長して誠實に就業する意欲を失はしめたる結果、生産を減退し不良品を續出せしむるに至つた。されど一部穩健中庸の工員は被申請人等の闘争的態度を心配し勞資協調精神を基調とし圓滿なる態度で交渉すべきであると主張したところ、被申請人等は之を以て組合の統制を紊すものとしたので、穩健派である阿部正巳外二十名は昭和二十三年四月十二日組合を脱退し鏡通上田工場労働第二組合を結成したの對し、被申請人等は之を除名する等組合内部は茲に收拾することの出来ない紛糾を醸すに至つたが被申請人等一部工員は愈々第二組合員等に闘争を挑み、例へば工場正門で出勤を阻止し食堂に入るを遮り就業中種々競合を生み遂に工場内で亂闘を演じた。茲に被申請人側は斯くては不良製品續出し得難い資材電力を徒に消耗するのみで、此の儘生産を繼續する事は不可能の状態となつたので、申請人は昭和二十三年四月十五日十六日臨時休業をするの已むなきに至り、被申請人等に通知し、工場正門掲示板に告示し在庫中の物品が盜難に罹り其の他不詳事の發生せんことを防ぐ爲、鎖錠を嚴重にしたところ、被申請人等は掲示板の告示を撤去して該掲示板を使用し、倉庫及工場の鍵は同月十四日以来引渡さざるのみならず、休業中の別紙目録記載の建物に不法に侵入し之を使用するので、申請人は更に同月十八日と二十日以降引續き臨時休業したが被

申請人等は同一事實を繰返すのみで、申請人の右建物並に掲示板に對する占有權を妨害するの舉に出たから、申請人は上田檢察廳に營業妨害建物不法侵入の告訴を提起し、同廳では目下關係人を取調中であるが被申請人は尙も自ら又一部工員をして不法不穩の行爲を繰返し例へば同月二十二日には他の労働組合數千名の應援を得て申請人社宅玄關に大太鼓を持ち込み之を叩きて喧騒を極める等、事態を此の儘に委せ置く時は進駐軍より保管を命ぜられた賠償諸機械類の堆積せる工場も破壊せられ延ては火災を起す等如何なる不詳事態を惹起するやも測り難く、會社が此の儘生産を繼續する時は著しき損害を蒙ること明であつて一刻の猶豫も出來ず、止むなく民事訴訟法第七百六十條の規定に依り争ひある權利關係に付假の地位を求むる爲本申請に及んだ次第である旨述べ、尙別紙目錄記載の物件は孰れも申請人が直接間接に會社工場として使用するものであつて、一號はラヂオ受信機及部分品組立工場、二號は電力計及擴聲器組立工場、三號は機械及仕上作業場一部倉庫、三號の一は原料倉庫、四號は全波受信機組合工場、五號は鍍金工場、六號は受信機に關する研究室、七號は部分品に關する研究室、八號は火造工場、九號は會議集會所、十號は圖書室及會議集會所、十一號は電氣計器組立工場、十二號及同上十三號及電同配電室である旨附陳し疏明方法として疏甲第一號證乃至第九號證を提出し證人阿部正巳、喜多治夫の證言、申請人吉岡英雄の訊問の結果を據用し疏乙第一號證前段始末書部分同第五號證同第六號證の成立を認め爾餘の乙號各證は不知と述べた。

被申請代理人は本件假處分申請は之を却下すとの裁判を求め答辯として申請人主張事實中鐘淵通信工業株式會社が被申請人主張のような業務を營むこと、申請人が申請主張のような地位にあること、被申請人四名が鐘通上田工場従業員であると、鐘通上田工場従業員三百卅六名が全日本電氣工業労働組合信越支部鐘通分會（通通上田工場労働組合）を結成したること、同組合員阿部正巳等廿一名が同組合から分裂したること、申請人側が昭和廿三年四月十五日、十六日、十八日

及同月廿日午後から休業したること、十六日被申請人等に對し業務妨害建物不法侵入罪で當檢察廳に告訴したること、被申請人が同月二十二日他の労働組合の應援を得て申請人本件工場建物を占有使用して居ること、被申請人が社宅に至りたることは孰れも之を認むるも其の他の事實は否認する被申請人が申請人側と鬭争的態度に出ずるのは申請人側が從來従業員に對する賃金の遅拂があつたこと、申請人側が本件工場を煙草專賣局へ賣渡す意圖を有して居りし爲、事業は全廢されるか縮少される可能性が確實なること従つて従業員の大畧減首の可能性が生じたことに端を發したのであつて、被申請人等は飽くまで會社が正常なる作業を爲し眞面目に生産を繼續することを希望して居り怠業氣分を助長するといふようなことは全然ない。工場の整理も被申請人が責任をもつて之に當り、一同責任をもつて生産に従事して居る。阿部正巳外二十名の除名問題も責任は寧同人等にあつて同人等は同月九日被申請人等労働幹部不信任案を出し被申請人等として居る組合運動を妨害しようとしたので、労働組合では同月十一日大會を開きてこれを討議し無記名投票の結果、八十八票對四十八票で不信任案否決されるや同人等は大會の決議には従ふことが出來ぬと云つて組合脱退届を提出したので、労働組合では統制を素すものとして無記名投票に依り二百三十三票對二十六票で阿部正巳等二十一名を除名し、更に會社に對し労働協約第四條に依り除名者の解雇を要求したが會社では之を解雇しないのみならず同人等が労働組合法第二條第一項に依る第二組合を結成するやこれと折衝を持つに至つたのであつて、斯様に第二結合の結成の爲に事態が益々紛糾するに至つたのである。同月十五日、十六日の臨時休業告示の撤去は會社が労働協約第一條に違反する一方的處置であるに依り之に對し抗議を爲したるに過ぎず、被申請人等が同月二十二日上小地區労働會議の應援を得て會社側と交渉しようとしたのは被申請人等が團體協約の嚴正なる實施を要求したるに拘らず、會社では全然組合の交渉に應じようとせず徒に逃避的態度に出づる爲已むを得ず、爲したるもので、其の時の人數は約千名位であつた。會社が二、三日

の臨時休業をして居る際に鐘通分會が建物を不法占據をするから假處分を求むるとするなら無意味であり、又長期休業をして居る際に被申請人が本件建物を不法に占據するから假處分を求むるとすれば申請人は昭和二十三年二月八日締結したる協約書にある工場閉鎖長期休業等は、組合等の承認を要するとあるに違反せるを假處分に依つて蹂躪しようとするものである、申請人は假處分に依つて工場の占有を完全に執行吏に移し會社側の意に従う僅の従業員のみならず作業を許し、他の従業員は全部職場から放逐して其の生活權を無視し本件建物を煙草工場として他に賣却し會社の利益のみを考慮し従來會社と組合側との間に締結された團體協約を蹂躪する爲、空虚なる理由にて假處分申請を爲しそれで會社の意圖を強引しようとするものであつて、明かにポツダム宣言、憲法、労働組合等一切の民主々義的立法の精神に反するものであつて斯かる假處分の申請は斷じて許容すべきものでなく失當であるからこれを却下され度き旨述べ、疏明方法として疏乙第一號乃至第九號證を提出し證人山越完吾、春原大三、富岡隆の各證言、被申請本人小池充、同中澤貞夫の訊問の結果を援用し疏甲第一號證第九號證は不知を以て各一兩餘の疏甲號各證の成立を認められた。

理 由

申請人が鐘淵通信工業株式會社の取締役兼同會社上田工場長であつて、同會社から別紙目録記載の物件の管理を委囑せられ生産工場として使用占有中であること、被申請人等同會社従業員三百三十六名が全日本電氣工業労働組合信越支部鐘通分會（鐘通上田工場労働組合）を結成したるところ、同組合員阿部正巳外二十名が組合と分裂した騒ぎに同會社では昭和二十三年四月十五日、十六、日十八日の三日間臨時休業を爲し、同月二十日正午から引續き休業を爲したるに對し、被申請人は依然同會社工場に出動し別紙目録記載の建物等を使用占有中なることは孰れも當事者間に争のないこと

らである。

仍つて按ずるに成立に争のない疏甲第四、八號證、當裁判所が真正に成立したと認める疏甲第九號證及び證人阿部正巳、喜多治夫、春原大三の各證言申請本人吉岡英雄の訊問の結果を綜合して見ると申請代理人が主張するように、被申請人が同月十四日第二組合の阿部正巳等二十一名を除名し、尙會社に對しこれが解雇を求め同月十五日十六日前記會社上田工場の掲示板にある臨時休業の告示を撤去したる上閉鎖せる別紙目録記載の建物内に侵入して之を使用占有し同月十九日第二組合員が出勤せるを會社正門前で阻止したる結果双方競合を演じ怪我人まで出したる爲第二組合員をして會社を早退させしめ同月二十日も同様の状態であつたことを認めることが出来る。被申請代理人は申請人が告示したる臨時休業は昭和二十三年二月八日當事者間に結ばれた組合の承認なしでは長期休業をすることは出来ないという協約に反する一方的行爲であるから失當であると抗争するけれど、前記疏明を見ると臨時休業の場合に協約から除かれて居るかという点で、協約にも長期休業と明記してあるから疏明のように認めるのが相當である。其の他被申請代理人の提出援用せる一切の證據に依ても前記認定を覆すことが出来ない。斯くの如き事情の下において、建物引渡並に妨害禁止請求の本案訴訟が確定する上で放置するときは、申請人に著しき損害を與ふる虞れがあるから申請人は民事訴訟法第七百六十條に依つて判決確定に至るに先つて假處分に依り權利を保全するの要あることは言を俟たざるところである。そこで當裁判所は將來建物引渡並妨害禁止の本案訴訟に依つて事實が確定するまで一應被申請人の別紙目録記載の物件に對する占有を解いて委任する執行吏の保管に委ね尙現下の社會情勢に鑑み、故なく眠らせて置くことはこれを許さぬから執行吏は申請人をして右物件の使用管理を爲さしむる方法で右保全の目的を達し得ると認めるから申請費用の負擔には民事訴訟法第八十九條を適用し主文のように判決する。

(2) 労働組合員の地位保全を求むる爲の假處分申請

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外二二五

申請人 全日本電気工業労働組合信越支部鐘通分會

右分會長 小 池 充

右申請人代理人 辯護士 林 百 郎 外二名

東京都品川區大井町三四七五 鐘通通信工業株式会社

上田市大字小牧字鴨池番外二二五右上田工場

被申請人 工場長 吉 岡 英 雄

申請の趣旨

一、被申請人は申請人より被申請人に對して提起する損害賠償(賃金未拂分)請求事件の判決確定に至る迄左の如き處置をしなければならぬ。

(1) 被申請人は直ちに通常の業務を開始しなければならない。

(2) 被申請人は申請人組合員が別紙目録記載の建物内で正常なる業務に従事することを許可しなければならない。

(3) 被申請人は賃金支拂その他の労働條件に就ては申請人組合員に對しこれ迄の待遇を不利益に変更してはならぬ。

(4) 被申請人は申請人組合と協議承認なくして事業場の閉鎖、休業、事業の縮少その他組合員の身分に重大な影響を及ぼすが如き經營上の變更をしてはならない。

(5) 被申請人は申請人組合と豫め協議承認を得ずして申請人組合員の職首をしてはならない。

二、訴訟費用は被申請人の負擔とする。

申請の理由

一、申請人組合は昭和二十一年九月に結成せられ昭和二十一年九月十九日會社との間に労働協約を締結し會社運営については一切組合と協議する旨の確約をしたのである。

一方會社は昭和二十二年の暮頃より本件工場を煙草工場として、大藏省の專賣局に賣却する意圖を有し關係方面と交渉を開始した爲、申請人組合は従業員的生活権を確保する必要上昭和二十三年二月八日被申請人との間に團體協約を締結し、

「會社は組合の承認なしに工場閉鎖、長期休業、組織機構及び名義變更合併其他會社資産の一切を他に譲渡轉用することは行はざらん」

との協約を締結した。

二、然るに會社は工場賣却の交渉は進捗せしめるにも拘らず組合との間の協議については何等誠意を示さないのみか組合より除名せられ當時解雇せらるべき者等を中心にして所謂第二組合を結成せしめ、此により組合との正當なる交渉を妨害するのみならず本年四月十五日以後は従業員就業の熱望にも拘らず、事實上營業は休業の状態にあり會社側は反つてこの責任を申請人側組合に歸せしめ従業員の出動にも拘らず賃金等も支拂わぬ。

又五月十四日には申請人組合員十五名に對し労働協約第三條を無視し何等組合側と豫め協議することなく又労働組合法を無視し一方的に解雇の通告を發して居る。尙今後も續いて誠首される危険がある。

又労働基準法第二十六條によれば會社の都合に依り當日の作業を中止したる場合出勤者に對しては當日分の賃金及手當の六割以上を支給するとあるにも拘らず、會社はその後の作業中止状態に對し出勤者に對し賃金の支拂を拒否してあるものであり、かくては従業員は事實上會社より誠首せられておるも同様である。

三、上述の如く被申請人は労働組合法又は團體協約等一切を無視して全く一方的にその意圖により、就業拒否賃金不拂並に誠首等の處置をなしおる状態にて、かくては申請人組合員は従業員としての地位が無視されることとなり生活上の不安は言語に絶するものがある。

四、一方被申請人は申請人との間の問題解決の爲の團體交渉等は一切之を拒否しており、事態收拾の見透しもつきかね此の儘放置せられるに於ては申請人組合は生活の基礎を失い全く路頭に迷ふ結果ともなるを以て、申請人組合員は飽くまで事態の圓滿なる解決を希望すると同時に會社の眞剣な生産事業の開始を希望しておるを以て、本問題の解決を見る迄は會社の一方的な處置に依り不利益な状態に陥らせられる事を避け、會社をして誠意を以て組合と交渉を開始

せしむるため本問題の圓滿解決を見る迄労働組合員としての當然の権利の保全を圖る爲敢て本申請に及ぶ次第である

昭和二十三年五月十四日

長野地方裁判所上田支部 御 中

假處分追加並に訂正申立書

申請人 全日本電氣工業労働組合信越支部鐘通分會

右分會長 小 池 充

被申請人 鐘通上田工場長 吉 岡 英 雄

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第一五號假處分申請事件に付申請人は申請の趣旨を左記追加並に訂正の申立をする。

一、申請の趣旨の第一項目中

「被申請人は申請人より被申請人に對し提訴する損害賠償(賃金未拂分)請求事件」の次に「雇傭契約並に労働協約確認事件」を新に加へること。

二、申請の趣旨第一項目中の(1)乃至(5)の次に第(6)號として左記項目を加える。(6)別紙第二目錄記載の建物に對する申請人並に被申請人等の占有を解き長野地方裁判所上田支部執行吏の保管に移す。執行吏は申請人に對し正當な使用を許すこと。

右(6)號項目を追加すること。

右追加申請をする。

昭和二十三年五月十五日

長野地方裁判所上田支部 御中

判決

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外貳百貳拾五番地

申請人 全日本電気工業労働組合信越支部鐘通分會

右代表者分會長(組合長) 小池充

右申請代理人辯護士 林百郎

同 宗田義久

同 北村利夫

東京都品川区大井町参千四百七拾五番地

被申請人 鐘淵通信工業株式會社

右代表者取締役同會社上田工場長

右訴訟代理人辯護士 吉岡英雄

同 湯原規雄

同 水津靜吉

同 渡邊元

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第十五號労働組合員の地位保全を求むる爲の假處分請求事件に付當裁判所は口頭辯論

を経て次の通り判決する。

主 文

申請人から被申請人に對して提起する損害賠償(貸金未拂分)請求訴訟事件及び雇傭契約並に労働協約確認請求訴訟事件の判決確定に至る迄、被申請人は申請人と協議し其の承認なくして工場の閉鎖、長期休業、組織機構及び名義變更、合併其他會社資産の一切を、他に譲渡轉用してはならない。但し申請人吉岡英雄、被申請人全日本電気工業労働組合信越支部鐘通分會小池充、大瀧良治、山崎正次、中澤貞夫間の昭和二十三年(ヨ)第一三號不動産假處分申請並昭和二十三年(ヨ)第一四號不動産假處分申請併合事件に付、當裁判所が昭和二十三年五月十四日爲したる判決の效力を妨げない。

被申請人は申請人と協議しなければ申請人組合員を解雇してはならない。

被申請人は申請人が別紙第三目録記載の建物を従前通り使用することを妨げてはならない。

申請人の其の餘の請求を棄却する。

申請費用は之を四分し、其の一を申請人の負擔とし其の餘を被申請人の負擔とする。

事 實

申請代理人は被申請人は申請人より被申請人に對して提起する損害賠償(貸金未拂分)請求事件雇傭契約並に労働協約確認事件の判決確定に至る迄、被申請人は直ちに通常の業務を開始しなればならない。被申請人は申請人組合員が別

要件に就ては申請人組合員に對し、これ迄の待遇を不利益に変更してはならない。被申請人は申請人組合と協議承認なくして事業場の閉鎖休業事業の縮少、その他組合員の身分に重大な影響を及ぼすが如き經營上の変更をしてはならない。被申請人は申請人組合と陳め協議承認を得ずして申請人組合員の誠首をしてはならない。別紙第二目録記載の建物に對する申請人並に被申請人等の占有を解き長野地方裁判所執行吏の保管に移す、執行吏は申請人に對し正常にして必要な使用を許す。訴訟費用は被申請人の負擔とするの裁判を求め其の原因として、申請人は昭和二十一年九月結成し同月十九日被申請人と疏甲第一號證のような労働協約を締結し、被申請人會社運管については一切申請人と協議する旨確約したるに拘らず、被申請人は同二十二年暮頃から被申請人會社上田工場を煙草工場として大藏省煙草專賣局に賣却したる上、申請人組合員を同工場から追出す意圖を有し、關係方面と交渉を開始したる爲、申請人は從業員の生活權確保の必要上更に同二十三年二月八日被申請人と疏甲第二號證のような協約を締結し、被申請人は申請人の承認なしに工場閉鎖長期休業組織機構及び名義變更合併其他會社資産の一切を他に譲渡轉用することは出来ない協定したが、被申請人は右工場賣却の交渉が進捗しても少しも申請人と相談しないばかりか申請人から除名せられ、當然解雇せらるべき者を中心に所謂第二組合を結成せしめ、申請人との正常なる交渉を妨害して來た。被申請人は同年四月十五日以後申請人から就業を熱望せるに拘らず右協約を無視し一方的に休業状態に入り乍ら、却つて其の責任を申請人に轉化し賃金を仕拂はない。労働基準法第二十六條に依れば會社の都合で當日の作業を中止した場合には、出勤者に對し當日分の賃金及手當の六割以上を支給するとあるが、被申請人は出勤せる申請人組合員に對しこれが支拂すら拒否して居るので、申請人は被申請人に對し損害賠償（賃金未拂分）請求權を有する。又被申請人は同年五月十四日右労働協約第三條労働

組合法第十一條を無視し申請人の承諾なくして一方的に申請人組合員十五名を解雇すると通知し來り、今後も續々解雇すると云つて居り少くも六十名は解雇すると云つて居る。加之同年四月十六日突如前に締結した労働協約を破棄すると云つて來た。斯様に申請人組合員が誠首されることになると申請人組合員が被申請人に備はれた爲、朝晩起臥して居た寄宿舎から追出され使用を許されて居た食堂組合事務所發電所等の使用權も喪失することになつて、申請人組合員は總て路頭に迷ひ生活の根據を失ひ被申請人と交渉する道すら失ひ著しき損害を蒙るから右權利を保全する爲、民事訴訟法第七百六十條に依つて本申請に及んだ次第であると述べ、疏明方法として疏甲第一號乃至第二十九號證を提出し、證人中澤貞夫、佐藤正浩の訊問を求め疏乙第一、二、五、九號證の成立を認め爾餘の乙號各證は不知と述べた。

被申請代理人は本件申請を却下するとの裁判を求め、答辯として申請人代表者小池充は昭和二十三年五月十三日解雇され代表權限がないから本件假處分申請は却下せらるべきものであると述べ、次に申請人主張事實中申請人が昭和二十一年九月結成されたこと、同二十三年四月十五日以來被申請人會社上田工場が休業せること、同年五月十五日附で申請人組合員十五名に解雇通知を發したること、同年四月十五日から同月二十日まで六日間の賃金を支拂はないことは認むるも其餘の事實は否認する。被申請人が休業状態になつたことは申請人に責任がある。申請人組合員を解雇したるは同人等が不法行爲をしたから就業規則に據つて解雇したのである。昭和二十三年四月十五日以降六日間の賃金支拂を遅れたのは紛争があつた爲であつて、其の後の未拂は支拂時期到來しないからである。同二十一年九月十九日の労働協約同二十三年二月八日の協約は工場長吉岡英雄個人が申請人と爲したものであるから、被申請人には其の効果がない。本假處分申請中正常なる業務に従事することを許可すると云うことは、生産管理に準ずるもので越權行爲であるから許すべからざるものである。第二目録記載の物件中第六は現に假處分済みのものである。本訴訟に吉岡英雄個人を相手方

としてあり又確證を求むる利益がないから本案訴訟は失當であるが、かゝる本案訴訟に對する本件假處分も亦失當であるが之を要するに本件假處分は其の理由がないから却下せるべきものであると述べ、疏明方法として疏乙第一號乃至第十號證を提出し證人喜多治夫、河内次男の訊問を求め、疏甲第一、二號證を否認し、同第四號乃至第二十八號證の成立を認め、同第八號證を利益に援用し、甲第三、二十九號證は不知と述べた。

理 由

仍て按ずるに被申請人は申請人代表者分會長小池充は昭和二十三年五月十三日被申請人から解雇され代表権限がないから本件假處分申請は却下されるべきものだと抗争するけれども、證人中澤貞夫、佐藤正浩の證言に據ると右解雇は申請人と協議がなくして爲されたものであるから、疏甲第一號證の労働協約に違反し無効であり、小池充に代表権限があるものと認むるを相當とするから該抗辯は採用しない。次に申請人が昭和二十一年九月結成されたこと、被申請人上田工場が同二十三年四月十五日以降休業したこと、被申請人が同年五月十四日申請人組合員十五名を解雇する旨の通知を發したることは當事者間に争はないところであつて、當裁判所が眞正に成立したと認める疏甲第一、二號證と證人中澤貞夫、佐藤正浩の證言とを綜合して見ると、被申請人會社は其の運営に關し申請人組合と協議する。被申請人會社は従業員を雇傭解雇又は轉出せしめんとするときは豫め申請人組合と協議する。被申請人會社は申請人組合の承認なしに、工場閉鎖長期休業組織機構及び名義變更合併其他會社資産の一切を他に譲渡轉用することが出来ない旨の労働協約が當事者間に締結せられて居ることを認めることが出来る。而して前記證人の證言に據れば被申請人は右協約を無視して既に申請人組合員十五名に對し解雇の通知を爲し、尙將來も解雇を爲さんとする意圖あるのみならず申請人組合員を害す

合から退去せしめ、事務室及び食堂の使用を禁止せんとして居ることを窺知することが出来るから、かような事情の下に於いて損害賠償（賃金未拂分）請求雇傭契約及労働協約確認の本案訴訟確定に至る迄放置するときは、申請人は著しい損害を蒙るに至るべきであるから其の確定に先つて假處分に依つて申請人の権利を保全するの要あることは言を俟たざるところである。そこで當裁判所は將來本案訴訟が確立する迄、一應主文掲記の第一項乃至第三項のような方法で右保全の目的を達し得るものと認める。尙被申請人は直ちに通常の業務を開始し、且つ被申請人は申請人組合員が別紙第一目錄記載の建物内で正常なる業務に従事することを許可しなければならぬといふ申請に就いて按ずると、本件當事者間には曩に被申請人側から申請人に對して假處分の申立てがあり、當裁判所はこれを認容し、本件假處分の申請人を別紙第一目錄記載の建物から退去を求めて居るのである。從て本件申請人の求むる前記業務に従事せしむることは當然當裁判所が曩に爲した前記假處分の内容と抵觸すること極めて明白であるから、結局曩に爲したる假處分の效力を相手側から別箇の假處分を申立て、左右することになり、假處分の本來の性質として到底認容すべくもない。尙爾餘の申請に就いてもこれを容るゝに足る疎明がないから、前認定の範圍内においてのみ本件假處分を認め、其餘は棄却する。尙主文に記載した工場閉鎖長期休業等に就きこれを禁止した點は、一見すると申請人に對し業務に従事することを認められたかの如き誤解を生ずる虞れがあるが、前記示の如く此の點に就いては本件被申請人側の申立てた假處分の效力は、嚴として其の効力が今尙存するのであるから、本件假處分の執行に當りかゝる誤解を生ぜぬように、當裁判所は特に主文において該假處分の効力が妨げられない旨に言及した次第である。仍て申請費用について民事訴訟法第八十九條、第九十二條を適用し主文のように判決する。

裁判長判	事	鶴	見	金	治
判	事	黨	藤	欽	次
判	補	市	原	忠	厚

第一目録

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外貳百貳拾五番地

鐵筋コンクリート建平家本工場七千坪の内

- (一) 第一作業場八百三十四坪
- (二) 第二作業場五百坪
- (三) 第三作業場六百坪(内材料倉庫百二十坪)
- (三)ノ一、(三)の附屬葺下げ木造瓦葺貳拾貳坪(物置)
- (四) (一)作業場の葺下げ十坪
- (五) 木造スレート葺平家二十二坪半
- (六) 木造瓦葺平家元病院二十四坪の内東南の角(二坪)
- (七) 右の内一室四坪
- (八) 鐵筋コンクリート建平家スレート建平家スレート葺建坪八十四坪

- (九) 鐵筋コンクリート五百六十坪の内十二坪
- (十) 同上建物及三十八坪五合
- (十一) 木造瓦葺平家建風呂場八十坪の一部十五坪(計器の組立場)
- (十二) 木造瓦葺平家二十坪
- (十三) 正門右手掲示板〇、八坪

第二目録

- (一) 女子寄宿舍 三棟 一棟三七二坪
- (二) 男子寄宿舍 一棟 一九一坪
- (三) 鐵筋コンクリート五百六十坪但し内十二坪を除く(食堂)
- (四) 瓦葺木筋コンクリート二階建一七四坪(組合事務所のある建物)
- (五) 木造瓦葺建家十一坪六合五勺(守衛所)
- (六) 鐵筋コンクリートスレート葺平家二十五坪(變電所)

第三目録

- (一) 女子寄宿舍 三棟 一棟三七二坪
- 夜間點灯し得る設備を以て

(一) 男子寄宿舎 一棟 一九二一年

夜間點灯し得る設備において

(三) 鐵筋コンクリート五百六十坪但し内十二坪を除く(食堂)

(四) 瓦葺木筋コンクリート二階建一七四の西南隅一〇坪(組合事務所のある建物)

(3) 訴 状

東京都品川区大井町三四七五番地

原告 鐘淵通信工業株式会社

右代表取締役

交 川 有

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外二二五番地

原告

吉 岡 英 雄

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外二二五番地

被告 全日本電氣工業労働組合信越支部鐘淵分會

右組合長

小 池 充

長野縣上田市大字小牧字鴨池鐘淵上田工場

被告

小 池 充

同所社宅

被告

大 瀧 良 治

同所社宅

被告

山 崎 正 次

上田市大字中之條

被告

中 澤 貞 夫

建物引渡並に妨害禁止請求の訴

請求の趣旨

一、原告に対し被告等は別紙目録記載の建物及掲示板を引渡さねばならぬ。

一、被告等は右に對する原告の使用を妨害してはならない。訴訟費用は被告等の負擔とする。

との御判決並に假執行の御宣言を求むる。

請求の原因

一、原告會社はラジオ受信機及同部分品電氣計器の製造販賣を業とし、原告英雄は取締役兼上田工場長で、本件建物は會社より管理を委託され生産工場として使用占有中である。

被告等は上田工場の工員で且つ労働組合の組合員である。

二、被告組合は嘗て三百五六十名を以て結成したが一部組合員は常に經營者（原告）側と些少の事にて争ひ、之に附和する一部工員等により怠業氣分を助長し、誠實に就業する意欲を失はしめ、生産の減退不良品の繰出等は會社經營の痛となるに至つた。

されど一部思想穩健中庸にして技能卓越せる工場の幹部工員は、被告組合の態度に不満を抱き害あつて益なく日本再建の將來を憂慮し、勞資一體協調精神を基調に圓滿交渉事に當る意見を主張したところ、却つて組合の統制を素すとして除外扱ひをされたので、阿部故已外二十名は四月十三日被告組合を脱退、鐘淵通信工業株式会社上田工場従業員組合（第二組合現在一〇八名）を結成したの對し、被告組合は之等を除名したので組合内部は茲に收拾することの出来ない紛糾を醸すに至つた。

三、被告組合員の一部は益々第二組合員の鬭争を挑み、工場正門で出勤を阻止し食堂に入ることを遮り就業に當りことごとくに紛争唾みあいを生み、爲めに不良品繰出、斯くては得難い資材を徒に消耗するのみで一日開場を續ければ續けるだけ會社の損害は増大し原告は此の儘生産を繼續することが無意味なばかりか、寧ろ不可能の事態になつた。故に原告は四月十五日、四月十六日臨時休業をしたところ、被告組合は十七日勞働争議を通告して來たが、違法たる争議であるは勿論之等紛糾の爲め尙十九日及本日正午以降臨時休業をするの已むなきに至り、被告組合鬭争幹部に通告し亦工場正門掲示板へ告示したところ、被告等は十五日、十六日分は即時撤去したのである。

倉庫及工場の鍵は毎日終業後原告に引渡すべき筋合のものであるが、被告等は四月十四日以降鍵を引渡さないのみならず、休業の爲め鍵を掛けた工場及倉庫の鎖錠を破つて侵入し、或は工場備品の一部を原告に無斷處分する等の不法行爲を敢てし原告占有を犯すに至つたのである。

四、依つて此の儘に委せ置く事は本工場の經濟的破綻を來し閉鎖の已むなきに到るのみか、遂には工場及倉庫を始め本件建物を完全占據せられ、群衆心理は受電所其他建物の破壊出火等如何なる不詳事態が惹起するや保し難い状態となり、原告は一日も安心して工場企業を運營することが出来なくなつたので、已むなく請求趣旨記載の御判決を仰ぎ度く茲に本訴に及んだ次第であります。

昭和二十三年五月二十五日

長野地方裁判所上田支部 御 中

目 録

上田市大字小牧字鴨池番外二二五

鐵筋コンクリート建平家本工場七千坪の内

- (一) 第一作業場八百三十四坪
- (二) 第二作業場五百坪
- (三) 第三作業場六百坪（内材料倉庫百二十坪）
- (三)ノ一(三)の附屬葺下げ木造瓦葺二十二坪（物置）
- (四) (一)作業場の葺下げ十坪
- (五) 木造スレート葺平家二十二坪半
- (六) 木造瓦葺平家元病院二十四坪（二坪）

- (七) 右の内一室四坪
- (八) 鐵筋コンクリート建平家スレート葺建坪八十四坪
- (九) 鐵筋コンクリート五百六十坪の内十二坪
- (十) 同上建物内三十八坪五合
- (十一) 木造瓦葺平家建風呂場八十坪の一部十五坪(計機の組立場)
- (十二) 木造瓦葺平家二十坪
- (十三) 鐵筋コンクリートスレート葺平家二十五坪(受電所)
- (十四) 正門右手掲示板〇、八坪 以上

(4) 訴 狀

長野縣上田市大字小牧字鴨池番外貳百貳拾五番地

原告 全日本電氣工業労働組合信越支部鐘通分會

右代表者分會長(組合長) 小 池 充

右訴訟代理人辯護士 林 百 郎

右 同 宗 田 義 久

右 同 北 村 利 夫

東京都品川区大井鐘町参千四百七拾五番地

被告 鐘淵通信工業株式会社

右代表者 取締役同會社上田工場長 吉 岡 英 雄

賃金未拂分請求並に労働協約並に團體協約確認の訴訟。

訴訟物の價格金参拾萬九千六百八拾六圓拾参錢

請求の趣旨

- 一、被告は原告に對し金参拾萬九千六百八拾六圓拾参錢並に右訴狀送達の日より年五分の割合による金員を支拂ふべし。
 - 二、原告と被告間に昭和二十一年九月十九日別紙第一労働協約を締結せることを確認する。
 - 三、原告と被告間に昭和二十二年二月八日別紙第二團體協約を締結したることを確認する。
 - 四、訴訟費用は被告の負擔とする。
- との判決を求むる。

請求の原因

一、被告會社は東京都品川区大井鐘町二千四百七十五番地に所在しラジオ受信機及同部分品電氣計器の製造販賣を業とし昭和十八年十月一日に設立し同年十一月上田工場を訴外鐘淵紡績株式会社より建物敷地を借受けたるもの、原告組

合は右上田工場内の労働組合として昭和二十一年七月六日結成され、同年九月十九日原被告間に別紙第一の如き労働協約を締結し従業員の経済的社会的地位の向上を圖つた。

二、然るに上田工場の所有者訴外鏡瀧紡績株式会社は、昭和二十二年十二月頃より本件上田工場並に敷地を大藏省専賣局にタバコ工場として賣却する交渉を始め、被告会社はその立退料を貰ひ受ける話を進めて居つたので、之を察知した原告組合は従業員的生活保護を確保する爲、原告と被告の間に別紙第二の如き團體協約を締結したのである。

三、處が昭和二十三年四月十二日會社と意を通じた組合員の一部は所謂第二組合を結成し原告の活動の妨害を始めると同時に被告会社は原告組合との間に締結した二月八日の團體協約を無視してタバコ工場賣却問題を進め遂に昭和二十二年四月十五日には一方的に工場の閉鎖を宣し四月十六日には労働協約の破棄を通告した。然し右協約は協約十五條により今以て有效なること論を俟たない。爾後今日に至る迄全く一方的都合により工場は閉鎖せられて居り作業は中止せしめられ賃金は未拂の状態である。此事實上別紙第二のタバコ工場問題に關する團體協約が無視せられて居るのであるから此の間の賃金は當然支拂はれねばならない。尙賃金は毎月二十日締切り二十七日支拂である。従つて不取敢四月十二日より五月二十日迄分を通常の勤務條件に従ひ計算し本訴により請求する。

四、此の間原告組合と被告会社との間には團體交渉中に住居侵入罪としての刑事々件等惹起し組合の幹部十一名は刑事被告人として起訴せられた。然るに被告は此を理由にして直ちに労働協約を無視して誠首を通知して來たのである。斯の如く原告組合員は今や全く被告の一方的都合により賃金の支拂も受けず更に労働協約團體協約は無視蹂躪せられ生活の不安極度に達して居る状態である。抑々被告会社は原告組合員等を工場より追出し有利なる條件を以てタバコ工場を招致しようとして居るのであつて此

が爲從來原被告間に締結せられた労働協約、團體協約等一切は無視されんとしておるのであるから、改めて此が確認を求め且會社の責任による作業中止に對する未拂賃金の支拂を求むる爲本訴に及んだ次第である。

立證方法

- 一、口頭辯論の際追而提出する附屬書類
- 二、別紙第一労働協約寫
- 三、別紙第二團體協約寫
- 四、委任状 以上

昭和二十三年五月三十一日

右訴訟代理人	林	百	郎
同	宗	田	義久
同	北	村	利夫

長野地方裁判所上田支部 御中

別紙第一 協約

(一) 會社は組合の承認なしに、工場閉鎖、長期休業、組織機構及び名義變更、合併其の他會社資産の一切を他に讓

渡轉用することは行わない。

- (一) 会社は現在の地籍建物(上田工場)に於て操業を續行する。
- (二) タバコ工場問題に關しては最大限の讓歩として別紙圖面に依る如き分割使用の形に於てのみ設備を承認する。
- (三) 三の分割以外の形に於ての設置は如何なる場合といへども組合との協議承認なしに行わない。
- (四) 三の線に沿い会社と勞組とは各々の立場に於て鐘通の操業續行に努力する。
- (五) 三の線に沿い会社と勞組とは各々の立場に於て鐘通の操業續行に努力する。

昭和二十三年二月八日

鐘淵通信工業株式会社上田工場長 吉 岡 英 雄
全日本電氣工業勞働組合鐘通分會分會長 佐々木今朝生

別紙第二 勞働協約書

- 鐘淵通信工業株式会社(以下會社と稱す)と鐘通勞働組合(以下組合と稱す)とは左記精神に依り協約す。
- 一、會社は民主主義的原則に基き、其の經營並に運營をなし組合は之に協力することを約す。
- 二、會社は本協約の公正なる實現に依り從業員の經濟的、社會的、文化的、技術的地位の向上に對する熱意を一層宣揚具現せしむると共に組合は從業員の生産意欲、勞働能率を増進し以て相互に其の責任完遂のため産業平和の實現維持に努力すべきことを約す。
- 第一條 會社は會社運營に關して組合と協議する。
- 第二條 會社は組合の民主的友誼團體との提携及び加入の自由を認める。

組合前項の提携、加入をなしたる時は遲滞なく之を會社に通知するものとする。
脱退したる時も亦同じ。

- 第三條 會社は從業員を雇傭、解雇し又は轉任せしめんとするときは豫め組合と協議する。
- 第四條 組合より除名されたる者は會社も亦之を解雇する。
- 第五條 會社は會社從業規則、給與規則の改廢、變更に關して組合と協議する。
- 第六條 會社は組合と協議に依り從業員の給料手當に關しては最低生活を保障する金額を支給する。
- 第七條 會社は從業員の就業時間を一日九時間を原則とし休憩時間は一時間以上とする。
- 第八條 會社は從業員に對して別に定むるところに依り一年を通じて十日以上の有給休暇を支給する。
- 第九條 會社は婦人從業員に對しては別に定むるところに依り一年を通じて二十日以上、性理有給休暇を支給する。
- 第十條 會社は婦人從業員に對して出産の場合は別に定むるところに依り産前産後を通じて七十日以上、有給休暇を支給する。

- 第十一條 會社は從業員の業務上の疾病傷害に對する費用を別に定むるところに依り全額を負擔する。
- 第十二條 共済組合は組合と協議に依り運營する。會社は之の運營につき適當と認むる援助を與へる。
- 第十三條 會社は組合が會社の定める場所に事務所を設置することを承認する。
但し會社必要あるときは之を變更する。

- 第十四條 會社は其の適當と認める員數、期間を限り會社從業員たる組合員が組合事務に携わること承認する。
- 第十五條 本協約の期間は調印の日より一ヶ月とする。

本協約期間満了十日前迄に會社又は組合より本協約の終了に申出なきときは本協約期間は満了の日より一ヶ月更新せられたるものとする。

更新せられたる協約期日に付亦同じ。

會社又は組合より前項申出ありたるときは新たなる労働協約締結に至る迄の期間本協約を有效とする。

附 則

第一條 第八條の規定に關しては所定の方法に従い豫め休暇豫定一日前に期日日數を届出て會社の承認を得るものとする。

第二條 第九條の規定に關しては生理日の都度休養を必要とする日數を届出て會社の承認を得るものとする。

第三條 第十條の規定に關してはその休養を必要とする日數を醫師又は産婆の證明を副へ、所定の方法で届出るものとする。但し七十日以下の場合は醫師又は産婆の證明を必要としない。

第四條 第十一條の規定に關してはその費用、療養日數、見舞等に關し組合と協議するものとする。

昭和二十一年九月十九日

鐘淵通信工業株式會社上田工場長

吉岡英雄

鐘通労働組合執行委員長

田中金夫

八、訴 狀

東京都日本橋區室町二丁目一番地ノ一

原告 東洋合成工業株式會社

右法定代理人 取締役 志村 丑三

右訴訟代理人 辯護士 中村 惣平

新潟市榎六〇〇番地の七東洋合成工業株式會社新潟工場内

被告 東洋合成工業株式會社新潟工場労働組合

右代表者常任委員 山口 國夫

損害賠償請求の訴

訴訟價格金三十三萬六千圓也、貼用印紙千二十三圓也。

請求の趣旨

被告は原告に對し金三十三萬六千圓及之れに對する訴狀送達の日より年五分に相當する損害金を支拂ふべし。訴訟費用は被告の負擔とす、との御判決を求む。

請求の原因

一、原告會社は昭和十七年十月當局の懲懲により、軍需品アンモニアメタノール等製造の目的を以て電氣工業株式會社が經營の主體となり、新潟硫酸及三井物産の三社投資の下に設立し、新潟市榎六〇〇番地に工場を設け事業を經營したるが、設立當初より毎回缺損を續け、經營主體たる電氣化學社の本體にも影響を及ぼす如き事態となりたる爲め、軍部の命により昭和十九年三月三井本社が全株式を肩代わりし、其の經營主體となり全面的に損失を負擔し操業を續けたる結果、昭和二十年上期決算に於て資本金四百萬圓全拂込に對し、借入金四百十萬圓、損失金三百三十萬圓に達し、終戦後は軍の需要杜絶し又原料資材なる石炭コータス等の入手困難となり爲めに操業中止の止むなきに至り、益々經營困難を加へたり。然れば本工場は終戦後直に閉鎖を斷行するを適當となりたるも原告會社は全従業員の生活問題とを考慮し凡ゆる苦心と努力とを以て工場維持を圖り居りたるか、昨年十月マツカサト司令部の命により三井本社の資産凍結と又遺般の金融緊急措置令の結果は、現状の儘工場維持は到底不可能の状態に陥り、遂に全面的に一時工場閉鎖の己むなきに立到りたるを以て、従業員の將來を考慮し、新潟工場に於ける新規事業を小規模ながら經營方針を樹つると共に、近き將來に従業員の約三分の一を、再採用することとなし、一先全従業員解雇のことに決定し、本年二月二十七日其旨全従業員に發表せり。

然るに原告會社の苦心と思慮ある措置を不満となし、解雇を肯せざる従業員中約三分の二の百九十餘名は東洋合成工業株式會社新潟工場労働組合を組織し、山口國男が其代表者として常任委員となり、本工場に集合し威嚇的態度を以て事務所及職場を不法占據し、工場閉鎖反對全員解雇取消の要求を爲し、以て三月十三日を期し本工場現有施設を接

取し生産管理を續行する旨聲明したるも、被告組合員等は爾來何等會社目的の生産事業を經營し居る事實なきに拘らず、同月二十七日突然原告會社に對し無名にて「メタノール二十二噸運轉資金として賣却する旨の打電あり、餘りの暴舉に一驚したる原告會社は直に被告に對し工場の貯藏品其の他一切の財産の移動賣却を認めざる旨、返電すると共に尙書面にて同趣旨の通告を爲し置きたるに、

被告組合は不法にも其前日なる二十六日に於て荷受人東洋合成工業新潟工場山口國男、荷受人東京都葛飾區新宿町江戸川工業所として一、メタノール三〇〇噸入三五ドラムと一五〇噸入六〇ドラムを以て同月二十八日更に三〇〇噸入一〇ドラム、一五〇噸入一〇ドラム合計一一五ドラムを新潟市焼島驛より發送し、以て右江戸川工業所へ賣渡し、其代金中金二十四萬圓を封鎖小切手にて受領し、日本勸業銀行新潟支店へ被告組合名義を以て預金したるものなり。

一、右は被告組合が原告會社新潟工場倉庫に貯藏し置きたる會社製造の精製メタノール二十四トンを超えて不法に窃取賣却したるものにして、原告會社は此不法行為により時價一トン一萬四千圓二十四トン合計三十三萬六千圓の損害を蒙りたるを以て、被告組合に對し本訴請求に及びたるものなり。

昭和二十一年四月三十日

新潟地方裁判所民事部 御 中

九の(1) 假處分決定

昭和二十三年四月三十日

(1) 當事者

東京都港区濱松町三丁目五番地

申請人 理研工業株式会社

右代表者取締役

加藤 徳 衛

右訴訟代理人辯護士

佐藤 豊 吉

新潟縣北魚沼郡小千谷町大字木津

被申請人

山崎 太 市 外百七名

五〇二

(2) 主 文

被申請人等の別紙第一、第二及第三目録記載の物件に對する占有を解き、申請人の委任した新潟地方裁判所長岡支部の執行吏に之が保管を命ずる。

被申請人等は右執行吏に對し、別紙第一目録記載の建物は退去して之を明渡し、別紙第二及第三目録記載の物件は之を引渡さなければならぬ。

右執行吏は申請人に於て緊急を要する残務整理並之が使用を許すことができる。被申請人等は右申請人の業務を妨害してはならない。

右執行吏は右趣旨を明かにするため現場に之が公示をしなければならぬ。

(2) 決議無効生産管理確認請求訴訟事件

(1) 當事者

原告 全日本機器労働組合理研小千谷工場分會
被告 理研工業株式会社

(2) 請求の趣旨

被告は原告に對し昭和二十三年三月二十二日當時の原告が被告提案の理研小千谷工場閉鎖に同意を與えるための大會の決議の無効なることを確認し、且つ法律上無効なる工場閉鎖に反對して爭議を繼續し居る原告の生産管理權を確認すべし。

(3) 假處分事件 (ヨ第七號)

(1) 當事者

申請人 全日本機器労働組合理研小千谷工場分會
被申請人 理研工業株式会社

(2) 申請の趣旨

被申請人は申請人が現在生産管理中の理研小千谷工場の建物に申請人の許可なくして立入るべからず。

(4) 假處分事件 (ヨ第九號)

(1) 當事者

申請人 理研工業株式会社

被申請人 山崎 太 市 外百七名

五〇三

(2) 申請の趣旨

被申請人等の理研小千谷工場敷地、五月三日の執行に洩れた建物及什器備品等に對する占有を解き執行吏の保管に附する。被申請人等は右敷地に立入つてはならない。
右建物は明渡し、右物品を引渡さなければならぬ。
右敷地建物什器備品等は申請人に於て使用できる。

(5) 假處分異議事件 (モ第六號)

(1) 當事者

申立人 選定當事者 山崎 太市 外一名
被申立人 理研工業株式會社

(2) 申立の趣旨

被申立人より申立人に對する昭和二十三年(ヨ)第六號假處分申請事件の決定に基き、昭和二十三年五月三日申立人等に對してなされた假處分の執行を取消し右假處分の申請は却下する。

(6) 假處分執行停止事件 (ヲ第一號)

(1) 當事者

申請人 選定當事者 山崎 太市 外一名

(2) 申請の趣旨

昭和二十三年(ヨ)第六號假處分決定に、基く執行に於て續行になつた工場内の放事場の執行は(モ)第六號假處分異議申立事件の裁判ある迄之を停止する。

被申請人

理研工業株式會社

(7) 假處分事件 (ヨ第一〇號)

(1) 當事者

申請人 理研工業株式會社
被申請人 山崎 太市 外八名

(2) 申請の趣旨

(ヨ)第六號假處分決定に基く五月三日の執行に洩れた、第五工場にあつた帯鋸機製材機、角のみ機、送材車、ボーリ
ング、チェインブロック軌條切斷機その他の機械類を、被申請人等が全日本機器労働組合新潟縣支部に賣渡したと稱し
て搬送し、城岡驛に存置したものを執行吏の保管に附す。

(8) 假處分事件 (ヨ第一一號)

(1) 當事者

申請人 全日本機器労働組合理研小千谷工場分會

被申請人

理研工業株式会社

(2) 申請の趣旨

昭和二十三年(ヨ)第六號假處分決定に基く五月三日執行に於て續行になつた工場内炊事場の執行を二十三年(リ)第二八號の本判決ある迄續行を停止する。

(9) 執行の目的物に關する第三異議の事件 (ワ第三五號)

(1) 當事者

原告

全日本機器労働組合新潟縣支部

被告

理研工業株式会社

(2) 請求の趣旨

昭和二十三年(リ)第一〇號假處分決定に基く五月十一日の執行の目的物全部に付きなした執行を取消し、右物件全部を原告に對し引渡さなければならぬ。

一〇の(1) 訴 狀

大阪市西成區津守町參百九番地

原告 大和製鋼株式会社

右代表取締役 植松益市
大阪市北区宗是町一 大阪ビル六〇八號室

右訴訟代理人辯護士 片山忠次郎
大阪市東區高麗橋四丁目三五 第一ビル三〇八號

右訴訟代理人辯護士 永澤信義
大阪市西成區津守町三百九番地 大和製鋼内

被告 大日本鐵鋼産業労働組合 大和製鋼分會
右代表組合長 森田卓爾

請求の趣旨

被告は原告に對し大阪市西成區津守町三百九番地の原告會社大阪工場に付被告組合が業務管理をなすべき権利の存在せざることを確認すること。

被告は原告に對し別紙目録記載の物件を引渡し、且昭和二十二年十月二十一日より引渡済に到る迄、一ヶ月金五萬圓の割合に依る金員を支拂ふこと。

訴訟費用は被告の負擔とする。

の御判決に右第二項に付保證を條件とする假執行の御宣言を求める。

請求の原因

五〇八

一、原告會社は昭和十二年四月二十四日設立せられ、資本金は千八百萬圓（内拂込済千三百五十萬圓）にして製鋼製鐵を目的とし、大阪市西成區津守町に大阪工場を、同市西淀川區佃町に分工場を有し、右大阪工場は現在聯合軍の賠償物件として管理工場に指定せられてゐる。（昭和二十二年二、二〇商工省、文部省令第一號御参照。）

二、大阪工場は本年二十五日現在に於て約百九十名の従業員が雇傭せられて居り、その内百七十二名が産別系に屬する全日本鐵鋼産業労働組合大和製鋼分會を組織しその他は非組合員である。

三、被告組合は原告會社に對し昨年十二月から賃銀及退職手當の増額を要求して來たのに對し、原告會社は生産減少、經營困難の中にあつて種々交渉し本年四月初社長以下全重役が三十時間以上連続の鐘詰に會ひ、やむなく一方的な労働協約に調印し賃料及退職手當の増額を承認した。

然るに本年八月に至り又も被告組合は賃料の値上を要求し來り、原告は經營多難の折柄に拘らず最大の讓歩を以てその一部値上の承認を申出でたか、被告組合は之に應ぜず、九月上旬より遂に同盟罷業に入り一步もその要求を讓る處なく、要求全額を容れなければ工場を閉鎖し、従業員全員を退職せしむべしとのピラを工場の内外に貼付する等の舉に出でた。

原告會社の資産状態は益々悪化し各方面に對する諸材料代及税金の支拂さへも延滞するの已むなきに至り、到底被告組合の要求を容れ得る餘裕もなく、爭議状態が續くこの現状では前途經營の見込もなくなつたので遂に意を決し、本年九月二十五日大阪工場を閉鎖し従業員は全員退職せしむることとし、此の旨被告組合一同に通告した處が、被告組

合は俄かに態度を一變し工場閉鎖絶對反對賃料値上要求貫徹を主張し、本年十月二十日、同日以後同工場の業務一切は賠償指定に係る管理保全業務を除き之を管理する旨の宣言を發表し之を實行に移して今日に至つてゐる。

原告は大阪地方勸業委員會へさきに賃料値上要求に對する斡旋方を申入れたが、同委員會は十一月十七日生産再開の勸告をして來たが、原告會社としては前記の事情よりして到底之に應ずることが出來ないから、同月二十二日この勸告を拒絶する旨の回答をした。

四、被告組合による右業務管理は原告會社の工場閉鎖發表後であるから明らかに、會社の有する經營權及別紙目録記載の物件に對する所有權の侵害であつて違法であり、正當な爭議行爲とは謂ひ得ない。從て被告組合に於て業務管理權及右物件に對する占有權を有しないことは勿論である。

尙被告組合は原告申請の工場業務管理等の禁止假處分申請事件の辯論に於て、右工場閉鎖は労働協約第十條「會社ハ工場閉鎖賣却譲渡休業、廢止及經營組織ノ變更等ハ組合ノ承認ナシニハ行ハナイ」との點を指摘し之を争ひ別に會社に對し工場閉鎖禁止の假處分を申請してゐる。

併し右協約第十條は平和状態に於て圓滿になさるる通常の場合を規定したものであり、今日の如く被告組合により同盟罷業がなされ所謂爭議状態に入つた場合に於ては會社を何等拘束するものでない。何となれば經營權は經營者たる會社のみが有するものであるから、會社は行動の自由として工場の閉鎖をなし得るのである。さればこそ労働組合法第二十五條及労働關係調整法第七條も所謂爭議行爲として之を認めてゐるのである。

從て原告の爲した工場閉鎖は何ら違法のものでもないし、加ふるに前述の如く正當視さるべき理由が十分に存するのである。反面組合は働くことに就てその行動の自由を持つてゐればこそ、同盟罷業及怠業が爭議行爲として前記法條

に認められてゐるのであるが、相手方の經營權及所有權を侵害する様な組合による業務管理は行動の自由の範圍を逸脱してゐるのであつて許さるべきでない。殊に本件の場合の如く適法に一旦なされた工場閉鎖後の業務管理は、通常の場合とは著しく異りその違法性は一層明白であると考えらる。仍て被告組合が大坂工場に對し業務管理權を有せざることの確認、並びに工場不法占有による建物機械その他設備一切の引渡を求むる請求の趣旨記載の御判決を求めらる爲、本訴に及んだ次第であります。

昭和二十二年十二月十日

原告訴訟代理人

永澤信鏡

片山忠次郎

大阪地方裁判所民事部 御中

物件表

大阪市西成區津守町三〇九番地々上

大和製鋼株式会社大阪工場内

一、建物

- 一、木造杉皮葺平家建事務所一棟 六二坪四六
- 一、木造スレート葺二階建事務所一棟 二五坪
- 一、鐵骨亞鉛葺二階建製鋼工場一棟 一五五坪五一

一、鐵骨亞鉛葺平家建製工場一棟

一五四七坪〇九

一、右 同 小型壓延工場一棟

一二三五坪 七

一、右 同 プレス工場一棟

三五四坪一四

一、木造スレート葺平家建製鋼工場一棟

一六四坪 五

右建坪合計 四、九四三坪四

其他建物參拾九棟此建坪合計二五二二坪六

二、機械類

- 一、平爐五基 一、發生 六基 一、造塊設備一式
- 一、厚板壓延機一組及附屬設備一式
- 一、小型壓延機一組及附屬設備一式
- 一、水壓プレス千吨一基及附屬設備一式
- 一、フリクションプレス十六臺及付屬設備一式

三、倉庫内貯藏品

- エヤーホース外部品、器具、工具類一式
- ペアリング外部品、器具、工具類一式

亞鉛拾吨、タングステン拾壹吨外合金屬及ロープ類、コークス拾吨、木炭五拾俵及油脂類等一式

四、材料置場貯藏品製品

- 一、ポールト、リベット、ナット一切 二二廳
- 一、平丸鋼、硬鋼、軟鋼一切 四九八廳
- 一、丸、角、八角鍛造品一切 五三四廳
- 一、高張力、鋼板、繼續板其他厚板一切 六九廳
- 一、型鋼矢板レール類一切 二五九廳
- 一、インゴット、ピレット丸鋼一切 一、四三一廳
- 一、鍛造用鋼塊一切 七七七廳
- 一、厚板用鋼塊一切 二九六廳
- 一、屑鐵及副原料一切 八、〇六〇廳
- 一、煉瓦（珪石、耐火、マグナイト赤） 五七〇、〇〇〇個
- 一、鑄鋼品ロール鉄、古ケース 一、〇三〇廳
- 一、石炭 二二〇廳
- 一、重油 六〇廳

五、車 輛

- 一、乗用自動車大型 三臺
- 一、貨物自動車大型 二臺
- 一、自動三輪車 二臺

- 一、小型消防自動車 一臺
- 一、自轉車 一臺

(2) 工場業務管理禁止假處分命令申請

大阪市西成區津守町三〇九番地
 申請人 大和製鋼株式会社
 右代表者 代表取締役 植松益市
 大阪市北區宗是町一大阪ビル六〇八號室
 右申請人代理人辯護士 片山忠次郎
 大阪市西成區津守町三百九番地 大和製鋼株式会社内
 被申請人 全日本鐵鋼産業労働組合大和製鋼分會
 右代表者 森田卓爾

申請の趣旨

一、被申請人がその占有に係る別紙物件表々示の物件の占有を解いて、之を申請人の委任したる大阪地方裁判所々屬執行吏にその保管を命ずる。
 二、被申請人は前記物件の占有、移轉、讓渡、賣却及右物件の使用に基づく生産品又は加工品の製造、販賣その他之に

類する一切の處分をしてはならない。

三、被申請人は雇傭契約に基づく申請人の指揮命令に従はなければならない。との假處分命令を求めます。

申請の理由

- 一、申請人は創立昭和十二年四月二十四日、資本金千八百萬圓、株金拂込金千三百五十萬圓、専ら製鋼、製鐵を業務とし大阪市西成區津守町に大阪工場を、又同市西淀川區佃町に分工場を有する會社である。而して同社は現在連合軍の賠償工場に指定されてゐる。
 - 二、現在工場には約百九十名の従業員が雇傭されてをり、その内百七十二名は産別系統に屬する全日本鐵鋼労働組合大和製鋼分會を組織し、その他は非組合員である。被申請人は即ち前記の労働組合を謂ふ。
 - 三、被申請人は申請人に對し昨年十二月から賃金及退職金等の増額の要求をして來た。申請人は刻下生産減少、需要不振で經營頗る困難の中にあつて、種々交渉の結果漸く本年四月七日相當額の賃料及退職金の増額を承認して圓滿に争議は解決した。
- 然るに本年八月に到り被申請人より又々賃料増額の要求があり、續いて九月初旬より遂に同盟罷業に入つた。申請人は經營益々困難の折柄なるに不拘、最大の讓歩を以て一部の値上承認を申出でたが、被申請人は一步もその要求額を讓る處なく更にその要求全額を容れなければむしろ工場を閉鎖し、従業員全員を退職せしむべしとの最後要求をなしたつて、又これを工場の内外にビラに認めて貼付する等の舉に出でた。

申請人はその後の資産状態益々悪化し、各方面に對する緊急を要求する諸材料費及税金の支拂納付でさへ延滞する様になり、被申請人の要求を容るる餘裕がなく前途經營の見込さへ失ふに至つたので、遂に意を決し九月二十五日大阪工場を閉鎖し、従業員は賠償物件管理保全は必要なる人員のみを残し、残餘は之を退職せしめることとし、この旨を被申請人一同に通告した。

又申請人からさきに賃料値上要求に對する斡旋依頼を大阪府地方労働委員會に申出でてゐたが、之を更に閉鎖に對する斡旋方を申入れた。

處が被申請人側は俄かに態度を改めて大阪工場閉鎖絶對反對、賃料値上要求飽迄維持を主張し、殊更申請人側に挑戦し來つたが本月三十日に到り、被申請人は争議未解決を理由として同日以後工場の業務一切を管理するとの宣言を發表した。

四、然し當初記載の様に申請人會社は賠償工場であり、建物及機械類は賠償物件であるから此度の被申請人の不法なる工場業務管理、及之に附隨する不法行為等によつて連合軍の占領目的に反する事態が起る等の事があつては由々しき大事であり、又一面會社の製品を他に賣却し、或はその貯藏品、備品を資材として生産し、又は加工したる物品を不法に販賣する等の怖れも多分に存在するので、萬全を期する目的を以て請求の趣旨の假處分命令を求める次第である。尙業務管理の形態により不日占有に關する訴を提起する豫定である。

尙係争の基準となる組合員全員の一ヶ月の給料は、最近九月分四拾七萬六千八百八拾參圓貳拾錢であつた。

又本年五月六月七月三ヶ月の給料は、百五十萬九千三百三十八圓九十六錢で、此の一ヶ月平均五十萬圓餘であつた。

昭和二十二年十月二十五日

右申請代理人 片山 忠次郎 五一六

判決

大阪市西成區津守町三百九番地

申請人 大和製鋼株式会社

右代表者取締役 植松 益市

右訴訟代理人辯護士 片山 忠次郎 外一名

右 同 所

被申請人 全日本鐵鋼産業労働組合大和製鋼分會

右代表者 森田 卓爾

右訴訟代理人辯護士 浪江 源治 外四名

右の當事者間の昭和二十二年(ヨ)第五七二號假處分申請事件について、當裁判所は申請人に保證として金拾萬圓を供託することを條件として次の通り判決する。

主 文

- 一、別紙目録記載の物件に對する被申請人の占有を解いて、申請人の委任する大阪地方裁判所々屬の執行吏にその保管を命ずる。
- 二、執行吏は前項の物件中(一)及び(二)について(イ)申請人の申出により申請人が昭和二十一年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く工場、事業場等の管理に關する件(昭和二十一年二月二十日商工、文部省令第一號)に定められてゐる經營者として遵守すべき凡ての管理保全義務の遂行を許さねばならぬ。
- (ロ) 被申請人の申出により申請人の前段管理保全義務の誠實なる遂行を妨げないことを條件として被申請人に現状のままその使用を許すことができる。
- 三、執行吏はその保管に係る事實を公示する爲め適當の方法を執らねばならぬ。
- 四、執行吏は第一項の物件中(三)乃至(五)についてはこれを次の三名の者(大和製鋼大阪工場業務管理監理委員)の保管に移すことを命ずる。

大阪市福島區上福島北四丁目十八番地 栗村方

辯護士 黒木 逸作

同 市北區宗是町一番地大阪ビル六階六〇八號室

辯護士 片山 忠次郎

- 五、被申請人は前項の監理委員の承認の下に前項の(三)及び(四)の原料等を使用して鋼類の生産及び販賣を行ひその賣上代金を保管し従業員給料の支拂、營業上の債務の辨濟、その他經常費の支出に充當し又鋼類の生産に必要な原料等の購入代金に充當してその残金はこれを保管することを命ずる。
- 六、監理委員が前項の事務を處理するには多數決による決議の方法によるものとする。
- 七、訴訟費用は申請人及び被申請人双方の負擔とする。

事 實

申請代理人は別紙目録記載の物件に對する被申請人の占有を解いて、申請人の委任する大阪地方裁判所所屬の執行吏にその保管を命ずる。裁判所はその選任した第三者に執行吏より前項の物件に關する保管を移さしめ、右第三者は前項の物件の保存に必要な管理を爲すべしとの判決を求め、その理由として申請人は昭和十二年四月二十四日資本金千八百萬圓拂込株金千三百五十萬圓専ら製鋼、製鐵をその業務として設立せられ大阪市西成區津守町に大阪工場を又同市西淀川區佃町に分工場を有する株式會社であり、右申請人の大阪工場は昭和二十一年八月二十四日、聯合軍最高司令部の指令による商工大臣の管理指定工場となつたので、爾來申請人は昭和二十一年二月二十日商工、文部省令第一號により、右工場の管理保全義務を遂行して來てゐるものであり、被申請人は右工場の従業員約百九十名中百七十二名を以て組織する産別系統に屬する労働組合であるが、被申請人は昭和二十一年十二月から申請人に對し、賃金及び退職金等の値上を

要求し、申請人は經營困難の中にあつて種々交渉の末、昭和二十二年四月七日相當の讓歩をして圓滿に解決したところ同年八月被申請人は再び賃金等の値上を要求し、續いて九月初旬より遂に同盟罷業に入つたので、申請人は益々經營困難の折柄最大限の讓歩をして、一部賃金等の値上承認を申出でたが、被申請人は若しその要求全部を容認しないならばむしろ工場を閉鎖して従業員全員を退職せしめよとの強硬な態度を固持して譲らず、その間申請人は資産状態悪化し原料資材の代金及税金すら延滞するに至り、到底被申請人の要求を容る餘裕がないのみならず前途の經營繼續の見込さえ失つてしまつたので、同年九月二十五日遂に意を決して被申請人に對し右工場を閉鎖し従業員全員を解雇することを通知した。しかるに被申請人は俄かに態度を改め工場閉鎖絶對反對、賃上要求飽迄維持を主張し、同年十月二十日爭議未解決を理由として、同日以降申請人の賠償指定に關する管理保全義務を除いて他の一切の業務を管理する旨の宣言を發表し、なほ罷業状態を續けてゐたが、同年十一月十二日から業務管理を實施し右工場内にある機械、原料及び資材を使用して生産を行ひ製品を工場外に搬出し他に賣却するに至つた。しかし(一)同盟罷業又は怠業が正當な爭議行爲として認められるのは、労働者が労働の自由を有してゐることに根據を有するのであるから、労働者が消極的に労働しないといふ單なる不作爲に止まるだけでなく、工場機械等の生産手段に對する使用者の所有権を侵害し、且商法上株式會社に於いては取締役のみが有する業務執行權(經營權)を侵奪する業務管理は、民法商法等の規定に違反し違法である。(二)被申請人は申請人の工場閉鎖後右工場を占據して業務管理を實施してゐるが、適法な工場閉鎖後の業務管理は違法である。(三)被申請人は申請人の工場閉鎖後申請人の意思に反し實力を以て右工場を占據し、賃上要求の貫徹を企圖してゐるが、暴力の行使によつて自己の要求を貫徹しようとするのは不法な自力救済であるから、被申請人の業務管理は違法である。(四)本件工場は商工大臣の管理指定工場であるから申請人は被申請人の業務管理開始後に於ても、

別に保全要員を雇入れ法定の管理保全義務を遂行してゐるが、被申請人が右の管理指定の工場及び機械を使用するのは申請人の管理保全義務遂行の妨害となるから、かかる場合の業務管理は違法である。(五) 假りに一般に業務管理が違法であるとしても業務管理を實施してゐる以上、被申請人は適正に業務を管理することを要し、製品賣却代金から従業員の賃金を支拂つた残金は總て申請人が負擔し、嚴重に督促を受けてゐる原料資材の代金動力費等の内入辨済に充つべきであるにもかゝらず、その支拂を爲さず、申請人に多大の損害を與へてゐるので、かかる業務管理の方法は甚しく失當であり、本件業務管理を違法ならしめるものである。要するに被申請人の業務管理は明らかに違法行為であるから既に申請人は被申請人に對し被申請人が本件工場について、業務管理権を有しないことの確認、及び工場引渡請求の訴を提起したが、右本案訴訟の確定に至る迄このまゝ事態を放置すれば管理指定の工場及び機械について、萬一聯合軍の日本古領目的に反する不祥事態を惹起し、申請人が管理責任を追求される危惧があるのみならず、申請人所有の製品、原料、資材等散逸して回復すべからざる損害を蒙る危険があるので、民事訴訟法第七百五十五條の係争物に關する假處分として申請の趣旨第一項記載の判決を求め、次に申請人は本件業務管理を違法なりと主張し、被申請人はこれを適法の管理について適當の處分を求める爲め、同法第七百六十條の假りの地位を定むる假處分として、申請の趣旨第二項の判決を求めると陳述し、被申請人の申請人が行つた工場閉鎖は違法であるとの抗辯に對し、申請人と被申請人との間に締結された労働協約第十條に被申請人の主張する通りの規定があることは争はないが、申請人が工場閉鎖を行つたのは昭和二十一年六月工場再開以來毎月平均五十萬圓の缺損を續け累積する負債に苦み従業員の賃金の支拂にも困難して經營不能に陥つたといふ會社の經理上眞に止むを得ない事情に因るものであつて、右の條項は通常の事態に於いて工場閉

鎖を行ふ場合にのみ適用せられ、經營不能といふやうな止むを得ない事情に因る場合にはこれに拘束されないのみならず、使用者が争議行為として工場閉鎖を行ふ場合にもその適用がないと解すべきであると述べ、疏明として甲第一乃至五號證を提出し證人大窪清(第一、二回)の訊問を求め乙第一、二號證第三號證の一第四號證は各成立を認めその他の乙各號證は不知と述べた。

被申請代理人は申請人の申請はこれを却下するとの判決を求め答辯として、申請人及び被申請人が夫々申請人の主張する通りの株式会社及び労働組合であり、本件工場が申請人の主張するやうな管理指定工場であること、申請人と被申請人との間に賃金値上要求をめぐつて争議中、申請人がその主張の日被申請人に對し工場閉鎖及び一齋解雇を通告したと、被申請人が申請人主張の日その主張するやうな業務管理の宣言を發表し、且申請人主張の日以降業務管理を實施してゐることは争はないが、この業務管理は労働組合法によつて労働者に認められた争議権の行使であつて何等違法ではない。本件争議の原因及び経過を要約すれば、昭和二十二年四月インフレーションの昂進及び主食の缺運配により労働者の生活は極度の窮迫に陥つたので、被申請人は申請人に對し平均賃金三千四百圓に値上を要求したが、當時恰も鐵價引上の情勢が豫見されてゐたので、鐵價引上確定の際改めて考慮するとの諒解の下に暫定的に税込二千五百圓で一應安結を見たが、同年七月十一日鐵の公定價格が噸當り二千六百圓から九千四百六十圓に約三倍の引上が發表されたので、被申請人は前約に基いて申請人に對し平均賃金三千二百五十圓に値上を要求したところ、申請人は前約を翻して賃金の値上を承諾せず唯噸當り三百圓の生産奨励金の支拂を提案するのみで、全然誠意ある回答を與へず、幾回となく團體交渉を重ねたが、なほ頑として譲歩しないのみか、同年九月二十五日突如として被申請人に對し、同日限り工場閉鎖を行ひ、被申請人組合員全員を一齋解雇する旨を通告したので、之に對し被申請人は直ちに絶對反對の意思を表明し、大阪

地方労働委員会の轉旋に期待してゐたが、申請人は同委員会の轉旋委員会の席上で労働協約、労働法規を無視してでも工場閉鎖を強行するかの言辭を弄してその態度を改めないで、被申請人は同年十月二十日止むを得ず職場死守の決意を以て業務管理の聲明を發すると共に、本件工場の自主管理を行ひ一時生産を停止（同盟罷業）し申請人の態度を注視してゐたが、申請人には全然工場閉鎖を撤回する氣色が見えないので、同年十一月十二日以降生産を再開しはゆる業務管理を實施するに至つたのである。申請人は工場閉鎖後の業務管理は違法であると主張するが、申請人と被申請人との間に締結された労働協約第十條には、會社は工場閉鎖賣却讓渡休業廢止及び經營組織の變更等は組合の承認なしには行はないと定めてゐるから、申請人の行つた工場閉鎖は右の協約條項に違反し、その一齋解雇も法定の豫告期間を遵守しない解雇として無効であり、假りに即時解雇を行ひ得るとしても行政官廳の認定を受けてゐないから無効である（労働基準法第二十條）と述べ、疏明として乙第一、二號證第三號證の一、二第四、五號證を提出し證人上林貞治郎、岡田光廣、被申請人代表者森田卓爾の各訊問を求め甲第一、二號證の成立を認め同第三九至五號證は各不知と述べた。

理 由

申請人及び被申請人が夫々申請人の主張する通りの株式会社及び労働組合であり、本件工場が申請人の主張するやうな管理指定工場であること、申請人と被申請人との間に賃金値上要求をめぐつて争議中、申請人がその主張の日被申請人に對し工場閉鎖及び一齋解雇を通告したこと、被申請人が申請人主張の日その主張するやうな業務管理の宣言を發表し且申請人主張の日以降業務管理を實施してゐることは當事者間に争がない。一般に業務管理又は生産管理とは、労働争議に於いて労働者の團體が争議目的を達成する爲め使用者所有の工場、機械、原料、資材等の生産手段をその占有の下

に置き（工場占據）、企業經營についての使用者の指揮命令を排除して自らその企業經營を擔當する（經營掌握）争議行爲であるが、労働争議に於いて労働關係の當事者である使用者及び労働者が、相互對等の關係に立つて争議權を行使し得るといふ労働争議に於ける公正の原則は、現代の労働法秩序に於いて承認された根本理念であつて、このことは労働組合法第一條、第十二條が主として労働者の立場から労働者の團體權及び争議權を認め、正當な争議權の行使は刑法上犯罪を構成せず、私法上損害賠償の責任を生じないことを明定し、労働者の争議權を確認したことから窺はれるところであつて、この争議權の行使が労働關係調整法その他の労働法視又は労働協約上の平和義務條項によつて一定の制限に服すべき場合があるのは當然であるが、さうでなくて労働者の争議權を剝奪し、又はその行使を事實上不能ならしめるやうな事態の下に争議を行はしめることは、前記公正の原則に反するものといはねばならぬ。世上いはゆる生産管理は終戦後我が國經濟界のインフレーションの昂進に伴ひ、労働者は實質賃金の低落により極度の生活不安に脅され、賃上により辛じて生計の破綻を支へて來たのに反し、企業家は生産復興が戦後經濟の至上命令であるにもかゝらずやゝもすればインフレーションによる生産資材の價格の高騰を待機し、生産サポーターに傾かうとしてをり、労働者が同盟罷業又は怠業を行つても徒に賃金不拂を誘致し、労働者の生活を更に窮地に追込み却つて企業家の生産サポーターを正當化する口實を與ふる結果を招來し、争議手段として全然無力であり、若し他に適當な争議手段を認めないならば労働者の争議權は有名無實の空器と化し、争議權の剝奪又は行使禁止に等しい結果になるといふ、戦後經濟の特殊な條件の下に止むを得ない争議手段として發生したものである。すなはち生産管理はかかる労働争議の緊急状態に於ける労働者の緊急行爲としての争議權の行使であつて、これは労働者の争議權を確認し、且労働争議に於ける双方當事者の對等を要求する労働組合法の精神に合致するものと認むべきであつて、（イ）労働者が他に争議手段を有せず、しかも争議

を行はねばならぬといふ緊急状態に於て、争議目的達成の爲め一時的に認められる補充的争議手段であること(ロ)労働者が善良な管理者の注意を以てその占有する工場機械原料資材等を管理し、経営者の有すべき合理的経営方針に準據して生産、販賣、經理、出納を行ふことを條件として適法と認むべきである。成立に争のない甲第一號證、乙第二號證及び證人上林貞治郎、岡田光廣の各證言によれば本件労働争議の原因及び經過は被申請人主張の通りであり、(被申請人代表者森田卓爾の供述中右認定にそはな部分は措信しない)又前示岡田證人の證言によれば、被申請人は業務管理として大體に於いて申請人の従來の経営方針に従つて經營、經理、人事等各般に亘つて管掌し、工場内にある原料資材を用ひて生産を遂行し、製品は正規の販路に賣却し、賣上代金は一部資材の購入に充て、従業員の賃金も従前の支給額を支拂つてゐることを認むるに足り、證人大窪清(第一回)の證言中右認定に反する部分は措信しない。しからば本件業務管理は前記の要件(イ)(ロ)を具備してゐるから適法と認むべきである。

申請人は(一)生産管理は所有権及び經營權を侵害するから違法であると主張するけれども工場、機械、原料、資材等は有機的に結合されて企業を構成してゐるから、これ等の生産手段に對する所有者(經營者)の放棄な意思是、企業の擔當する社會的機能に制約されねばならぬことは、所有権に内在する社會的義務上當然であつて、労働法の解釋として認められる生産管理の限界内に於いて、所有権(經營權)が制限を受けることがあつても所有権(經營權)の不法な侵害とはいへなす。

(二)被申請人の業務管理は申請人の工場閉鎖後に行つたのであるから違法であると主張し、被申請人は右工場閉鎖は労働協約第十條に違反し違法であると抗争してゐるので、按ずるに申請人と被申請人との間に締結された労働協約第十條に被申請人主張の通りの條項があることは當事者間に争のないところであるが、この條項は會社が自己の都合によ

り自由に工場閉鎖、賣却、譲渡休業、廢止、經營組織の変更を行ふことができるものとすると、組合員に無用の不安動搖を與へる虞があるのでこれを未然に防止する爲め、組合の承認を要することを規定したものであるから會社が自己の都合により工場閉鎖等を行ふ通常の場合に關する規定であり、且いはゆる平和義務に關する規定でもないから(イ)會社が不可抗力その他その責に歸すべからざる事由又は經營不能といふやうな正當の事由によつて工場閉鎖を行ふ場合(ロ)會社が争議手段として工場閉鎖を行ふ場合にはその適用がないと解しなければならぬ。しかし(イ)證人大窪清(第一回)の證言により成立を認め得る甲第二、五號證、成立に争のない乙第二號證及び證人上林貞治郎の證言、被申請人代表者森田卓爾の供述を綜合すると、申請人は昭和二十一年六月から同二十二年六月迄の間に於ても、毎月平均五十萬圓位の缺損を續け税金その他の負債約三千五百萬圓に達する状態であつて、金融その他諸方面に於いて少なからざる困難に直面してゐるけれども、右缺損は計數上の結果に過ぎず實際はなほ相當の利益を擧げてをり、必ずしも經營不能の状態にはないことを認むるに足り、前示大窪證人(第一、二回)の證言中右認定に反する部分は措信しない。従つて本件工場閉鎖は正當の事由を缺き前記労働協約第十條に違反し違法である。次に(ロ)争議手段としての工場閉鎖(作業所閉鎖)とは労働争議に於て、使用者が争議目的を達成する爲め労働者の團體を作業場から閉め出す争議行爲であり、労働者の團體に對する一齋解雇を伴ふのを通常とするのであるが、工場閉鎖の際争議目的の達成又は争議終了後に雇傭契約を更新する意思を表示することを要し、唯この意思は必ずしも明示的であることを要しないが、少くとも工場閉鎖の際暗黙に諒解され得るものでなければならぬと解すべきところ、前示大窪證人(第一、二回)の證言によれば本件工場閉鎖は専ら會社の經營不能といふ經理上の理由に出たものであり、争議の解決如何にかゝはらず工場再開の意思がなく従つてこれを表示しなかつたことを認めることができるから争議權の行使と認めることはできない。以上いづれの場合

に於ても本件工場閉鎖は適法でないから被申請人の業務管理に毫も消長を來すものではない。(三)被申請人の業務管理は不法な自力救済であるから違法であると主張するけれども、前段に認めたとやうに本件業務管理は正當な争議権の行使として適法である。(四)被申請人の業務管理は申請人が商工大臣の管理指定工場の管理保全業務を遂行することを妨害するから違法であると主張するけれども、成立に争のない甲第一號證によつても明かなやうに被申請人は業務管理の當初から右管理保全業務を除外して業務管理を實施してをり、又申請人の全疏明によつても申請人主張のやうな管理保全妨害の事實は認められない。(五)被申請人の業務管理は管理の方法か失當であるから違法であると主張するけれども、前段認定の通り管理の方法は大體に於て妥當であつて必ずしも適法の限界を逸脱してゐるとは認め難い。以上の説明で明かなやうに當裁判所は争議手段としての業務管理は既に述べたやうな一定の要件の下に適法であり、被申請人の實施してゐる本件業務管理は右の要件に適合してゐるので、これを適法な争議行為と認めたのである。従つて申請人は被申請人に對して本件業務管理の停止を請求する権利を有せず、唯業務管理が右の要件に適合して適正に實施されることを要求し、若し少しでも適法な限界を逸脱した場合にはその範圍に於て是正を求め、且將來再びこれを逸脱する虞がある場合には適當な豫防を請求する権利を有するものと解しなければならぬ。しかして業務管理の實態が適法であるか否かの判断は相當に困難であり、利害關係が尖鋭化して對立する争議中のことであるから、やゝもすれば適法な限界を逸脱する傾向が多いことは自明の理であつて、これが爲め申請人の蒙ることあるべき損害を豫防しなければならぬ點に保全の必要を認めねばならぬ。すなはち申請人は申請人が被申請人に對して有する右損害豫防請求権を被保全権利とし、右損害豫防の必要あることを保全の理由としてこの現在の危険を豫防するに適當な保全處分(假りの地位を定むる假處分)を請求する権利を有するものと認めねばならぬ。

よつて當裁判所は諸般の事情を參酌してこの場合に最も適當と認むる處分を命じ、訴訟費用の負擔について民事訴訟法第八十九條、第九十二條を適用して主文の通り判決する。

大阪地方裁判所
判 事 相 賀 照 之

一一、假處分命令申請

布施市御厨一〇三番地
申請人 大阪ヤマサ農機具製造株式会社

右代表者取締役 齋 藤 明
右申請代理人辯護士 赤 鹿 勇

布施市御厨一〇三番地
大阪ヤマサ農機具製造株式会社内
被申請人 全日本機器労働組合大阪ヤマサ分會

右代表者 黒 川 一 彦

動産引渡等假處分命令申請事件

申請の趣旨

被申請人は別紙第一物件目録記載の物件を申請會社に引渡すべし。
別紙第二、第三物件目録記載の物件に對する被申請人の占有を解き、申請會社の委任したる大阪地方裁判所々屬執行吏に之が保管を命ず。

右執行吏は別紙第二物件目録記載の物件に付ては其現狀を變更せざること、及申請會社の目的事業たる農機具(犁)製作のために使用することを條件として被申請人に之が使用を許すべし。

被申請人は別紙第三物件目録記載の物件に付ては、農機具(犁)製作に限り之が使用を爲すことを得。

被申請人は前項により製品化したる物件は東京都江戸川區西小松川町二丁目一〇八〇番地東京ヤマサ農機具製造株式會社以外には販賣すべからず。

右執行吏は第二項乃至第五項に付き其保管に係ること及右保管物件の使用販賣の制限に付き適當の公示方法を採るべしとの御裁判を求む。

申請の原因たる事實

一、申請會社は戦時中東艦航空工業株式會社と稱し、航空機部品の製作に従事し、終戦後特別經理會社の指定(負債超過額百六拾萬圓)を受け昭和二十一年十一月十八日其商號を大阪ヤマサ農機具製造株式會社と改めると共に、其目的たる事業を農機具製造販賣業に轉換したる資本金壹百拾九萬圓(全額拂込済)の會社なり。

二、被申請労働組合は全日本機農労働組合大阪ヤマサ分會と稱し、申請會社の従業員の一部を以て組織せる労働組合にして、同組合員等は元總同盟加盟の大阪ヤマサ農機具労働組合の組合員なりし處、被申請労働組合の現委員長たる黒川一彦他二十數名の過激分子は總同盟の労働争議の指導精神にあきたらずとして、昭和二十三年三月十三日全組合(大阪ヤマサ農機具労働組合)より脱退し、産別系の全日本機器労働組合に加盟参加し其大阪ヤマサ分會を結成したるものなり。

従つて申請會社には總同盟系の從來より存する大阪ヤマサ農機具労働組合と、産別系の全日本機器労働組合大阪ヤマサ分會と二組合の並立せる状態なり。

三、然る所、右労働組合の内被申請組合は昭和二十三年三月十六日申請會社との間に賃金値上問題に關し意見の不一致を見るや翌十七日午前八時頃より生産管理を爲する稱し、不當にも申請會社所有に係る別紙第一乃至第三物件目録記載の物件を擅に占有し、申請會社の之等に對する支配權を排除し其營業を繼續的に妨害しおるものなり。

(註) 生産管理の適法論不適法論は別として本件は單に生産管理なりと稱しおるに止まり、正當な意味に於ける生産に非ず單なる營業妨害なり。其詳細なる経過左の如し。

(1) 申請會社は昭和二十一年十一月其目的たる事業を現事業に轉換し。

(2) 昭和二十二年六月企業再建整備法に従ひ其企業整備のため人員の整理を發表したることに端を發し、爾來怠業状態となり今日の結果を生むに至りたるものなり。

(3) 右人員整理に反對したる労働組合(被申請組合とは別の組合)は昭和二十二年七月大阪地方労働委員會に提訴し、其結果同月廿六日左の調停案を双方受諾するに至りたり。即ち

(一) 申請會社は六月廿一日附を以て爲したる黒川一彦(被申請組合委員長)外十九名の解雇を取消し一切を白紙に戻すこと。

(二) 申請會社經營に必要な人員整理に關しては其範圍時期は大阪地勞委が幹旋員として指名したる盛田文治氏と申請會社側との協議に委ねること。

(4) 其結果同年七月廿八日前記二十名は一旦復職したるも、内十一名は直ちに自發的に圓滿退職したり。

(5) 其後八月二日に至り残り九名の内更に四名も自發的に圓滿退職したり。

(6) 依而残り五名(黒川一彦外四名)に付ては同八月十日前記幹旋員盛田氏の幹旋により退社せしめることとなり申請會社及盛田氏より其由申渡したる處、内二名は之を受諾したるも黒川一彦他二名は強硬に反對し之を拒否し幹旋員盛田氏の顔をつぶす事となりたり。

(7) 然して右黒川一彦他二名は同年九月再び大阪地勞委に提訴し、大阪地勞委に於ては曩に調停成立したる事件の組合側の不誠實による不履行に歸因する事件のむし返しなるに拘らず、再び之を取上げ、然も申請會社に對し前記三名の復職を強要するの舉に出られたるを以て申請會社に於ては之を拒否したり。

(8) 其後度々の幹旋委員會に於て殆ど半強制的に前記三名の復職を迫られたるを以て、遂に同年十一月廿九日に至り全く已むる得ず之を受諾するの他なきに立至りたり。

(9) 如斯申請會社は同年六月以降不斷の勞働攻勢と従業員の全面的怠業により生産は激減し、會社經營は益々困難となり毎月の赤字に悩みおりました。

(10) 昭和二十三年二月廿一日に至り組合側より平均手取四千五百圓(現平均二千五百圓)の要求ありたるも、前述

の如く昨年六月以降怠業状態の赤字は既に七十七萬圓に昇り生産増強の確固たる裏付け無き限り無條件に之を受諾することは直ちに申請會社の破滅を意味すること餘りにも明かなるを以て、申請會社側は組合側に對し右の如き苦境を朝え會社經營内容を公開し、若し組合側に於て生産増強の裏付けを條件としての賃金値上げならば何時にても之に應ずる用意あるのみならず、寧ろ會社側の之に對する案は勞組の要求以上なる旨述べたるも勞組は無條件(生産増強裏付けの責任なき)賃上を要求して譲らず、遂に妥協に至らざりしものなり。

會社の此時示したる案は同種製品を製作せる東京ヤマサ工場の過去及現在の製産実績を基準にしたるものにして無理なき案なり。

(11) 然る處當時右組合運動を指導しおりたる總同盟に於ても前記の如き申請會社の實情に大に同情し、會社の現状に照らす時は組合側の要求は過大なりとし同三月十二日同組合に對し、

(一) 幹部五名は退職すること。(但し退職金は各壹萬圓のこと)

(二) 會社に對し二割の増給を要求すること。

の案を提出したる所組合幹部たる黒川一彦等は右總同盟の案に對し、極度に不満の意を懷き假令之が爲め會社が破滅するとも吾等の要求は貫徹すると稱し、遂に之等強硬派二十數名は組合より脱退し被申請組合たる全日本機器労働組合大阪ヤマサ分會を結成するに至りたるものなり。

(12) 然而之等過激分子は同夜同工場内社長寢室前の廊下に集合して床板を踏み鳴らし、洗面器をたたき高聲に労働歌を合唱し故意に喧騒を極め社長をして一睡をも得ざらしめたり。

(13) 翌十三日も被申請組合員等は申請會社に對し前述四千五百圓の要求を執拗に繰返し其回答を求めたるを以て、

申請會社に於ては同十五日に之が回答を約したり。

(14) 依而同十五日申請會社は被申請組合に對し、生産獎勵歩増金制度（月産七百臺迄は現状の儘其以上生産したるときは歩増を附し、一千臺となりたるときは一人四千七十圓となる制度、因に月産一千臺は東京ヤマサ工場に於て容易に實行しつゝある生産數量なり）を回答したる處、被申請組合は之に對する諾否を翌十六日に約したり。

(15) 然るに翌十六日被申請組合は前記申請會社案を拒否し來り、然も同日夜は八時頃迄組合幹部外數名が工場内に居残り何事か対策しおりましたが、翌朝發見したる所によれば同夜中に同工場内に在りたる東京ヤマサ農機具製造株式會社宛發送荷造梱包約八十個の内上積の約十數個の繩を不法にも切斷し直ちに發送し得ざる状態たらしめたり。

(16) 然れ共申請會社は右の如き不法行為の爲されたる事實を知らざるを以て、翌三月十七日午前七時十五分頃豫ねて發送を依頼しありたる竹橋運送店のトラック來りたるにより直ちに之に積込まんとしたる處、前記の如く梱包の繩は切斷されおり積込不可能となりたるも係員を督勵して漸く繩を掛け約七割を積込みたる際、被申請組合の委員長たる黒川一彦出社し來り其迄申請會社側の積込作業を傍觀しおりたる被申請組合員十數名に對し、右黒川は積込作業の妨害を命じ、此等十數名の者は右妨害命令を受けるや内約十名は積込作業を爲しつゝある申請會社側の者に對し體當りを以て之を妨害し、更に残り數名は車上に飛上り、既に積込を了したる荷物を地上に亂暴にも投げ降り始めたるを以て、其場に居合せたる申請會社代表者は前記黒川に對し其不法を詰りたる所、同人は生産管理を爲す旨を宣し、同組合員を指揮して前記の如き妨害行為を繼續せしめたるを以て、之以上實力を以て争ふことは徒らに事態を紛糾せしめ、却て派生的不祥事を惹起するの虞ありたるを以て已むを得ず彼等の爲すが儘に委せたり。依而被申請組合員等は車上の荷物全部を地上に投降し完全に發送を不可能ならしめたり。

(17) 右の如き妨害行為のありたる後約二時間を経過したる同日午前九時頃に至り、被申請組合は申請會社に對し別紙第六號闘争宣言書（生産管理宣言書に非ず）を手交し來りたり。

尙同時刻頃被申請組合は工場全部並に守衛室を占領し、同組合員以外の入室を禁する旨工場入口に表示し、工場内部より施して組合員以外は何人と雖も入らしめず（實情調査に來りたる布施署司法主任さへ遂に入室出來ず）事實上此等に對する申請會社の支配権を拒否排除するに至りたり。

(18) 然る處前記發送を妨害せられたる物件は農林省の指示に従ひ一時も早く急送を要する物件なるを以て、申請會社に於ても被申請組合と談合の上圓滿裡に發送を爲さんと考へ、其由を申入れると共に生産管理を始めるに付き正式に組合内部の手續を履みたるや否やを訊ねたる所、副委員長たる荒井美雄（委員長不在）は、
(一) 正式には生管に入つておらぬ。
(二) 併し荷物の發送は極力之を阻止する。
旨を答へつゝある所へ黒川委員長歸り同人も亦右同様の回答を爲すと共に、生産管理に入りたるが故に荷物の發送を阻止する旨の同日朝の宣言との喰違ひに對する釋明を申請會社より求めたるに對し「今朝左様の宣言を爲したる事實なし」と答へ生管の事實を否定したり。

尙本爭議應援のため來合せありたる全日本機器労働組合大阪支部委員山本某も唯今は闘争に入つておるが（前記闘争宣言の通り）生産管理には未だ遣りおらざる旨を確答し、前記正副委員長の答へを裏付けしたる不拘、然も彼等は何故か荷物發送に付して極力之が阻止妨害するの態度を示し、毫も申請會社の苦境に同調するの意なきこと明かとなりたり。

(19) 依而申請會社は已むなく其保護を布施警察署に求め口頭を以て前記の如き營業妨害行為を告訴したる處、同署に於ても直ちに關係者を取調べられたる結果生産管理に非ざること明かとなりたるため(前記黒川山本兩名共に生産の事實を否定したるによる)營業妨害と判断せられ正式に事件を受理せられたり。

(註) 同署に於ては若し生管中なれば前記の如き不法行為と雖も汗流に處理出来ぬと用心せられたるによる。

(20) 然るに右の如き布施警察署が營業妨害として處理せられんとすや、黒川等は俄かに慌て出し、同日(十七日)午後五時五十分頃に至り別紙疏等七號の如き生産管理通告書を申請會社に手交し來りたり。

然而同通告書によれば前記の如き營業妨害の事實ありたる時より遡り同日(十七日)午前零時より生産管理に違反する旨記載しあり、前述再三の生産管理の事實の否認と思ひ合せ恐らく布施警察署が生産管理中ならば營業妨害としての犯罪成立を疑問視せられおる點に着眼して俄かに斯る書面を作り事實を糊塗せんとする陋策ならんと思惟するものなり。

惟ふに労働争議行為は組合としての團體行動が適式に爲されたる場合にのみ許容せられるものにして、正當なる労働争議は常に其組合員の總意に基き一定の日時を期して其行動に移るべきものにして其日時及争議の方法は相手方たる會社側に豫め通告するを要するや、論なき所なるに不拘、本件の如く實際の行動より約十七時間を経過したる後に至り、然も再三の確言を翻しての生産管理宣言は不當といふよりも、寧ろ其成立に於て毫も眞實性なく同宣言が組合員の總意に問ふことなく何等正式の手續を経ずして單に一部幹部の獨斷を以て爲されたるものに過ぎざる虚偽の文書なりと判断するに難からざるものなり。

四、以上の如く被申請組合の本件生産管理と稱するものは正式に組合總會の招集並に之に關する決議を行ふことなく、

唯一部幹部の獨斷による専行に外なきものなれば生産管理の適法不適法論に不拘正當なる意味に於ける生産管理に非ず。

又其個々の具體的内容に照し見るも、

(1) 發送すべき荷造梱包の繩を切断し、

(2) 發送すべくトラックに積込みたる荷物を投降して發送を妨害し、

(3) 梱包を解き荷造商品を故意に工場内に散亂し發送を更に困難ならしめ、

(4) 申請會社の再度の發送協力要請に對し之が故なく拒否且妨害せんとしたる、

各行爲は孰れも單に申請會社の營業妨害を目的とする行爲にして其自體生産管理行爲に逆行する行爲なり。

何となれば製造販賣事業の生産管理は製造し販賣する行爲ならざるべからざるに不拘販賣を阻止するが如き行爲は生産管理の内容に矛盾するの行爲なりと謂ふ他なし。殊に本件の如く其製品の販賣ルートがクーポン制にして唯一無二に決定せる場合は申請會社に代り其發送を爲すべきものにして之を阻止するが如きは凡そ營業妨害以外意味なき行爲なり。

五、如斯被申請組合は生産管理を履き違へ生産管理の宣言さへ爲せば如何なる行爲も正當化され法は之を許容するものなりとの誤解の下に行動しおるものにして、斯る無知識にして且危険なる被申請組合に於ては今後其占有に係る別紙第一乃至第三各物件目録記載の物件に對し争議資金獲得の名の下に又は怠業より生ずる給料不足金獲得のために之等物件を擅に賣却其他の處分を爲す等、如何なる暴舉を敢て爲すやも測り難く且斯る危険性多分に存すること推知するに難からざるを以て今にして適當の處置を構じ置かざる時は將來償ふことを得ざる不測の損害を招くや必至なりと

類はざるべからず。

殊に本件材料は全て農林省より東京ヤマサ農機具製造株式会社を経て支給せられおる有償支給材料なるを以て其材料の横流しするや測り知れざる危険多分に存するものなり。

六、右の如き事情なるを以て申請會社は被申請組合の適式且妥當なる生産管理行爲を妨げざる範圍に於て申請の趣旨記載の通り假處分を得度く右申請に及びたる次第なり。

昭和二十三年三月二十四日

右申請代理人辯護士 赤 鹿 男

大阪地方裁判所 御 中

假處分決定

當時者は別紙申請書の通り

右當事者間の昭和二十三年(ヨ)第一九八號假處分申請事件に付いて當裁判所は申請人の申請を理由があると認め、申請人に保證として金參萬圓也を供託させ次のように決定する。

一、別紙第一乃至第三目録に記載する物件について被申請人の占有を解いて申請人の委任する大阪地方裁判所々屬の執行吏にその保管を命ずる。

二、執行吏は被申請人の申出により

(ア) 右第二目録に記載する物件について被申請人が右物件の現状を變更しないことを條件として被申請人にその使

用を許し、

(ロ) 第三目録に記載する物件について被申請人にこれを使用して農機具(犁)の仕上製作を許し、

(ハ) 被申請人が製作した前號(ロ)の製品について被申請人にこれを東京都江戸川区小松川町二丁目千八十番地東京ヤマサ農機具製造株式会社宛に發送を許すことができる。

三、右の各場合に執行吏はその保管にかゝる事實及び保管物件使用許與の條件を公示するため適當な公示方法をとらねばならぬ。

四、執行吏は申請人の申出により執行吏が保管する右第一目録に記載する物件を申請人に引渡し、又前項(ロ)の物件を被申請人が同項(ハ)に指定する宛先に發送しないときはこれを申請人に引渡すことができる。

五、被申請人は第二項ハ及び第四項の場合を除いて第一項に掲ぐる各物件の讓渡、占有の移轉、その他一切の處分をしてはならぬ。

昭和二十三年四月一日

大阪地方裁判所

裁判官 相 賀 照 之

昭和二十三年十二月十五日印刷
昭和二十三年十二月二十日發行



勞働關係事件判決集

定價 四五〇圓

編者

最高裁判所事務局刑事部第一課

發行者

東京都中央區日本橋箱崎町三丁目七番地

本 田 義 宣

印刷者

東京都中央區日本橋茅場町一ノ六
日章工業株式會社印刷部

發行所

東京都中央區
日本橋箱崎町三ノ七

株式會社

三 芳 書 房

振替口座東京三四六六五番

5x7



